

第
一
部

改訂増補 株式會社經濟論序

本書は次に掲ぐる所の第一版序文中に述べたる如き次第にて大正二年八月中執筆したるものなるが、幸にして江湖の愛讀を受け、前後五版を重ねるに至りしは著者の光榮とする所なり。然るに其後先輩諸氏の批評を辱うし且著者自身としても新に研究したる事項あるを以て、全部の改訂を行はんとし、暫く舊版の増刷を見合せたりしに、實際改訂の業は遅々として進まざる他の一方には舊版の古本に對する需要起り、加之二三の類書の公刊されたるものは何れも著者をして満足せしむるに足らず、出版書肆の要求も今は謝絶し難きを以て、改訂は未成なれども一先づ之を世に出すことゝなしたり。

本書改訂版と舊版との差は上編株式會社の歴史中「株式會社の先驅」と題する部分及中編第一章「株式會社の形式と實質」に關する部分に於いて、本文に多少の修補を加へたるを要點と爲す。其他全篇に互りて誤植を正し、文章の不精確なるを改め、且多少統計上の數字を新しくしたるも、自ら稱して改訂とするに足らざるものなり。而して右の内中編第一章の改訂は實に先輩福田博士及關博士の批評に依るものにして、兩博士に對し特に感謝の意を表せざるを得ず。

7 序 文 尚右の外改訂版には附録として「株式會社の起源に就て」及「會社課税に關し疑問となりたる二點」と題する二論文を收めたり。後者は本書第五章中の一節を稍詳しく述べたるのみなれども、之を雜誌「會計」に投じて多少斯學界

の論戰の端緒を開きたるの觀あるのみならず、實際行政裁判上の問題にも接觸するを以て大方の一讀を請ふ所以なり。

著者が本書の全部改訂を企てながら終に成效するに至らざりしは頗る遺憾とする所にして自ら顧みて腑甲斐なしとの嘆を發する次第なれども、此失敗の原因の一部は實に著者の研究上の計畫が一變したるにあり。蓋し著者は東京高等商業學校即ち今の東京商科大学にありて商工經營論の研究に従事すること前後十四五年の久しきに亙りて未だ何等の綜合的研究を完成するに至らず。本書第一版執筆の頃までは商業經營學を一般經濟學より引離して獨立の一學科となすべく努力したりしも、終に其事の不可能且不必要なるを感ずるに至りたり。今日著者の商工經營論と稱するは一般經濟學の廣汎なる立場より企業を見んとするものなり。故に専ら企業内部の關係に没頭したりし當時の舊著を此新しき見解の下に改訂せんことは非常の難事たるのみならず、暫く舊時の立場に歸つて唯時勢の變遷に應ずるだけの改訂を行はんとするも亦一層の難事なり。止むを得ずんば寧ろ本文の改訂を斷念して今後研究の結果は之を附録論文中に收むるを可とせんか。今は唯事情を述べて讀者の宥恕を請ふのみ。

大正十年三月

上田貞次郎

第一版序

株式會社が當今經濟上の大勢力たることは何人も疑ふものなきに拘らず此問題に關する經濟的研究は案外に幼稚なり。歐米に於ても之に關する著書論文は比較的少なけれども特に日本に於ては株式會社論と云へば必ず法律論に限られたるの觀あり。唯近年に至りて三菱銀行法學士山室宗文氏の社債論（明治四十四年有斐閣）出で、次で山口高等商業學校講師商學士兒林百合松氏の會社論（明治四十五年巖松堂）出で、又近き將來に於て福田德三博士の株式會社研究の現はれんとするは寔に喜ぶべきなり。余は久しく此類の研究の缺けたるを遺憾とし兩三年前より多少考慮を費す所あり。明治四十四年中東京高等商業學校專攻部の學生に對して株式會社論の講義を開きたることあり。又折々「國民經濟雜誌」「企業及經營」等の誌上に小論文を發表したることありしも微力にして未だ大方の批評を請ふに足る程の成績を擧ぐるに至らず。是余の深く慚づる所にして又今迄著作出版に躊躇したる所以なり。然るに今回舊藩主徳川侯の嗣子英國へ留學せらるゝに當り隨從の命を受け再度の洋行を企つるに至りたれば日本に於ける研究も此に一段落を告ぐべきを思ひ、終に意を決して勿々筆を執り此不満足なる小著を成すこととなりたり。故に余の希望は引證の該博にもあらず。思索の深遠にもあらず。唯今後此種の研究に従事せんとする諸士の爲めに陳吳の任を盡さんとするのみ。今や余が母校の研究室に於て指導しつゝありし學生の一部となりて志田鉦太郎博士の後援の下に進んで此問題の研究を繼續することとなりしのみならず世間にも亦同好の學者少からざる模様なれば有力なる後繼者の輩出す

るは期して待つべし。聊か敷言を費して本書出版の由來を記すこと此の如し。

大正二月八月

上田貞次郎

目次

上編 株式會社の歴史

緒論.....三

本論.....六

株式會社の先驅.....六

合名會社——合資會社——伊太利公債——南獨逸の鑛山——蘭英二國の制規會社

特許貿易會社.....一四

第十七八世紀の株式會社.....一五

株式會社に關する立法.....一六

特許主義——免許主義——準則主義——公示主義

一 英國の立法.....一六

二 佛獨の立法.....一七

第十九世紀の株式會社 四〇

一 英國に於ける發達 四一

二 佛國に於ける發達 四二

三 獨逸に於ける發達 四三

四 米國に於ける發達 四四

日本株式會社略史 四六

濠觴時代（立會略則、會社辨、爲替會社）——國立銀行時代——鐵道創業時代

——日清戰役前後——日露戰役前後——歐洲戰役前後

中 編 株式會社の本質及び組織

第一章 株式會社の形式と實質 四九

一 法律上の形式 五〇

株式——重役——有限責任

二 經濟上の基礎 五一

證券制度(資本の動化)——重役制度(企業者職分の分割)——有限責任制度

株式會社に關する福田、關兩博士との論争..... 九

關 博 士 の 批 評..... 二

第二章 株式會社の機關..... 四

一 株 主 總 會..... 四

總會の權限——其の實際上の效果

二 監 査 役..... 九

獨逸の制度——日本の制度——其の匡正策——檢査役——英國の會計士

三 取 締 役..... 一〇

制度の立て方の二方面——消極的方面と積極的方面

消 極 的 方 面..... 一〇

競業の制限及び會社との取引の制限——計算公示義務——罰則

積 極 的 方 面..... 一〇

賞與金——持株の制限——備重役

四 大株主と會社との關係..... 一三

大株主と事業——金融家の業務

第三章 變體の株式會社……………二五

一 私會社及び有限責任會社（附 日本舊商法の合資會社）……………二五

英國に於ける「一人會社」——私會社の特點——獨逸の家族設立——有限責任會社の特點
——日本舊商法の合資會社——日本に於ける實例

二 保證責任會社及び一部拂込の株式會社（附 ゲウエルクンシャフト）……………三三

英國の保證責任會社——獨逸、日本の一部拂込株式——ゲウエルクンシャフト

三 株式合資會社及び株式會社重役の無限責任制度……………三六

株式合資會社の發生——其の成功せざる原因——英國の重役無限責任會社

下編 株式會社の財政

第一章 株式……………三九

株式と社債との別——議決權——配當と利子及び不定額の原本償還と定額償還

一 形式上の問題……………三〇

第二章 會社の設立

額面金額の均一——額面金額の大小（及び同最低限）——記名と無記名	二
實質上の問題	三
普通株と優先株——参加的、非参加的——累積的、非累積的——殘餘財産優先權	
優先株の種類——「トラスト」の優先株	
英國の後取株	三七
後取株の利用——發起人株	
一 同時設立と順次設立	三九
發起人の業務——獨逸銀行の起業金融	
二 株金拂込	四二
全部拂込と一部拂込——拂込なしの株式——額面以下の拂込——額面以上の拂込——(一)事業の前途有望の場合——(二)法定準備金を作らん爲の場合	
三 現物出資	四三
現物評價の困難——個々の價值と全體としての價值——水割——收益力の還元	
四 「過大資本」	四四
現物出資の過大評價——組織變更の際の過大資本——匡正策——「トラスト」の場合の過大資本	

第三章 發起人の利益……………一五

一 功 勞 金……………一五

二 現物出資の利益……………一五

三 株 式 の 轉 賣……………一五

四 特別の利潤分配……………一五

英國の發起人株——獨逸の利益享有證——將來新株引受
以上各種の比較

第四章 起 業 金 融……………一六

資本信用と取引信用——固定資本の動化

一 獨逸に於ける起業金融……………一六

一、銀 行……………一六

二、工業會社及び専門金融會社……………一七

二 米國に於ける起業金融……………一六

「プロモーター」——「銀行家」——「サブスクリプション」と「アンダーライチング」

三 獨米起業金融の比較……………一七

一、獨逸の引受發行と米國の「アンダーライター」と「サブスクリプション」	一七二
二、獨逸の銀行發起と「プロモーター」	一七二
三、獨逸の證券銀行と米國の個人銀行兼株式商人	一七三

第五章 利益金及び其の處分

一 利益の算定	一七三
一、利益金算定の必要—資本金と利益との別	一七三
イ、株主の利害—嶋配當の弊—官利	一七四
ロ、債權者の利害—建設利息	一七五
二、利益金算定の基礎	一七六
「收入支出」と「資本支出」	一七六
財産評價及び減價償却	一七六
評價につき新舊商法の比較—原價か收益力か—減價償却金の形態—同帳簿上の處分	一七六
額面以上の株式發行	一八四
二 利益金の處分	一八五
一、損益平均の必要	一八六
固定費と變動費—企業の擴大と損益平均の必要	一八六

二、配當平均の必要……………一七

配當平均と株式の相場——擔保價格——新株發行の便宜

三、積立金の種類……………一八

第一種 固定財産の減價償却準備金

第二種 自己保險積立金

第三種 純益中よりの積立金

(一) 損失填補——法定準備金

(二) 配當平均準備金——其の形態

(三) 事業擴張積立金

四、利益配當及び積立の方針……………一九

積立金の先後——定率配當と特別配當

五、秘密準備金……………二〇

秘密準備金の發生——其の利害得失

第六章 増資及び減資……………二一

一 増 資……………二二

形式上の増資……………二六

形式上増資の場合——其の行はるゝ理由	
實質上の増資	一七
A、事業が成功したる場合の増資	一七
(一) 利益の積立	一七
(二) 一時借入金(獨逸銀行の方針)	一九
(三) 社債發行	一九
(四) 株式發行	二〇
平價發行と打歩發行——舊株主に新株引受權分與	
B、失敗したる場合の増資	二〇
(一) 優先株の發行——(二)資本切下により新株募集——(三)兩者併用——日本に於ける優先株の 實例——歐米に於ける追納金の強制	
減 資	二七
形式上の減資——資本金切下げ	二八
實質上の減資	二九
財産の一部返還——資本金の分割返還——利益享有證	
スエズ運河會社の財政	二九

第七章 社 債……………三三

會計の公表と社債——社債の利益——日本に於ける實例

一 社 債 の 種 類……………三三

短期社債と長期社債——擔保附と無擔保

歐米の「トラスト」——英國の放資信託——米國の「トラストコンパニー」——歐米に行はるゝ擔

保附社債信託

擔保附社債信託法

二 社 債 の 發 行……………三六

直接發行と間接發行——其の利害——社債引受「シンヂケート」——米國の私人銀行、國立銀行、

「ボンドハウス」

平價發行と割引發行——其の利害得失

募入方法

三 償 還 及 び 借 替……………三四

社債の性質と償還——償還——減債基金——其の形態——借替——米國の「コンバーチブルボ

ンド」

第八章 會社の合併及び結合……………二四四

一 會社の合併……………二四四

大經營と小經營の利不利——經營擴大の傾向——新設合併と吸収合併——株主の合併と
財産の合併——合併の手續——合併契約の條件——株式及び財産の評価——合併の財政

二 會社の結合……………二五八

事業上の統一——米國に於ける方法——「トラスト」の起源——其の禁止——持株會社
持株會社の種類——(一)支配會社——(二)金融會社——(三)證券引受會社——(四)放資會社
金融會社の實際——證券引受會社——獨逸に於ける實例——放資會社——英國の金融會社

附 錄

一 株式會社の起源に就て……………二七三

二 會社の課税に關し疑問となりたる二つの點……………二八一

改訂増補 株式會社經濟論

上編 株式會社の歴史

緒 論

第二十世紀は株式會社全盛の時代なり。株式會社は現代文明國の經濟生活に於て最早特殊の現象にあらず、普通の現象なり。吾人の消費する所の衣食住の材料は大抵何れかの株式會社の供給する所たり。吾人の知己朋友の大部分は會社員と稱する社會上の一新階級に屬し、官吏・軍人・醫師・辯護士と相對立せり。又彼等の内の多少資産を有するものは少くとも其の收入の一部を株式の配當又は社債の利子に依りて得つゝあり。現代の問題たる工業労働者の多くは株式會社の經營する工場より其の賃銀を得つゝあり。一世の耳目を聳動する乾坤一擲の大投機は株式市場に於て行はれつゝあり。一言を以て之を蔽へば株式會社は現代國民經濟に於ける生産及び分配の中心點をなせり。株式會社を取去るときは吾人の經濟生活は一變せざるべからず。

株式會社に關して精確なる統計を得るは頗る困難なることなれども、歐米先進國の専門家の推算に依れば英米佛獨の諸國に於ては國民の財産の四分の一乃至三分の一は株式會社の所屬なりとせらる。又一九一〇年末に Neymark 氏の調査したる所に依れば世界各國の取引所に於て取引せられ得べき證券（株式、社債、公債）の全額は左表の如し

(Liefmann; Betheilungs u. Finanzierungs Gesellschaften. 2. Aufl. ss. 30-31)。

	一九〇八年	一九一〇年
英 國	五二〇—— <small>億圓</small> 五四〇	五六〇—— <small>億圓</small> 五六八
米 國	四六〇——四八〇	五二〇——五二八
佛 國	四二二——四二〇	四二四——四四〇
獨 逸	三三〇——三四〇	三六〇——三八〇
露 國	一〇〇——一〇八	一一六——一二四
奧 匈 利	八四——八八	九二——九六
伊 太 利	四〇——四八	五二——五六
日 本	二四——二八	三六——四八
其 他	一三一——一四四	一四〇——一六〇
合 計	二〇九二——二二〇四	二二〇〇——二四〇〇

備考 此の合計の内にて歐洲各國の公債は六百億圓に達す。

即ち此の巨大なる資本の大部分（公債を引去りたるもの）は鐵道となり、船舶となり、工場となり、商品となりて株式會社の手に運用せられつゝあり。又これ丈の資本は證券となりて大小資本家の爲めに放資及び投機の目的となり

つゝあるなり。其の勢力の偉大なること以て見るべし。

然れども株式會社が此の大勢力を築きしは決して古き出來事にあらず、僅かに過去五六十年の間にあり。アダム・スミス (Adam Smith) が一七七六年に其の「國富論」の中に株式會社を論ぜし條 (第五卷第一章第三節) を見るに左の如き記事あり。

『株式會社の營業は取締役によりて支配せらる。取締役會は時として株主總會の監督を受くることあれども、其の株主の大多數は會社の營業に關して何等の知識あるものにあらず。故に株主間に黨派の分裂を來したる場合の外は會社の爲めに顧慮することなく、唯、毎年若くは毎半年に取締役會が議決したる丈の配當金を得て満足しつゝあり。此の如く株式會社の株主となるには毫も手数を要せずして、而かも其の責任は出資額に限らるゝが故に普通の私的結社に放資することを好まざるものも相率めて株式事業に参加するを辭せず、是れ株式會社が私的結社の爲し得るよりも遙かに大なる資本を集中し得る所以なり。然れども株式會社の取締役は自己の財産よりも寧ろ他人の財産を處理する地位にあるものなれば到底私的結社の社員の如く、其の業務に専心勉強するを望むべからず。彼等は例へば大家の家職の如く小事に専らなるを以て主人の名譽を傷くるかの如くに心得るを常とし、従つて多少の怠慢と浪費は何れの會社にも免るべからざることゝなるなり。されば實際に於て外國貿易に従事する株式會社が私的結社の同業者と競争して、能く其の地位を保ち得たるもの少く、唯僅かに政府より獨占の特許を受けたる場合に於て成功せるものありしのみ、時としては此の特許を受けながら尙失敗に陥りし例さへあり。』

『若しも商人の團體が自己の費用と危険を以て遠國の野蠻なる地方に新商路を拓かんとするならば、政府が之に對して有限責任の結社を許し、且或年限の間其の方面の貿易を獨占する權能を與ふことは決して不條理にあらず。是れ蓋し將來に於て國民全體の利益となるべきことに就き少數の個人が危険と費用を惜まざる場合に之に對し

て國家の與ふる當然の報酬なれば、新機械の專賣權を其の發明人に與へ、新刊書の著作權を其の著者に與ふると同じ主義に基くなり。然れども一定の年限が経過したるときは其の獨占權を廢止せざるべからず……永久に獨占權を遺すは不可なり……併し獨占權を失ひたる株式會社は外國貿易に於て成功すべき道理なし。』

『株式會社が特權なしに經營して誤なかるべしと考へらるゝ事業の種類は其の經營の各部が一定の執務規定の下に整理せらるべきものなり。而して此の部類に屬する事業は第一に銀行、第二に火災及び海上保險、第三に運河、第四に大都會の水道なるべし。』

『然れども或事業が株式會社にても經營し得べしと云ふ理由のみに因りて此種の會社を設立せしむるは不可なり。株式會社の設立を許すべき場合は尙此他に二の條件を要す。第一に其の事業が公益を増進するものなること、第二に私的結社が供給し得るよりも大なる資本を要すること是れなり。』

流石にアダム・スミスが株式會社の真相を捕へ居たることは吾人の看取する處なれども、此の制度の前途に對して甚しく消極的なる意見を抱きしことも亦明かなり。而かも此の如き見解は獨りスミスのみならずサヴァリー (Savary) ジェッソン (Jessen) も同じく株式會社を非難したるものなれば是は第十八世紀の識者一般の意見と看做すを得べし。當時の株式會社の振はざりしことを以て知るべきにあらずや。

然るにアダム・スミス没後の大勢は如何。彼自身の唱導したる政治上、經濟上の自由主義は蒸汽・電氣の發明と相俟つて所謂産業革命を惹起し、あらゆる企業の規模を大ならしめしかば、株式會社の領域は非常に擴張せられたり。銀行、保險は云ふまでもなく、鐵道に、海運に、鑛山に、各種大工業に、都市事業に、株式會社は殆んど行く所として可ならざるなく、苟も大資本を要する大事業は悉く此の制度を應用することとなり、株式會社は實に世界の實業界を風靡したりと云ふも誣言にあらざるなり。されば現代の經濟學者は何れもスミスの如き狹隘なる意見を棄て、其

の前途を樂觀せり、即ち英のマーシャル (Marshall) は曰く(原論)

『將來商業道德の進歩と商業上の祕密の減少とに依りて株式會社の制度は其の今日までに失敗したる方面にも應用せらるゝこととなり、其の領域を擴張すべきや明かなり。』

獨のシュモラー (Schmoller) 曰く(原論、第一卷第二編第七章)

『株式會社制度の初めは機械的、劃一的に經營し得べき種類の事業にのみ適用されたれども、最近發展の大勢は總ての商業、交通業、及び工業に擴張せらるゝこととなりたり。今後二十年乃至五十年の後に至らば恐らくは此の制度が總ての大經營に於ける唯一の經營法となるべし。』

以て其の一斑を觀るべきなり。

本 論

株式會社の大發達が歴史上新らしき出來事なるは前段に述べたるが如し。然れども之れを一個の制度として其の起源を尋ねんと欲せば、尙少くとも二三百年の昔に遡らざるべからず。蓋し株式會社の如き複雑なる制度は一朝一夕に案出せらるゝこと能はず、之れが先驅たる種々様々の制度ありて、配合構成の材料となれるなり。

株式會社の先驅

第一 合 名 會 社

總ての企業は家族より起り、總ての結社事業は家族的結社を模型となす、此の意味に於ては株式會社も亦直接間接に合名會社の影響を受けしこと云ふまでもなし。合名會社は佛語の *Société en nom collectif* にして數名の社員其の家名を合せて會社の商號と爲すに依り此の名稱を生ぜり。合名會社の起源は明亮ならざれども、伊太利にては第十二世紀乃至第十四世紀に於て既に同血族に屬する人々の共同して商工業を營みたる事實あり。而して此の團體は第十四五世紀中に一の會社として公の役所に登記せられ商號を用ひて取引することとなり、次で親戚以外の者をも社員と

し、會社の財産を各社員の財産より分離して考ふるに至れり。此の風習は第十五世紀乃至第十八世紀に至りて歐洲全土に普及し爾來最も普通なる企業組織となりたり。

第二 合 資 會 社

合資會社と合名會社との區別は後者が無限責任社員のみより成立するに反して、前者が有限責任社員と無限責任社員との混成團體たる點にあり。其の起源にありても合名會社は昔より一家一門の共同事業なるに反して、合資會社の濫觴は商人と其の金主との契約にあり。羅馬時代に於ても海外に出で、貿易を爲す所の商人が、内地の豪族の委託に依りて其の商品を販賣し又は其の資金を運用して獲たる利益を分配する習慣ありしが、帝國瓦解により此の如き經濟上の制度は燦爛たる文學、技藝と共に一旦滅亡に歸したり。然るに羅馬を倒したる歐洲の蠻人は數百年を経て、文運復興の時代に逢着せしかば、伊太利の自由都市には期せずして再び同種契約の發生するを見たり。之れを「コンメンダ」Commendaと稱す、即ち合資會社 Kommanditgesellschaft の初なり。

「コンメンダ」契約は請負契約の如く、雇傭契約の如く、又貸金契約に似たり。然れども、利益を一定の率にて分配する所より見れば一種の組合契約なり。其の組合員の内、海外に出で、働くものを「トラクタトル」Tractorといひ、之に金員を託するものを「コンメンダトル」Commendator といふ。初め「コンメンダトル」は營業の方針及び旅行の方面に關して種々の干渉を試みたれども、後には全く其の干渉を止めて單なる出資者となりたり。「コンメンダトル」と成る所の人物も初めは商人階級に限られしが、後には貴族・僧侶の如きものが此の制度を利用するに至れり (Rathgen, in Elsters Wörterbuch)。斯くの如くにして彼は組合の事業に關係せず、又其の事業に就いて有限責任を負ふ所の人となりたり。加之其の持分は「ソルテス」又は「パルテス」と稱して賣買せられたりと云ふ (Steinzer,

部 然るに「コンメンダ」契約は伊太利よりアルプス山を超えて南獨逸に輸入せらるゝに至りて、更に一大發展を爲せり。第十六世紀に於て伊太利及び南獨の大商人 (Fuggar, Welsar, Putuzzi, Medici の如き) は廣く一般公衆の資金を預りて運轉せしが、其預金の内には、一定率の利子を支拂はるゝものゝ外に「コンメンダ」預金 Kommanditenlage と稱するものありて、利益の分配に與りたり (Ehrenberg, Fuggerbuch. I. s. 339)。此の習慣は漸次に廢滅に歸したれども、其の盛時に於ける「コンメンダトル」の地位は著しく株式合資會社の株主に近似したりといふことを得べし。

第三 伊太利の公債

中世に於ける伊太利の自由都市は夫々一個の小共和國にして其の政府は市民中の名望家を以て組織せられ、其の財政は貨幣經濟に基ける近世的財政の嚆矢となりたり。第十七八世紀に至りて和蘭、英國等に行はれたる商業上、金融上、財政上の諸制度は、其の思想を伊太利より輸入したるもの多し、而して公債の如きも亦其の尤なるものなり。蓋し伊太利の都府國家は當時既に公債を均一の小金額に分ちて賣買自由なる債權となし、其の債權者は債權それ自身を行使するよりも、寧ろ年々の利子を得るの目的を以て公債に放資するの習慣を成したり。公債は國家に對する資金にして、株式は企業に對する出資なるが故に、其の根本の性質同じからずと雖も其の方法に至つては則ち一なり。

然るに伊太利の公債が株式會社の發生に影響を與へたるべしと考へらるゝ理由は單に公債其者が株式に似たりと云ふに止らず、公債權者の團體が株式會社に似たる組織を有せしこと是れなり。伊太利の都市の或者は人民の信用を得て公債の方法を盛んに利用したる結果、終に其の元利の支拂に差支を生ずることゝなりしかば、其の財政整理の一家として公債權者の團體を組織せしめ、此の團體に政府の收入の一部を管理せしめ、又振替銀行の營業を爲すの特權を

附與したり。中にもゼノアのサンヂョルヂヨ銀行 *Casa di San Giorgio* は第十五世紀より第十九世紀の初に至る三百餘年の歴史を有し、廣く其の名を知られたるものなり。此の銀行は營利を目的とするよりも寧ろ債權の確保を目的としたるものなれば、之れを一個の企業と見做すこと能はざれども、其の外形のみより云ふ時は著しく後世の株式會社に近づけり。

第四 南獨逸の鑛山

ライン河及びダニューブ河上流の地方は夙くより伊太利の影響を受けて商業の發達を來たし、豪富なる都府の繁榮を見たり。而して此の地方は歐洲に於て最も鑛物に富むを以て、盛んに鑛山の經營を行ふこととなりたり。而して此の場合に應用されたる方法は多數の放資家の資金を醸集して事業に使用し、出資者に對して利益の配當を爲すにあり、又其の持分は前に擧げたる富豪の「コンメンダ」預金と同じく自由に賣買讓渡し得るものとなされたり、是れ即ち「ゲウエルクシャフト」*Gewerkschaft* の組織なり。此の組織は現今にても尙獨逸の鑛山に行はれ、其の持分は「クックス」*Kuxe* と稱して恰かも株式の如く盛に取引されつゝあり（詳細は中篇第三章に變體の株式會社の一種として説明すべし）。

第五 船舶共有

船舶共有は現今の法制にありても單純なる財産の共有と異なり一種特別の組合の性質を有す。例へば日本商法にて船舶の利用に就ては共有者の過半数に依て決す（五四六條）といへるは大體普通の共有と同様なるも、船舶共有者が他の共有者の承諾なしに其の持分を讓渡することを得（五五一條）といへるは普通の共有と全然異なるのみならず

組合又は合名會社とも異なりたる特殊の規定なり。又船舶共有者は船舶の利用より生ずる費用を各持分に應じて負擔すべし（五四七條）といへるは前述の「ゲウエルクシャフト」と同じく追納金の拂込を要求したるなり。又船舶共有者は船舶の利用に關して生じたる債務を各持分に應じて辨濟すべし（五四九條）といへるは外部に對し有限責任にもあらず、普通の無限責任にもあらざる一種變體の責任を規定したるなり。而して此等の特別の規定は、概して共同事業の存續を容易にし、個々の共有者則ち組合員の責任を軽くするの傾向あること明かなり。

此の如き制度は中世の伊太利に於て漁業並に海上商業に關して發達し、北歐にも廣く行はれたり。其の起源を尋ねれば現今日本の漁村にも行はるゝ船主船員の共同漁獲法の如きものに遡るを得べきも、十四五世紀に至りては船員は多く共有に與らずして商人資本家及び船長の團體となり、商品を用意し、外國へ運送して販賣し、かくて得たる利益を一航海毎に分配することとなりたり。伊太利の獨立都府の一なるアマルフィには「コロンナ」*colonna* と稱する組合ありて、資本家が「コンメンダ」の方法に依り商品を船舶共有組合に委任するのみならず、更に進んで有限責任を以て共有者の一員となりたるの歴史あり。海上商業には多大の危険が伴ふ故に、商人は一人にて一艘の船を所有するよりも、數艘の船舶に共有者としての持分を有するを利とするの事情あり、特に此の持分が「コンメンダ」の遺傳を帯びたる場合には、實際持分の賣買も亦容易に行はれたるなるべし。而して此の方面が發達して多數の出資者を吸収するに至れば、船舶共有が一轉して株式會社となること難きにあらず。和蘭の東印度會社が多數の船舶共有團體の合同したるものなること後に述ぶるが如し。

第六 蘭英二國の制規會社

第十五世紀末に起りたる地理上の大發見は世界商業の形勢を一變せしめたり。伊太利や獨逸の都府の商權は衰へ

て、西班牙、葡萄牙、和蘭、英吉利等の近世的王國の競争を惹起し、重要なる商業上の通路は西半球及び東亞に向つて開かれたり。是に於て商業の規模も擴大せられ、其の組織も亦面目を一新するの必要に逼られたり。

當時海外貿易特に遠隔なる未開野蠻の諸國と通商するものは、航路の明かならざる海上に、風浪と戦ひ、蠻人と戦ひ、海賊と戦はざるべからず。是れ頗る危険なる事業にして、到底一人の單獨に經營し得べきものにあらず。されば葡萄牙の如きは貿易を半官半民の事業となし、軍隊の力を以て根據地を打立て、政府自から艦隊を組織し、個々の商人に其の艦隊の一部を貸付くることとなしたり。然るに蘭、英二國にありては國家自から此の如き直接の經營を爲さずして、商人が共同の力を以て之に當りたり。

和蘭の商人は「コンメンダ」の法、並に船舶共有を實行したれども、固より此の如き小組織にては不充分たるを免れざるが故に、此等の小團體を多數に聯合して大なる組合を組織し、大艦隊を作りて航海することとなしたり。此の場合には單に外交上、軍事上の共同機關たるのみにして商業上には組合員別々に働きたるものなれば一種の同業組合とも云ふべきなり。然るに此の如き組織にては商人は印度に行けば物品の購入に就きて競争し、歐洲に歸れば又其の販路に就いて競争し、到底全體の利益を進捗すること能はず、數年ならずして破産者を出したり。是に於て政府は一六〇二年其の救済の方法として全體の大同團結を組織せしめ、之れを東印度貿易會社と稱して、東方商業の獨占權を與へたり、是れ即ち最初の特許貿易會社なり。

英國にても特許貿易會社は同様の事情に依つて發達したり。唯同國にては最初より或地方の貿易に従事するものが組合を組織して、政府より其の方面の商業獨占權を與へられたるの差あり。英國にては此の種の組合を制規會社 (Regulated Company) と稱し、其の組織は當時各種の商工業に行はれたる株仲間に倣ひたるなり。然れども此の組合制度の不充分なることは前に述べたる如くなるに、加ふるに和蘭にて東印度貿易會社が組織されたる以上は英國にても

これに對立する「トラスト」を作らざれば競争に耐へざるを以て一六一二年に到りて同じく東印度貿易會社を組織することゝなりたり。(附録「株式會社の起源」を参照すべし)

特許貿易會社

英、蘭兩國の東印度貿易會社が設立せられたる後、間もなく之れに模倣せる多數の會社が設立せられたり。和蘭には西印度會社起り、英國にはアフリカ會社及びハドソン會社起れり。而して此の制度は單に企業の新形式たるのみならず、當時の商業政策上の重要手段となりたれば、一國に之れを設立する以上は他の競争國にても同じく之れを設けて對抗手段を講ぜざるべからず。依つて佛國にては一六二八年リシュユール(Richieu)の首唱の下にカナダ會社成り、次でコルベヤ(Colbert)の首唱の下に東印度貿易會社成り、其の他西印度會社、北海會社、レバント會社も起りたり。更に瑞典、丁抹、奧太利、普魯西も相率ゐて此の前例に倣へり、かくて特許貿易會社は時代の特色を爲すに至れり。

特許貿易會社は其の内容實質に於て株式會社の要素を具備せり。先づ其の大きさを見れば、和蘭の東印度會社は資本を全國より騰出せられ、總額六百五十萬「グルデン」に達し、取締役の數は六十人なりしと云ふ。又英國の東印度會社は設立の當初千人に近き株主を有し後には減少したるも尙一六八〇年に五百五十人を有し資本金額は百六十萬「ポンド」に上れり。兩會社の株主を類別すれば、第一は從來の印度貿易商にして會社經營の衝に當りしもの、第二は自から印度貿易に従事せざるも既に此の方面に放資を爲して利益を占めたるもの、第三は一般の士民なり。而して和蘭は先進國なるが故に第一、第二種のものゝ殆んど株主の全體を占めたれども、英國にては第三種に屬する商人以外の

愛國の出資者多かりき。佛國に至りては有力なる貿易商人なきが故に朝臣、官吏、御用商人等が重なる株主となりたり。會社の機關としては英國にては株仲間の舊慣に基き株主の總會を催して取締役を選擧し、此等の人が一人の社長の下に實務を執りたり。實際に於ては十人乃至十二人の勢力家が取締役となり、約百人の大株主が會社の内情に容喙せり。和蘭にては和蘭共和國の憲法に倣ひて其の選舉法を定むることとし、五千「フロリン」以上の株主を以て協議會を開き、更らに其の内の大株主六十人を選びをて取締役となしたり。佛國にては形式上和蘭に倣ひしも、事實上には政府に於て一切の事を處斷したり。

第十七八世紀の株式會社

特許貿易會社が株式會社の模範を示してより以來、之れを貿易以外の事業に應用せんとする企も漸次に起り來り。

最も早く之れを試みたるものは海外貿易に關係深き遠洋漁業及び海上保險なりき。海上保險の契約は第十四世紀以來行はれし所なれども、其の營業者の一私人なるが爲めに動もすれば損害賠償の資金に窮するが如き不幸に際會したりければ、巴里の營業者は一六八六年に從來の同業組合を變更して一大株式會社となしたり。英國にても此の種の會社企てられしも「ロイド」組合の勢力大なるが故に成效せざりき。

次に火災保險は相互主義として第十六世紀に倫敦及び巴里に設立せられしも、此の如き地方的の會社は大火災の場合に財政困難となるの恐あるが故に、英國には有名なる倫敦大火災の後に株式組織の保險會社を起し、次で一七一〇年に今の「サン」保險會社を起せり。

銀行業にありては一六九四年の設立に係る英蘭銀行を初とす。同行は初め政府が倫敦の商人より資金を借入るゝ手段として組織されたるものなれども、其の經營の着實にして、基礎の鞏固なりし爲めに頗る社會の信用を博し、今や三百餘年の歲月を経て益々世界金融の中心たる實績を擧げつゝあり。故に其の設立は東印度會社に後るゝこと數十年なれども、株式會社制度の意味を明かにしたるの功最も大にして各國の銀行及び其の他の會社の模範となりたり。

右の外此の時代に於て設立せられし會社には鑛山會社、製造會社、運河會社、水道會社等あれども實際に於て拔くべからざる勢力を打立てたるものは銀行及び保險にして其の他のものは忽ちにして起り、忽ちにして倒るゝ所の泡沫會社多かりしが如し、實にアダム・スミス等が株式會社の前途を悲觀したるも亦故なきにあらざるなり。然れども此の時代に於て株式會社の流したる害毒はスミスの攻撃したる重役の怠慢、浪費、役員の公私混淆の如き内部の不始末よりも、寧ろ外部の關係、即ち株式市場の投機に依つて一攫萬金を得んとする惡風の起りしことなり。蓋し現今の所謂企業熱、成金、恐慌、不景氣は株式會社制度と密接の關係あるものにして、此等の現象は第十七世紀に於て早くも其の濫觴を發したるなり。英國の史家マコーレー (Macaulay) が一六九〇年前後に現はれたる企業熱に就いて記せる條に曰く。

『當時英國にはクロムウエル (Cromwell) の革命に次ぐにウィリアム (William) 三世の革命ありて憲政の進歩に伴ふ幾多の内亂續發せるに拘らず、物質上の進歩は極めて迅速にして商業に成功したるものゝ外、醫師、法律家、地主等の階級にも餘財を蓄ふるもの甚だ多くなり、之れを有利なる事業に投ぜんと希望盛んなりしが故に株式會社の設立は一世の流行的現象となれり。其の内には製紙會社あり、刀劍製造會社あり、絨毯製造會社あり、英蘭の銅鑛を開かんとするものあり、海中に沈没したる船舶を引揚げんとするものあり、甚だしきは王國學院會社の名を以て青年の教育を營業にせんとするものさへ出でたり。』

『或者は宏壯にして美麗なる家屋を買入れて事務所となし、金字を以て印刷したる廣告を配布せり。既に數年前より一種の營業となりたる株式仲買人は王國取引所の附近にある珈琲店に於て、買手、賣手、及び同業者と會し、株主總會、取締役會も此の場所にて屢々催されたり。強氣、弱氣の聯合は形成せられ流言蜚語は日々に製造せられ、相場は時々上下せり。躁急に富まんとする氣風、忍耐、勉強に依つて眞面目に進まんとするものを侮るの氣風は社會の全面に擴りたり。ホワイトフライヤースの賭博者の精神は堂々たる倫敦市會議員、市參事會員、商業會議所員等を捕へたり。新株發行の目論見書を調製して、其の事業の二割の配當をなし得べしとの口實の下に、天下の愚民を説服することは、態々船を舩して商品を外國に送るよりも遙かに利益多き仕事と認めらるゝに至れり。而して此等の泡沫は日々に浮出で、膨脹し輝き、而して破裂して忘れられたり (Macaulay, History of England)。

されど一六九〇年の企業熱は其の後に來りしものに比すれば、尙輕かりしと云ふべし。一七二〇年は英佛二國に跨る大狂熱の年なり。此の企業熱の中心點は巴里にありては怪傑ジョン・ロー (John Law) の手に成る大銀行にして、倫敦にありては即ち南洋會社 South Sea Company なりき。

南洋會社は一七一〇年の創立に係り、其の最初の目的は南米貿易にありしも、後には金融に従事することとなり、一七二〇年に至りて七百五十萬「ポンド」の金を政府に貸付くるの議を議會に提出したり。而して重役等は之れと共にあらゆる手段を盡して會社の株式の相場を釣上げんとしたりしかば、初め百三十なりし相場は一日にして三百に上り、更に三ヶ月にして五百五十となり、八百九十となり、六ヶ月の後には一千を超えたり。當時の財界の大立物にして英蘭銀行と雌雄を争ふ所の同會社にして既に此の如くなれば他の株式も亦従つて釣上げられ、之に乗じて幾多の新會社を起すものあり。上は王侯より下は商店の手に至るまで、男女の別なくチェンダ・アレーに集合して投機を試むるに至り、中には「大なる利益を生ずべきも其の本質に就きては何人も知る所なき某事業を經營せんとする會社」

“A company to carry on an undertaking of great advantage but nobody to know what it is” を發起して株を賣出し利益を得るものさへありたり。併しながら其の結果は云ふまでもなく大恐慌となり、幾千の良家をして其の財産を蕩盡せしめたるなり (Mackay's Memories of Extraordinary Popular Delusions)。

佛國に於て同じ年に起りし大狂亂も亦同様の勢を以て來り、同様の勢を以て去れり。當時巴里の巷間に行はれたる俚諺に曰く

月曜日には株を買ひ

火曜日には金満家となり

水曜日には大きな、大きな屋敷を買ひ込み

木曜日には立派な馬車を乗りまはし

金曜日には「オペラ」の舞踏に浮かれて見たが

土曜日には救貧院の厄介に成る。

第十七世紀の後半より第十八世紀の初は英佛に於て商人の株仲間の勢力衰へ、從來一定の習慣的規律の下に殆んど一定の相場にて取引を行ひたるものが各人の自由の競争を爲すこととなり、企業之精神と投機之妄念と相伴ひて盛んに起りし時代なれば、此の時株式會社制度の新たに發達したりしことは恰かも薪の上に油を注ぐの有様なり。されば當時の經濟學者たる Davenant, Hatcheson, Defoe の如き諸名士は何れも株式賣買を賭博の基だしきものとして攻撃し、特に之れが爲めに有爲の人物をして正直なる企業を離れしむることを非難したり (Cunningham, Growth of English Commerce & Industry)。然れども此の如き弊害は第十七八世紀に限れるにあらず、爾來景氣の循環する毎に企業熱を生じ、株式市場の狂亂を生ずるは經濟界の常例となりたり。唯其の異なる所は後の公衆が昔の公衆に比して欺かれ難

く、後の株屋が昔の株屋に比して淺薄ならざるのみ。

株式會社に關する立法

株式會社の設立及び經營に關する立法の主義は第十八世紀以來三變又は四變したり。即ち最初の主義は所謂特許主義にして、國王又は議會の特許を要件とし、各會社に對する特別の條令の下に株式會社の存在を認むるものなり。第二の主義は免許主義にして、行政官廳が一定の法律の規定に従ひて株式會社設立の免許を與へ、及び其の免許を取消し得る制度なり。第三は準則主義にして、株式會社の設立には政府の免許を受くることを條件とせざれども、法律の命ずる所に從ひて嚴格なる一定の手續を履まざる間は其の存在を認めざるものなり。第四は公示主義にして株式會社の設立及び經營は總て之れを自由となすも法律に定めたる事項に關しては之を天下公衆に向つて明細に發表すべしと定むるものなり。而して現今の國家は最早第一の主義を取るものなく、第二を取るものは奧國其他二三の小國にして此等は時運に後れたるものとせらる。第三は獨、佛、伊、白等及び日本の取る所にして、第四は英米の取る所なり。但し第三と第四は常に折衷せらるゝものなり。

第一 英國の立法

株式會社に關する立法の起源は此の制度の祖國たる英國にあり。英國にては初め何等の法律をも設けざりしが第十七世紀の終より第十八世紀の初に互りて泡沫會社の濫興の爲めに多大の弊害の存することを認めしが故に、南洋泡沫の大狂亂の後に至りて嚴重なる取締法を布くこととなりたり。該法の要點に曰く「國王の特許なきものは法人として

行爲し、又は行爲する如くに裝ふ可からず、國王の特許なきものは賣買讓渡の自由なる株式を發行し、又は然か裝ふべからず、國王の特許なきものは此の如き株式を讓渡し又は讓渡するが如く裝ふべからず。要するに會社を設立せんが爲めには先づ其の案を議會に提出して其の議決によりて會社の存在を認めらるゝことを必要とするものにて、前に所謂特許主義に外ならず。而かも此の手續は極めて煩雜にして費用を要し、且時機を逸せしむるが故に、此の法律施行の結果は一時確かに泡沫會社の濫興を抑ふるの效果ありたれども、之と共に又善良なる會社の發生をも妨げたり。兎に角英國には一七二〇年の經濟的狂亂の後に一七七二年、一七八二年、一七九二年の投機熱時代ありしも、株式の投機は南洋泡沫事件の際の如く激甚ならざるを得たりしなり。併し此の如きは其の手續の餘りに煩雜なるのみならず、既に多くの類似したる會社に對して類似したる特許を附與したる以上は此等の特許條件を統一して一定の標準を作り、國王の政府をして其の許否を決せしむべしとの説起り、ウィリアム四世王の法律に依りて特許主義を免許主義に變更することゝなりたり。此の變更の結果は會社設立の手續を稍簡單ならしめしも、其の法の不備なることは夙に認められたり。特に第十九世紀の初に於ける新事業の勃興時代に際して此の如き規定を勵行するは甚だ不便なるを以て、其の一部は殆んど空文に歸することゝなりて、賣買讓渡の自由なる株券を發行することは著しく便利になりたれども、尙ほ有限責任を許す場合には政府に於て慎重の詮議を要するものとなされたり。

當時英國の識者が有限責任制度に對する態度は極めて懷疑的にして、一八三七年政府に於て佛國風の合資會社即ち無限責任の社員と有限責任の社員との混成團體なる私的會社を法律に規定すべきや否やに就きて一委員會を組織したる場合にも、多數の委員は之れに絶對の反對を唱へたるによりて終に沙汰止みとなりたり。此の如き有様なれば、全然有限責任の株式會社を認可するに慎重なる詮議を要すと考ふるは當然の次第にして其の監督官廳たる大藏省は次の如き條件の下に之れを許可するの方針を取りたり。曰く(第一)事業の性質冒險的にして、其の危険を多數人に分割

する時は成立し得べきも普通の合名會社にては到底之れを經營し得ざらんと考へらるゝ場合、例へば鑛山事業の如きもの、(第二) 事業の性質上少數人の供給し能はざる大資本を必要とする場合、即ち鐵道、運河、船渠の如きもの(第三) 事業の經營其者に大資本を使用するにはあらざれども第三者に對して重大なる責任を負擔すべき場合、即ち保險會社の如きもの、又は(第四) 多數人の協同に依りてのみ目的を達し得べき學問上の協會又は慈善團體にあらざれば有限責任とするを許さず。然れども元來免許主義は當局官吏に大なる責任を負はしむるの制度にして、會社設立の件數少き間は差支なしと雖も、其の數多くなり、且、事業の種類も亦著しく多様なるに至りては徒らに手續を煩雜ならしむるのみならず、官吏の判斷は如何に慎重なる詮議の上にてなすとしても到底信頼すべきものにあらず。是に於て株式會社の經濟紊亂せることは漸く世間の耳目を惹くに至り、一八四四年には此の弊害を矯正するの手段を案出するの目的を以て議會中に一委員會を設くることゝなりたり。而して此の委員の調査の結果は實に驚くべき事實を暴露するものなりき。即ち當時實際に存在したる會社中には、其の計算の全く根據を缺き居る爲めに到底成效の望なきものあり。既に生じたる失敗及び損失の爲めに最早存立の實力なきものあり。唯株券を製造する爲めに設立せられて何等の事業をも營まざるものあり。發起人等が自己の資本を得るの目的を以て計畫せられたるものあり。而して此等の會社は外面に向つて其の着實鞏固なるを裝はんが爲めに或者は其の取締役中に名士の名を列し、或者は公稱資本の額を膨大にし、或者は體裁よき商號を冒し、或者は好望なる報告書を發し、或者は市中の樞要なる場所に壯大の事務所を設けたり。而かも取締役の氏名は屢々詐稱せられ居たり。資本及び株主は多くの場合に皆無なりき。商號に至ては法律上之れを如何ともする能はざるが如くなれども、之れに依りて實際に不能の事業を可能なるが如くに信ぜしむるものあるは許すべからざるなり。然り而して委員會が此の亂脈なる事態の矯正の爲めに採用せんとしたる手段は實に爾來株式會社法の一大要件となりし所の登記に外ならず。是に於て此の登記に關する一法案は提出せられ、議會を通過し

て法律となりたり。其の規定の最も重要な點は總ての株式會社の目的、資本、取締役の氏名等を登記せしむると共に、此の如き登記をなしたる會社に法人の資格を認め、其の重役の名に於て裁判上の手續を行ふ事を許したり。即ち從來の會社は法人の資格なき爲めに普通の組合の如く總株主の名を以てするにあらざれば訴訟を提出することも、之れを受くることも爲し得ざりしを以て、此の法律は一方に於て取締を嚴にすると同時に他方に於て此の不便を除きたるものなり。

斯くの如くにして株式會社の制度は一大進歩をなしたりと雖も免許主義は依然たる免許主義にして、有限責任に對する手續の煩雜も亦依然として繼續したり。其の後一八五五年の法律は有限責任を許すべき會社の種類を規定したれども是亦大なる變更にあらざりき。而かも實際の趨勢は茲に一大飛躍の必要を感じしめ、遂に一八六二年に至りて全然免許主義を改めて準則主義又は公示主義と認むべき制度に移りたり。一八六二年の法律に依れば七人以上の發起人は定款の作成に依つて直ちに無限責任又は有限責任の株式會社を設立し、之れを登記することを得るものにして、これ即ち各國現行法の模範となりたる一大憲章なり。されば一八四〇年代及び五〇年代に設立されたる會社は多く無限責任なりしが、此の法律の發布以後には有限責任のみ非常の勢を以て増加し來れり (Leon Levi, History of British Commerce)。

第二 佛 獨 の 立 法

歐洲大陸諸國の株式會社に關する立法は英國の場合と大に趣を異にする點あり。英國にては民間に株式會社を設立するもの多くなりて、然る後に政府が法律を作りたるものなれども、歐洲大陸にては政府先づ法律を作りて、然る後に實際に株式會社の設立を見たるなり。佛國にて第十七世紀にリシュリュ及びコルベヤの如き重商主義の政治家が

其の經濟政策の一部として特許貿易會社を起したることは既に述べし所なるが、其の趣意は一方に外國貿易を奨勵すると共に他方には株式會社の模範を示すにあり。即ち政府の實例を以て人民に株式會社の何たるかを知らしむるにありたり。而して佛國にありて特に英國と異なるは其の當時の會社が普通の株式會社のみならずして株式合資會社を交へたることにて彼のジョン・ローの設置せる紙幣發行銀行の如きも初めは此の種類に屬せしものなり。而して全部有責任の株式會社には政府の免許を必要とするも株式合資會社には之を必要とせざりしが故に後者の數は前者に比して著しく多かりき。其の後一八〇七年に奈翁の政府は有名なる商法々典を發布したりしも此の制度は依然として存續されたり。抑々株式會社と株式合資會社との間に此の如き區別を爲したる理由は後者の取締役が無責任を負ふに依りて前者の如く弊害を生ぜずと云ふにありしも、實際に於て奸惡の徒は巧みに法網を避くるの術を知り、無學無資産のものを雇ひて名義上の無限責任社員となし置き、自から普通の株主の一人となりて黒幕の裡に私曲を營むあり。

又或は彼等自から無限責任社員となるも其の法律上の權限の大なることを極度に利用して會社の内狀を少しも有限責任の株主に知らしめざるもあり。何れにしても其の弊害は少しも普通の株式會社に遜ることなきのみならず、却つて之れに越ゆる有様なりき。此の如くして株式合資會社の詐欺は一八三〇年代、四〇年代及び五〇年代の企業勃興時代に際して無遠慮に行はれたり。而かも此の弊害は久しく識者の認むる所なりしに拘らず、容易に其の矯正策を講ずるに至らざりしが、第二帝政時代の大恐慌の後に至りて終に其の強壓手段を取ることとなり、法律を以て株式合資會社の設立及び經營に關する事項の公示を命じ、且無限責任社員の責任を一層明確に規定するに至れり。

此の如くにして株式合資會社の設立は急に減少し、其の弊害も亦之れに伴ひて減少したれども、普通の株式會社の設立手續は從來の如く煩雜なるを以て其の數は少しも増加せざりき。然るに一八五七年に佛國は白耳義の法律に依りて設立せられたる株式會社の存立を認め、更に一八六二年には英國との條約に依りて英國法の會社をも自國內に認む

ることとなりしかば、若しも佛國法が有限責任を許さざるに於ては佛國商人は此等の外國商人に對して不利益の地位に立たざるを得ず。茲に於て佛國政府は從來の制度の外に「有限責任會社」*Société à responsabilité limitée*なるものを新設して自國人の利益を保護することとなせり。此の有限責任會社は其の實質に於て毫も株式會社と異なる所なく、而かも其の設立には政府の免許を必要とせざるなり。此の如くにして佛國の法律は實質上株式會社の免許主義を廢止したるに、其の結果は決して從來立法者の憂へたるが如き弊害を生ずるに至らざるのみならず、免許主義の實際に維持すべからざるは英國の例に徴するも明白なりとせらるゝに至りたれば、茲に全然立法の主義を變更することとして一八六七年に新法律を制定したり。これ現今の制度の基礎にして、其の主義は即ち準則主義と公示主義とを兼ねたるものなり。即ち政府の監督に代ふるに輿論の監督を以てせんとするものなり。

獨逸にては佛國と同様の事情の下に特許貿易會社の制度を輸入し、其の特許主義を第十九世紀の半まで繼續せしが、普魯西にては鐵道の建設屢々行はるゝに至りて之れを放棄し、佛國の一八〇八年の商法々典に倣ひて一般會社法を制定したり。而して奧太利も之れに倣ひて一八五二年の法律を制定したり。次で獨逸人種の諸國は一八六一年に商法々典を作りしも此時には會社に關する規定を各聯邦の自由に一任したり。一八七〇年に至りて始めて今の獨逸帝國商法發布せられ、株式會社は其の設立に國家の免許を要せず、又其の財政上に國家の監督を受けざることとなりたり。然れども奧太利にては今に至るまで免許主義を捨てざるなり。

第十九世紀の株式會社

産業革命の勢力が各國の經濟上に強烈なる動搖を與ふると共に株式會社の勢力も亦勃然として起れり。併しながら

株式會社の統計數は他の或種の統計數の如く漸次に増進せずして一種の波動を以て増進せり。蓋し事業界の發展は景氣の循環に伴ふが故に株式會社の普及發展も亦之れと共に消長するは當然なり。即ち第十九世紀の内にて企業熱の年とも云ふべき一八二五年、三五年、四五年、五六年、六五年、七三年、八六年、九九年等は其の前後に比して會社設立數の多き年なり。而して勿論多數の新設會社の内には其の成立の計畫中に消滅し又は成立の後に至りて忽ち倒るゝものなどあれども健全に存續するものも亦頗る多きが故に全體に於て會社の現在數は波動的に増加することゝなるなり。

株式會社の全數が企業熱の年を逐うて増進する如く、其の従事する事業の種類も亦同じ状態にて擴張せられたり。即ち或年には銀行、保險の方面に多數の設立を見、又或年には鐵道の方面に多數の設立を見るといふ如く年に依りて擴張の方面を異にし、此の如くにして株式會社制度は順次に其の應用の範圍を廣めたるものなり。

又之れを各國別に觀察すれば英國に於ては産業革命が最も早く起りたる故に株式熱の勃興も第十九世紀の劈頭に始まり、大陸に於ては稍遅れたり。吾人は左に各國に生じたる事實の概要を記すべし。

第一 英國に於ける發達

一八二四年には二百三十四個の大會社設立せられしが、其の内の主要なるものは鐵道會社及び汽船會社なりき。其の翌年には南米の鑛山開發を目的とする會社無數に發起せられ、其の株式の大暴騰を爲したる極、終に恐慌を來し、會社の解散又は倒産するもの多くありたり。一八三四年乃至三六年には好景氣來りて三百以上の會社設立せられ、此の時は鐵道を第一として、運河、鑛山、海運、銀行、保險の會社多く出來しが、是れ亦一八三七年の恐慌に依りて打撃を受けたり。一八四四年以後は會社登記法の制定に依りて株式會社の數一般に著しく増加し、一八四四年乃至五五

年に登記せられたる件數四千四十九に上り、一年の平均三百三十七に達せり。併し此の内にて四五年、四六年は鐵道熱の頗る盛なりし年にて其の件數甚だ多く、四七年以後には恐慌の襲來に依りて新設の減じたるのみならず、既に存在せるものゝ解散多くありたり。其の後更に漸次恢復して一八五二年、五三年頃の盛況に達せり。次に一八五六年乃至六二年の設立登記の件數は二千五百四十九にして、一年の平均三百七十八に當れども、此の間には一八五七年の恐慌ありて、新設後間もなく解散したるもの多かりし爲め、實際に確立されしは其の七割に止まるべしと云ふ。次に一八六二年は有名なる會社法の成立したる年にて、是より後は有限責任の株式會社が巨人の濶歩する如き勢を以て増進したり。一八六二年乃至八六年の設立會社數二萬五千餘にして、一年の平均千六十一に達せり。之れを二三十年前の一年平均數三百餘に比すれば其の差頗る大なるを知るべし。而して此の内にて設立の特に多かりしは一八六四年、六五年、一八七三年、七四年、一八八二年、八三年、一八八六年、八七年なり。又其の最も少なりしは一八六八年並に一八七八年なり。

レオン・レヴィ氏の計算によれば一八四四年より六八年に至る二十五年間に設立されたる會社の總數一萬一千百〇五社の内なるものは

鐵道	一七九一	鑛山	一六五四
工場	一二二五	瓦斯	一〇三五
保險	六〇一		

にして、此の五種の合計は總體の五十七「パーセント」を占めたり。

一八八七年以後は漸次に増進して一八九七年に最高點に達し、夫れより一時衰へ、又次第に上りて現今に至れり。而して之れを全體より見れば株式會社の設立件數は過去七八十年間に驚くべき進歩をなし、一九〇一年の如き不景氣

の年を以てするも尙其の數三千三百に上り、以前の十年分と相當れり。
 一九〇〇年に設立されし四九六六の内譯左の如し。

商 業	五八〇	鑛 山	五八八
船 舶	二四三	機 械	一三六
新聞及印刷	二〇四	銀 行	二〇九
紡績織布	二二二	建 築	一〇八
釀 造	五八	電 氣	七七
鐵 道	六九	瓦 斯	二六
保 險	四二	雜 工 業	八六九
其 他	一四四八		

一八九九年以後の新設會社數及公稱資本金左の如し。

年 次	社 數	公稱資本金 <small>百萬磅</small>
一八九九	四、九七五	二四五・九三九
一九〇〇	四、九六六	二二一・八二七
一九〇一	三、四三三	一四四・七六〇
一九〇二	三、九二九	一五六・九八三
一九〇三	四、〇七五	一二六・六〇六
一九〇四	三、八三一	九二・五二六

一九〇五	四、三五八	一一九・一七九
一九〇六	四、八四〇	一三六・七三八
一九〇七	五、二六五	一三七・九〇七
一九〇八	五、〇二四	一〇四・四四一
一九〇九	六、三七三	一四一・六三〇
一九一〇	七、一八四	一一二・九七五
一九一一	六、四四四	一五七・三〇三
一九一二	七、三六七	一七四・〇〇四
一九一三	七、四二五	一五七・一八六

(Statistical Abstract for the United Kingdom.)

第二 佛國に於ける發達

佛國にては王國時代以後に株式會社は著しく發達を來せり。併し既に述べたる如く最初は免許主義の嚴重に勵行せられし爲めに普通の株式會社は甚だ振はずして、株式合資會社が多數に設立せられたり。革命時代及び帝國時代には十四年間に株式會社の免許を受けたるもの僅かに十二社のみ。王國時代には著しく増したれども十六年間の合計百二十二社に過ぎず。之に反して株式合資會社の設立數は一八二六年乃至三六年の十年間に千百〇六に達したり。此の頃株式會社として設立せられしものは初には保險、銀行、後には鐵道を主としたりしに、株式合資會社は新聞紙の發行、運送取扱業、海運並に諸般の工業に廣く應用せられたり。又此の時代は株式合資會社の濫設せられし時代にして、其

の起伏興廢頗る甚だしく、企業の盛なりし一八三七年にはセイヌの一縣のみにて二百八十八の會社設立せられしに、一八四〇年には佛國全部にて僅かに百七十六を得、翌一八四一年に至りては更に八九に減じたり。而して其の後一八四五年、四六年に激増し、革命の年なる四七年に激減し、又四八年以後に増加して、一八五〇年代の初期に於ける大投機時代に入れり。是れ即ちナポレオン三世が、第二帝國を組織して、盛に其の膨大なる經綸を行ひたる時代にして、經濟上にも彼の「クレヂ・モビリエ」Credit mobilier の如き大膽なる計畫を實行し、加ふるに鐵道熱は恰かも此の時に至りて英國より佛國に傳染したりしかば株式會社も株式合資會社も、共に非常の盛況を呈せり。一八五四年七月より一八五五年七月までに巴里のみにて設立せられたる株式合資會社の數は三百二十七にして、其の資本金は九億六千八百萬フランに上り、而かも其の一株の額面は二十五フランより、少きは五フラン（約二圓）なりき。されば其の賣買が一般公衆の間に行はれたる有様は株券と云ふよりも寧ろ富籤の如くなりしと云へり。併し此の狂亂時代の後には一八五六年の法律に依りて株式合資會社の取締を嚴重にすることとなりたり。其の後の形勢は大體に於て英國と其の傾向を同うすること次の統計の示す如し。

年 次	株式合資會社	株式會社(免許制に よるもの)	株式會社(準則制に よるもの)
一八四〇	一七六	一八	
一八四一	八九	二二	
一八四二	二二三	二五	
一八四三	一五一	一八	
一八四四	一一四	二八	
一八四五	二二九	二九	

一八四六
一八四七
一八四八
一八四九
一八五〇
一八五一
一八五二
一八五三
一八五四
一八五五
一八五六
一八五七
一八五八
一八五九
一八六〇
一八六一
一八六二
一八六三
一八六四

二七六
二七九
一四七
一八二
二五七
一六六
二〇〇
三八四
三〇五
三八七
四六三
二一七
一四一
二二六
一一三
九六
一一六
一一一
一〇六

二二
一四
一四
二〇
〇
九
二二
二五
三六
一八
一七
六
三
二
一四
二
二
二
二七
一四

五九 〇 | | | | | | | | | | | | | | | |

一八八四
一八八五
一八八六
一八八七
一八八八
一八八九
一八九〇
一八九一
一八九二
一八九三
一八九四
一八九五
一八九六
一八九七
一八九八
一八九九
一九〇〇
一九〇一
一九〇二

九〇
八九
九一
九四
六二
八〇
七〇
八四
六三
六一
六〇
六六
六〇
七九
八五
八八
八五
八三
七一



三六三
三二五
三一九
二九五
三二四
三二四
三七四
四四六
四二五
四〇一
四〇三
四三三
五一〇
五六一
八四一
一〇四二
八九五
七二三
六六三

一九〇三	八八	六〇一
一九〇四	六四	六三八

第三 獨逸に於ける發達

獨逸に於ける株式事業の發達は英佛に比して少なからず遅れ居たり。エルバーフェルドにて初めて火災保險會社の設立せられしは英佛にて同種の會社の成立したる後數十年を経たる一八二〇年代のことなり。又ライン・ウエーゼル鐵道、ドレスデン・ライプチヒ鐵道、並にライン鐵道の敷設せられしは英國の最古の鐵道に後るゝこと十年にして一八三〇年代なりき。されば獨逸聯邦中最も株式事業の早く發達せし普魯西にてさへ多數の會社の起りしは一八五〇年代以後のことにして、之れに關するエンゲルの計算は次の如くなり。

會社數	資本金(百萬マーク)
一八〇〇 以前	一、四〇
一八〇一—二五年	五
一八二六—五〇年	一六
一八五一—七〇年	一〇二
	三三六
	二五八一、八三

而かも一八七〇年以前の事業は殆んど皆鐵道にして株式市場は即ち鐵道株の市場に外ならざりき。現に一八五四年に公にせられたるフランクフルト新聞に日々報道されたる株式相場の目録を見れば二個の銀行株と七個の鐵道株とあるのみ、又同じ頃の株式専門雜誌「アクチネール」には右の外に尙ほ汽船會社二、銀行二、保險會社二、製糖會社二、紡績會社一、機械製作所一、鑛泉會社一、鐵道會社五の目録あるに過ぎず。一八四〇年代の末より一八五〇年代

の初に亘りて佛國に非常なる企業熱の勃興したりしことは、既に述べたる所なるが、獨逸にても此時には多數の會社が設立せられたり。其の内鐵道を除けば最も重要なものは銀行にして、此等は殆んど皆紙幣發行の特權を得たり。一八五五年には佛の「クレヂ・モビリエー」に倣へる奧太利銀行ダルムスタット銀行の如き大證券銀行が設立せられたれども周圍の事情が佛國の如くに進み居らざりし爲めに株式に關して著大なる成績を擧ぐる能はざりき。甜菜糖の製造及び製鐵は一八三〇年より六〇年頃までに株式會社として經營せられしもの數個あれども、其の廣く行はれしは一八七〇年以後にあり。一八七三年の企業熱は普佛戰爭後の大發展に伴ひしものにて實に獨逸の株式市場に於ける最初の大投機時代なりき。

一八七一年以後の設立件數左の如し。

年次	會社數	資本金 <small>百萬馬克</small>	年次	會社數	資本金 <small>百萬馬克</small>
一八七二	四七九	一四七八	一八七九	四五	五七
一八七三	二四二	五四四	一八八〇	九七	九二
一八七四	九〇	一〇六	小計	二七〇	二二三
一八七五	五五	四六	一八八一	一一一	一九九
小計	一〇七三	二九三三	一八八二	九四	五六
一八七六	四二	一八	一八八三	一九二	一七六
一八七七	四四	四三	一八八四	一五三	一一一
一八七八	四二	一三	一八八五	七〇	五三
			小計	六二〇	五九五

一八九九	一八九八	一八九七	一八九六	小計	一八九五	一八九四	一八九三	一八九二	一八九一	小計	一八九〇	一八八九	一八八八	一八八七	一八八六
三六四	三三九	二五四	一八二	六三五	一六一	九二	九五	一二七	一六〇	一〇六一	一〇〇	三六〇	一八四	一六八	一一三
五四四	四六四	三八〇	二六九	五八六	二五一	八八	七七	八〇	九〇	一一〇〇	二七一	四〇三	一九四	二二八	一〇四

一九一一	一九一〇	一九〇九	一九〇八	一九〇七	一九〇六	小計	一九〇五	一九〇四	一九〇三	一九〇二	一九〇一	小計	一九〇〇	二六一	三四〇
一六二	一九五	一六六	一五九	二二二	二二二	六二五	一九二	一〇四	八四	八七	一五八	一三九〇	一九九七	一五八	一五八
二二七	二六八	一九八	一九七	二五四	四七五	一一〇三	三八六	一四一	三〇〇	一一八	一五八	一九九七	一九九七	一五八	一五八

(Handbuch der deutschen Aktiengesellschaften)

一八八六年以後の現存會社數

年次	銀行其他信用機關		保險會社		其他の會社		總計
	數	資本金	數	資本金	數	資本金	
一八八六—一八八七	三三	百萬元、 二五八・〇〇	二二	百萬元、 四九・〇〇	二六二	百萬元、 二六九・〇〇	三三三
一八九一—一九二	三〇	一六五・八二	二九	一〇・六	二六五	四〇五・九二	三三四
一八九六	四〇	二二六・八七	三三	一〇・〇二	三八一	四九六・八七	三三二
一九〇二	四九	三三九・一〇	一四	一四・〇八	四六三	八五九・一五	五八六
一九〇六	四八	三三六・八三	二六	六・三	四四四	九五〇・六	五〇〇
							資本金 百萬元、 四七五・〇六
							資本金 百萬元、 五七七・一〇
							資本金 百萬元、 六四五・七六
							資本金 百萬元、 二九六・三三
							資本金 百萬元、 一三六四・六一

第四 米國に於ける發達

獨立戰爭の時代には殆んど株式會社なく一七八一年フィラデルフィヤに北米銀行設立されしを以て其の嚆矢とす。
 一七八四年紐育銀行設立の議起り、アレキサンダー・ハミルトン (Alexander Hamilton) が九一年に第一合衆國銀行を設立せし時は全國中僅かに三個の株式組織の銀行ありしのみ。次で銀行及び保險會社の設立さるゝものあり、一八一八年ニューヨーク取引所設立の時には十個の銀行株と十三個の保險株とが其の市場にて取引されたり。然るに汽船の發明ありて水運の利大となるに及び、汽船會社と運河會社とは並び起れり。かくてイリー運河の竣工と共に金融市場はフィラデルフィヤより紐育へ移り、ウォール街は其中心となれり。

一八二九年初めて合衆國に鐵道敷設され、三〇年代に僅かに三〇哩なりし延長は爾後十一年にして三、三六一哩に

達せり。其の發達寔に驚嘆すべきなり。其の株式が「ヤンキー・レイル」(Yankee rail)の綽名を以て倫敦市場に上りしは敷設後八年の後なりき。次で四〇年代には電信會社起り交通の便を増せり。

一八三七年の恐慌には米國も英國と共に甚大の影響を蒙りしが、其後カリホルニヤに金鑽の發見さるゝや、大に經濟界を刺戟し、鑛山採掘の會社は勿論、鐵道も延長し、更に他の事業も大に活潑となれり。然れども過度の投機熱と信用の濫用とは當時の關稅制度と相俟ちて一八五七年の恐慌を生ぜり。

南北戰爭の間は企業の見るべきもの無かりしも、政府は財政政策上一八六三年法貨法及び國立銀行法を制定せり。これ今日米國に行はるゝものにして、第一國立銀行は已に同年七月に設立されたり。此の戰爭の終るや始めて工業は勃興の機運に向ひ一八六九年に米大陸横斷の鐵路は竣工して、西方又開發さるゝに至れり。かくて財界の小波瀾は七三年の恐慌に至つて極まり、其の後永く沈滞を續け、七九年小康を得しも再び八四年の恐慌に會へり。一八九〇年の全歐を震撼せる恐慌の餘波は頗る大なりしも九二年には已に恢復せり。されど其の翌年の恐慌は蓋し最も慘憺たるものゝ一なりき。當時政府は殆ど金の兌換を停止せんばかりの苦境に陥り、新に公債を發行して正貨準備を補充したり。されば株式は崩落し、前に歐洲に輸出されたる米國の證券は盛んに送還されたり。

爾來四ケ年間は沈滞の裡に過ぎしも一八九七年マッキンレーが大統領となりて金本位制を確立すると共に景氣恢復し、却つて大好況を呈せり。夫れより後は西班牙との戰爭の如き其他小故ありしに拘らず漸次發展して今日に及びり。

米國は由來荒漠たる大陸にして鐵道は其の富源を開發する唯一の手段なりしを以て其の事業は最も盛大を極めたりき。然るに近時鐵工業を初め各種の工業の勃興となり、其の數鐵道に下らず、二代以前には市場に於て銀行株と鐵道株と對立せしも今や工業株が其の一角を占むるに至れり。殊に米國に於ては一八七〇年以後は企業の合同聯合行は

れ、「トラスト」の如き新形式の下に大資本を擁し企業の獨占を企つるもの生じ、各州の法令は之れを否認せんとす
るも工業の發展と共に益々増加の傾向を呈せり。

今鐵道業及び銀行業が如何に急速に發達せしかを示すに左の統計を以てすべし。

年	鐵道		州立銀行		國立銀行	
	延長	資本金	數	資本金	數	資本金
一八七三年	七〇、三七哩	百萬弗 一九四七・六四		百萬弗 四三・七	一、七七	百萬弗 四九六・三
一八七六年	七六、八八	三三六・六	六三	八〇・四	二、〇九	(公算年) 四九八・八
一八八一年	一〇三、五〇	三七七・六	六五	九三・九	二、三三	四六五・九
一八八六年	一三三、五五	三九七・六	八九	一九・六	二、八五	五五〇・六
一八九一年	一六七、八四	四七五・七	二、五七	二〇八・六	三、六七	六七七・四
一八九六年	一八一、三四	五七三・元	三、七六	二四〇・一	三、三六	六四七・二
一九〇一年	一九五、八七	五九六・〇	四、九三	二五五・〇	四、三三	六五三・三
一九〇六年	二二二、六四	六七四・六	八、八三	四三二・八	六、三三	八五三・一
一九〇七年	二二六、九四	(九五年) 二六、〇八・一四			六、三六	八六八・九
一九〇八年	二四〇、八四	一六、七七・五			六、四三	九〇一・三
一九〇九年	二四四、〇八	一七、四七・六			六、九七	九一九・一
一九一〇年	二四九、九二	一八、四七・三			七、〇四	九七六・六

一九一一年	二五、七三	一九、三〇・九三	一四、〇一一	四〇・一〇	七、一八六	一、〇一〇・六
一九一二年	二五、〇三	一九、七五・五三	一四、五三	五〇・一五	七、三〇三	一、〇三三・三
一九一三年	二六、〇六	一九、七九・三	一四、五二	五〇・一五	七、四〇四	一、〇五二・七
一九一四年	二六、五七	二〇、二四・〇	一四、五二	五〇・一五	七、四三三	一、〇六三・九
一九一五年	二六、三六	二一、三七・九五	一四、五九	五〇・六	七、五〇	一、〇六八・五
一九一六年	二六、〇三	二一、〇二・七	一五、四五	五〇・九	七、五九	一、〇六六・二

(Statistical Abstract of the U. S. に據る)

一九〇〇年工業會社を類別すれば左の如し

食料	五、〇二五	織布業	三、二四五
其他	四、八四三	木材及製品業	四、六七五
鐵鋼及製品業	一、〇九一	製紙及印刷業	四、四九〇
皮革及製品業	一、三三三	化學藥品	二、二〇六
酒精及酒精飲料	二、一三二	鐵石業以外の金屬及製品業	一、四七〇
磁器硝子及石工業	三八五	内國運送用船舶業	二、二八三
煙草業	一五一	其他の工業	四、七五〇
造船業	六九一	合計	三八、七七〇
手工業			

又工業會社總數の増加は左の如し

一九〇四年	五一、〇九七	一九〇九年	六九、五〇一	一九一四年	七八、一五一
-------	--------	-------	--------	-------	--------

(Statistical Abstract of the U. S.)

日本株式會社略史

濫 觴 時 代

株式會社の制度は勿論日本固有にあらずして明治維新の後に外國より輸入し模倣したるものなり。由來我邦には大規模の企業發達せず、且つ鑛業海運業の如き比較的大資本を要するものは藩主若くは極めて少數なる豪商の手にありて一般には合本の何たるを知らざりき。三井組、小野組、島田組の如きはやゝ社團的形體を以て事業を營みたるも畢竟これ豪商輩が一族より成る所の合名會社に類する組織なりき。然れども同業組合の制度は古くよりありて、徳川時代には組合、若くは株仲間として商業上に頗る重要な位置を占めたり。株式會社の株式なる語も此の株仲間の會員權を代表せる株式の語より轉化せること明かなり。蓋し此の株仲間なるものは歐洲にて第十八世紀以前に行はれたる「ギルド」と同じく一地方の商業を獨占する目的を以て組織せられしものにて、個々別々に營業を爲す所の商人の組合なれば、共同の出資を以て一個の營利事業を起す所の現時の會社とは大に其の精神上の基礎を異にすれども、要するに、結社の一種にして外形上の組織制度にも亦多少類似せる所あり。徳川時代の有力なる株仲間の組合員數は制限せられ、其の營業權は株式と稱して株札又は株切手と稱する證書の形に於て高價に賣買されたるが如き、又組合の事務を處理せしむる爲めに行事又は頭取を互選したるが如きは當時の幼稚なる社會にありて最も株式會社に近き制度たりしなるべし。英國にて制規會社 Regulated Company が「ギルド」より發達して株式會社の前身となりし如く日本にても株仲間が株式會社制度を了解するの前提となりしは怪しむに足らず。實際に於ても明治二年に政府が自ら周旋し

て設立せしめたる通商會社（内外通商）及び爲替會社（銀行）は以前の同業組合より脱化したるものにて、其組織も同業組合と株式會社との中間にあるが如きものなり。又明治四年に大藏省より出版されし「立會略則」（澁澤榮一著）には「同業類職のもの申合せて一の仲間を立て相互に約束を取極め其職業を營まんとせば縦令各自己の事のみを爲し一概に財本を合せて利益を謀らざるも亦職業の社たるを得べし」とありて仲間と會社との區別明亮ならざるなり。以て其過渡時代の消息を窺ふに足らん。

明治政府の當局者は歐米經濟上の盛況を見て資本合同の必要なるを感じ、人民に其知識を普及せしむる目的を以て明治四年六月に前記の「立會略則」及び「會社辨」（澁澤榮一序、福池源一郎譯）の二書を出版したり。兩者共數十頁の小冊子なれども一讀して面白き節少からず。左に之を摘記すべし。

立 會 略 則

「商社を結ぶは政府より之を命するものにあらず既に商社を開きし上は政府より其業を指圖すへきものにもあらず。

「商社に數種の別ありといへとも要するに家名職業の二社たるべし。

「但し今日同業類職の者申合せて一の仲間を立て相互に約束を取極め其職業を營まんとせば縦令各自己の事のみを爲し一概に財本を合せて利益を謀らざるも亦職業の社たるを得べし。

「商社を立るには其財本の金高に應し株金の割合を定め一統分限によりて幾株なりとも出金し商業の財本となすなり。

「會社を立るには先づ社中の差配人以下の人數を撰ひ定むへし、但し大會社にては差配人の外に取扱人即ち評議役數員を定む。

「差配人、取扱人等の撰擧は其會の大小に應し相當の身元ありて多數の金を出し多く株數を所持するものに限るべきなり。

「社中の人自身の望によりて其組合を斷はらんと欲する時當然の理あらは一統商議の上之を許す。

「爲替會社は殊に政府の保護を仰ぐものなれば、會を結ぶに當り政府の差圖を奉して其方法を設くへし。既に會を開くの後帳

面の認め方公金並に手形の出入等まで豫め時日を定めて常に政府の検査を受くべし。

「公債仕法

蒸氣郵船、蒸氣車會社又は巨大なる製作所ある會社等にて政府より別段の免許を請け其會社所得の利益を引當とし公に借債を募る仕法あり。

「株切手の金高は百萬兩の總額たらは百萬を一株とし一萬枚を製す。

「此切手は會社の利益を引當としたる公債證書にして人の自由に賣買するを得るものなり。

「此切手は全く一種の商買品と均しければ時々景況によりて其價低昂をなすことあり。

會社辨(ウエーランドの經濟書中會社篇を抄譯したるものといふ)

○「小引」の中に

「會社とは總て百般の商工會同結社せるものゝ通稱にて、常例英語の「コンペニー」「コルポレーション」の適譯に用ひ來り、特に銀行の義にあらずといへども今此書暫く「バンク」の譯字として銀行の字に代用す。

○「諸會社取達の手續大要」の章中に

「會の大小に應じ財本の高を割り何百兩又は何十兩を以て一株と定むべし之を會社の株といふ。

「右の株を引受くる義を書込みたるものは即ち社中の利を分つべき人なれば之を株主と唱ふ。

「株金の割は元金に應じて異同あり、例へば會社の元高を十萬兩と定むる時は其株を百兩とすべし、故に株數は千株にて株主は千人あるべき理なり。

○「資金會社取立の主意」の章中に

「此株數は幾株買求め所持するとも苦しからず、若し又急に金子入用の節は即日其株を賣るべし、買手は何人にも直様其社

中にあるものなり。

「此法眞實に行はれて彌々便利なりと定まる時は其會社諸人の信を得るに從ひ其株の直段高値になり五十兩の株も六十兩の賣買となるに至るべし。

會社は政府の設立するものにあらずして純然たる商業上の關係たることは「立會略則」の劈頭に宣言されたる處なれども實際明治の初年に會社の知識を有するものは政府の外になきを以て最初の會社は皆特許會社なりき。政府は創業の當時商法司を置き、次で之を改めて通商司となし大に民間の商業を振興せんとしたりしが、其下に立ちて實際に働くべきものは即ち前記の通商會社及爲替會社なりき。此等の會社は皆同種の組織を有するものなるが其一例として爲替會社を取れば此會社は政府が商業を奨励すると共に自己の發行に係る不換紙幣の流通を圓滑ならしむるの目的を以て貸下金を爲し、之に民間豪商即ち以前の爲替方仲間の出資を加へて銀行業の資本と爲せるものなり。東京爲替會社の規則に曰く。

第二箇條 通商司爲替會社貸付並爲替元備金として若干金官府より御下渡可有之事

第三箇條 通商爲替會社總頭取を初め社中一統分限に應じ金子差出し貸付並爲替元備金へ差加可申利息の儀は月一步の割合を以て請取之可申事

第四箇條 社外之者にても社中へ預金致候儀は隨意たるべく利息の儀は前同様にて割合を以て相渡可申事 但預年月の儀は當人隨意可爲事

第六箇條 通商司爲替會社兩組の儀は互に相助け合候て事業を爲し候儀に付一家の如く睦合實效相願候様可致因ては兩會社の諸帳面は社中の者は勿論兩會社總頭取始め組々相互に隨意に見改むるの權あるべき事

第八箇條 差加金預手形賣買致候共可爲隨意尤何某へ相讓中度段前以申出開濟の上相讓可申手形書換可遺事

第十三箇條 通商司爲替會社組合の儀は十人宛月番相立一箇月づゝ持切月番中貸出金の儀は返濟迄其月番係りの事但月番の外二人づゝ順を立横濱表其外會社を見廻り可申候

第十四箇條 通商爲替會社へ加り申度申出候はゞ社中一同評議の上身元取調加入爲致可申遠國の者にても同様可相心得尤其國の

府藩縣副翰持參可致事

第十八箇條 通商司爲替會社金利所得左之通

譬は

金壹萬兩

所得

内

金參千參百參拾兩餘

國力積立備金

金參千參百參拾兩餘

爲替會社諸雜用手代其他月給手宛仕拂

金參千參百參拾兩餘

起立より差加金致候者へ出金高に應じ割渡

されば爲替會社は共同の出資を有すと雖も其關係は出資なりや、會社への貸金なるや明亮ならず、又營業上には取締役あれども是は社中月番にて持廻る規則なれば其の統一せざりしこと察するに餘あり。此種の會社は勿論政府の貸下金を目的として成立したるにて獨立に永續すべき道理なし。當時組織せられたる會社の名稱及政府の貸下金高左の如し。

東京爲替會社

三三三、〇〇〇圓

横濱爲替會社

三〇〇、〇〇〇

西京爲替會社

三〇〇、〇〇〇

大阪爲替會社

四六〇、〇〇〇

神戸爲替會社

一三〇、〇〇〇

果せる哉會社の營業は一時盛況を呈せしに拘らず間もなく經營宜しきを得ざるが爲めに衰運に赴き明治五年國立銀行條例の制定せられしとき前記の五箇所及新潟、大津、敦賀の八會社中國立銀行に轉じ得たりしものは横濱一箇所にして他は皆多額の官借金を残して解散したり。

當時通商、爲替兩會社の外に東京大阪の開商會社及回漕會社あり。前者は諸商品の定期賣買を目的とし後者は政府及二三藩主の所有汽船を借入れ運轉したるものなるが何れも官府の周旋に依りて成立し、會社と株主との關係の如きも極めて散漫なるものなりき。回漕會社は廢藩後更に諸藩より引上げたる船舶を加へて名稱をも日本郵便汽船會社と改め、一時米國の太平洋汽船會社及三菱汽船會社と對立せしも終に三菱の勢力に敵する能はずして解散したり。三菱は會社と稱するも實は岩崎彌太郎の個人事業たりしなり。其他當時の會社としては下總の開墾會社、越後の石油會社、東京神戸の製紙會社、横濱の瓦斯會社等ありしも何れも多少政府の保護指導を受けざるはなし。明治六年東京にて計畫せられし東京鐵道會社は華族を株主とし政府の周旋に依て成立せんとせしも、故ありて果さず。唯後の日本鐵道會社の種子と爲りたるのみ。

國立銀行時代

會社の性質は政府に於て漸次に研究を積まれ、明治五年國立銀行條例を發布するに至りて稍完全の域に達せり。國立銀行は米國の制度を輸入したるものにして明白に有限責任を標榜し且資本を百圓均一の株式に分割する所の會社なり。國立銀行の設立手續は五人以上の發起人の出願に依り、政府の許可を得たる後、株金を募り、開業免狀を下附せ

らるゝに依りて終了す。其の營業は三拾株以上の株主中より選舉せられたる五人以上の取締役に一任せられ、株主は唯其の報告を受くるのみ、株主は株式に對して利益の配當を受くべく、又解散の場合には殘餘財産の分配を受くべし。株式は記名式なれども其の賣買譲渡は自由なり。此條例中株主總會に關する規定なきは現今の會社法と大に異なるなれども其の他に至りては大差なし。

國立銀行は最初政府が不換紙幣整理の目的に用ひんとしたりし間は設立希望者更になく僅かに東京の第一銀行、横濱の第二銀行（爲替會社より轉じたるもの）其他二三ありしのみ。第一銀行は會社事業の唱導者たる澁澤榮一の自ら發起したるものにして其の背後には政府の熱心なる援助ありしに拘らず、株金の募集に非常の困難を感じたり。政府は三井組小野組を説て命令的に加入せしめ、資本金二百五十萬圓の内二百萬圓を出資せしめ、殘額五十萬圓を公衆より募集せんとしたりしも應募者僅かに三十八九名にして金額四十四萬八百圓に達せしのみ。依て已むを得ず、資本金二百四十四萬八百圓を以て設立したり。併し明治九年の條例改正に依り政府が不換紙幣の問題を國立銀行より切離したりし後に至りては國立銀行は有利の事業となり、且會社事業の性質も漸く一般人民の了解する所となりしが故に續々設立の出願を見るに至れり。特に西南役の後紙幣増發の結果として物價騰貴し、一時市場の好景氣を呈せし際にありて各地方の資本家は争つて國立銀行を設立し、明治十年末には二十六行、十一年末には九十五行、十二年末には一躍して百五十三行を數ふるに至り、其の資本の總額三千七百萬圓を超えたり。

加之經濟界の活況は國立銀行以外の事業にも刺戟を與へたり。東京大阪方面に於て東京海上保險、東京馬車鐵道（今の東京市電車鐵道の前身）日本鐵道、共同運輸（後に三菱と合併して日本郵船會社となりしもの）大阪紡績及び横濱正金銀行の如き多少官邊に關係ある大會社の設立せられし外に、地方に於ても養蠶、製絲、織物、水陸運送等の目的を以て幾多の小會社簇生し、其内には會社の美名に隠れて公衆の資金を私せんと謀るものあり、有限責任を利用

して借債の返還を拒まんとするものあり。而して又他の一方には會社を公益増進の機關と考へて士族授産會社又は農民救濟會社を計畫するものあり。善意にも惡意にも半可通の知識に基て兎に角會社の設立を願出づるもの頗る多かりき。併し紙幣膨脹に因る好景氣は永續せず。明治十四年以來政府が紙幣整理を斷行したる結果として物價下落し、金利騰貴し、事業界一般に不振を來たし明治十八年頃には二三銀行の破綻を生ずるに至りしかば復た會社設立を語るものなく、一旦成立せる會社も解散するもの甚だ多かりき。併し當時にありては人民一般に株券賣買に關する知識を缺き株券取引の市場も發達せざりしかば、株券熱と稱すべきものなく、會社の假面を被る所の詐欺は現今よりも一層露骨なる方法を以て爲されたり。

此時代に於て政府が一般の産業獎勵と共に會社事業の發達を督促せし理由の一は銀行、鐵道、海運、工業其他泰西の新式事業を扶植せんが爲めなりしこと勿論なれども、他の一方に於ては之を以て天下の人材を實業に向はしめ、家祿を失ひたる士族の氣風を一轉せんとしたりしなり。其の頃の事に就き澁澤榮一男の語る所に依れば舊來の商工の徒は知識なく膽略なくして到底日進の生産事業を營むに堪へず。而かも士族の輩にして苟も多少の識見あるものは皆青雲を望みて政府に出仕せんとし滔々相率ゐて終に野に遺賢なからしめんとする有様なりき。併し當時有爲の人物を民間の事業に吸収せんには株式會社の外に途なしと考へられたり。何となれば民間の事業は官途の如く榮譽を伴はざれども唯株式會社のみは公衆の資本を運轉するが故に富貴なる町人輩の使用人たると同じからず、従て士族の意向を動かすに足れり。故に株式會社は資本の集中のみならず、人物の利用の爲めに頗る必要の制度と認められたり。而して此見解は頗る正鵠を得たるが如く、會社といへば必ず士族の關係せざるものなく、國立銀行の如きは各藩の城下に士族の設立する所となり、士族が營業者にして平民が得意先たるを原則とするの状態を呈せり。而して爾來「士族の商法」は經營打算宜しきを得ずして失敗したる例も多けれども成效したるものも亦頗る多く、日本の會社事業は士族の

知識と才能に負ふ所頗る大なり。蓋し多數の人物を支配し、複雑なる事務を組織的に處理するの頭腦は人馬を率ゐて軍陣に馳驅し、官衙に座して人民を支配する場合に必要なが如く、近世の大企業にも必要なり。従て舊時軍國の事に鍛へられたる士族の頭腦と膽略とが明治の産業界に利用せられて株式事業の發達に寄與するに至りしは偶然にあらずといふべし。(福澤諭吉著實業論參照)

日本に於ける會社事業の發達―若しくは更に廣く見て資本的企業の發達と士族階級との關係は經濟史上の最も興味ある重要な問題なり。近頃日本大學教授圓谷弘氏も此點に就いて略同一の意見を發表されたり。(大正九年五月發行、同氏著我國資本家階級の發達と資本主義的精神)

鐵道創業時代

日本の經濟は紙幣の整理完成すると共に一陽來復して明治十九年より再び活況を呈するに至れり。而して是より二年の間事業勃興の中心となりしものは鐵道なりき。株式會社制度の領域が銀行保險に起りて鐵道に及び、更に工業に及ぶは歐米の先例と日本の經驗と全然一致する所なり。

日本の鐵道は明治初年に成りたる京濱及京阪神の線路及東海道共皆官設にして私設としては特に政府の利子補給を仰げる日本鐵道會社(東京青森間)あるのみなりしが此時に至りて十九年の伊豫鐵道を先驅と爲し、二十年には兩毛水戸の兩線、二十一年には山豫、讚岐、大阪、關西、甲武、九州の諸線、二十二年には北海道、甲信、總武、二十三年には豊州、筑豊、參宮、等何れも設立の許可を得たり。此内には成立せざりしものもあれども大部分は營業を開始し、其の株は政府の公債及銀行株と相並で市場を賑すこととなりたり。

此頃設立せられたる會社は鐵道の外に製紙、造船、瓦斯、電燈、煉瓦、人造肥料等の會社もあれども、其の數も資

本金額も到底鐵道の比にあらず。唯獨り紡績事業は各種の工業中に一頭地を抜き其の株式は證券市場に雄飛するを得たり。紡績會社の古きものは大阪、三重、東京、鐘ヶ淵の四會社にして明治二十五年には其の數十二、資本金額合計百萬に垂んとせり。

之を要するに明治二十二年は日本に於ける最初の企業熱時代にして其の以前に殆んど銀行に限られたる會社制度を廣く他の事業に及したる時なり。而して此時代に於て特に注意すべきは企業熱の性質が唯會社熱たるのみならず、株券熱たりしにあり。即ち明治十二年頃には會社の設立多かりしも、株式賣逃を目的として會社を起すものなかりしが此時に至りては既に金祿公債、起業公債、鐵道公債等の發行に依りて證券の取引行はれ居り、株式取引所の如きも明治十一年取引所條例の下に東京、大阪の兩地に設立せられて多少經驗を積み來りしかば新會社の株券は盛に取引せられて投機の目的となり、權利株を賣らんが爲めに會社を設立するものなども現はれ來れり。併し明治二十二年には米作不況なりしに加へて銀の騰貴の爲めに輸出貿易振はざりしかば事業界も其の影響を受けて沈衰し、小會社の破産するものも少からざりき。

株式會社に關する法制は此時代にも尙ほ一般的に定められずして銀行、鐵道、取引所に關する條例の外には日本銀行、正金銀行等の特別法あるのみ。政府は法典編纂事業の一部として早くより商法の調査に着手せしも種々の事情に依りて遷延し、明治二十六年に至りて會社法を行へり。是所謂舊商法にして其の主義は株式會社に關して免許主義を取り、計算の公表を強制せり。

日清戰役前後

明治二十三年に崩解せし景氣は間もなく恢復して、二十六年會社法の實施と共に事業界の活氣を呼起し、二十七年

には保險會社の設立は一時の流行となりたり。されど偶々日清戦争起りしかば企業熱も暫く鋒鋒を収めたりしが、戦後償金の輸入と日本銀行の積極政策と相俟て人心を刺戟し政府財政の膨脹と共に會社事業も亦一大飛躍を爲せり。

當時設立せられたる大會社には、政府が戦後經營の一部として計畫したる特設銀行に日本勸業銀行、各府縣農工銀行、北海道拓植銀行、臺灣銀行、日本興業銀行あり。純然たる民業の部にては鐵道事業最も盛に起り、東武、川越、房總、京都、成田、岩越、上野、豊川、南海、中國、勢和、阪鶴、高野、七尾、豆相等の新設及從來の會社の擴張行はれ、之に次で工業にありては紡績會社を第一として製紙、石油の活躍するあり。其の他保險、倉庫、水運の會社も亦起り、海運會社は日本郵船、大阪商船の兩社を始め皆戦争の餘威を以て一大進歩を爲したり。

二十九年春頃の株式熱は頗る旺盛を極めたるものにして當時兜町は日々狂熱の街となり、五十圓拂込の東株が六百二十四圓の高値を呼びたることあり。此一事を以てするも其の大勢を推察するに難からず。株券の爲めに會社を起すが如きは最も普通の事となり、權利株、發起屋等の術語も現はれたり。法律は免許主義を取るも殆んど其の效なく泡沬會社は潮の如く起れり。識者は其の状態を普佛戦争後の獨逸に比較して警戒を叫びしが果然反動は二十八年八月以後に來り、有價證券は一時に暴落し、貿易は大逆調となり、日本銀行は兌換擁護の必要に迫られて金利を高め、物價は下落し、事業界は一大恐慌に陥りたり。是實に日本に於ける近世式恐慌の第一回なり。是に於て政府は救濟策を講じ、三十一年外債一億圓を募りて一時の小康を得しめたれども、此附景氣は勿論長きを保つべからずして三十三年には北清事變の勃發と共に又々大恐慌を來たし、九州方面に銀行の破綻續出し、次で三十四年に入りて東京横濱方面にも取付起り大阪にては十八個の銀行が同時に取付に合ひて支拂を停止したり。日本銀行は救濟大に勉めしも暴風の後草木萎微して容易に生氣を恢復する能はず、長く沈滞に陥れり。

政府の法典編纂事業は此大波の裡に着々歩を進めて明治三十二年所謂新商法は對等條約の實施と共に行はれたり。

此法律は株式會社の免許主義を變じて準則主義と爲し、社債に關する規定を加へ、新に株式合資會社を制定し、且合併を便利にしたり。株式合資會社は實際に於て廣く行はれざれども會社の合併は實際の要求に應じて續々行はれた。此他政府は三十三年に保險業法を定め、又私設鐵道法を發布したり。株式取引所に關しては投機熱防止の目的を以て三十五年に突如嚴格なる取締の勅令を發したりしも朝野の反對甚だしかりしに依りて間もなく改正せられ、今日に至るまでまだ根本的改革に到達せず。今此期間に於ける株式會社の數及び拂込資本金を示せば次の如し。

明治二十八年	社 數	拂込資本金
	二、〇二五	—圓
二十九年	二、五八五	三五七、四七九、一五二
三十年	三、一七一	四八一、四九五、七一七
三十一年	三、四七五	五六〇、〇三五、七八二
三十二年	三、六八六	六一六、一〇八、六五〇

(農商務統計表)

日露戰役前後

三十四年の金融恐慌は時人の經濟界に關する危惧の感を大ならしめ、事業の勃興するものなかりしが、爾來物價の下落に伴ひて貿易は順調に復し、正貨準備は漸次に増加し、金融緩慢は來れり。其後日英同盟が少しく人氣を沸騰せしめたる外さしたる刺戟もなく一般に沈滞に歸せり。然れ共基礎強固なる事業は漸次に發達し、殊に合同合併が盛んに行はれたり。

合同の最も顯著なりしは紡績業にして戦後濫興せる小會社の競争と生産過剰とに耐へず、鐘淵紡績の大合同大買収を初として盛んに行はれ、又絹絲紡績及び製麻事業に於ても合併多く行はれたり。これと共に越後に於ける石油業にも大に合併行はれて幾多の小會社は日本石油と實田石油の二大會社に統一せられたり。此の外保険銀行業等にも、多くこれを見たり。

經濟界はかくして漸次に恢復され、株式市場も再び好況を呈すべき機運に向ひしが此時日露の戦役は愈々其の幕を開けり。戦役が經濟界を壓迫せることは云ふまでもなく、殊に奢侈品の需要の減退は桐生、西陣の如き地方に甚しき打撃を與へたり。然れども戦役は大勝利を以て終を告げ、政府の外債政策は成功し、我邦の地位も一躍して世界の一等國となりしかば、人心此に一轉して事業界の活動を惹起せり。殊に外資輸入は政府の外債以外民間の社債も海外に於て引受くるもの多く、爲めに通貨膨脹し物價は騰貴せり。是に於て利潤は増加し、金利は比較的低廉なりしかば株式市場は終に大奔騰を告げ、東株の相場は四十年一月に至りて七百八十圓に達せり。

かくて明治二十九年以來忘れられたりし會社熱は再び勃然として起れり。會社の設立計畫は十億萬圓に達し、權利株の買賣盛に行はれ、南滿鐵道の應募が千七百倍以上に達する如き狂態を演ぜり。株式會社數及び拂込資本金を示せば次の如し。

三十二年末	三、六八六	六一六、一〇八、〇〇〇
三十三年末	四、二五四	六九五、九〇三、〇〇〇
三十四年末	四、三三七	七四四、七三一、〇〇〇
三十五年末	四、三〇八	七八七、九七六、〇〇〇
三十六年末	四、三八五	七八九、八八三、〇〇〇

三十七年末	四、二四三
三十八年末	四、二一六
三十九年末	四、二九〇
四十年末	四、六三九
四十一年末	四、七三一

八二八、八一五、〇〇〇
八五八、四五七、〇〇〇
九五九、九六四、〇〇〇
九七〇、八二三、〇〇〇
一、〇三七、四五五、八二三

(株式合資會社をも含む)

此時日本國內には鐵道の有利なるものは大抵敷設し盡され、特に鐵道國有法に依りて幹線は皆政府の手に歸せしが故に、企業界は此以外の方面に活動の舞臺を求めざるべからず。即ち日露戦後の新事業として最も旺盛を極めしは電氣、電車、電燈の事業にして、之に續きては工業にありては瓦斯、鑛山、石炭、石油、鐵工、製糖、製粉、肥料の各方面に互り紡績も亦一大擴張を爲したり。

是れより先き日露の戦塵未だ收らざるに政府は三十八年三月擔保附社債信託法を發布し、其の他鐵道抵當法、工場抵當法を制定し、更に四十二年軌道抵當法を加へたり、かくて社債の利用頗る盛となり、特に外債の募集を爲すもの頻々たるに至り、これと共に會社の合同も亦益々盛んに行はれたり。

三十九年に於ける投機熱の大狂瀾は四十年一月株券の暴落に依りて頽れ、以來市場をして痛烈なる沈衰に陥らしめたり。同年一月最高七百八十圓なりし東株は十二月に至りて最低九十一圓六十錢に至り、諸株券皆此大勢に抗するこゝと能はざりき。加ふるに同年十月紐育の恐慌起りて我輸出は杜絶し物價は下落して四十一年の上半期は最も困難の時期となれり。政府は公債を償還し、日本銀行亦其の制限外發行を利用して極力これを救済し漸次金融市場は緩和するに至りたりと雖も泡沫會社の凋落するもの其の數を知らず。加ふるに堂堂たる大會社の危機に瀕するものありて事業

界一般に頗る危惧の念を増さしめたり。殊に日糖事件の如き、大日本水産會社の如き重役の不正事件暴露して一世の耳目を聳動したり。

輿論は一方重役を責むると共に、會社法規を一層嚴重にすべしとの議論唱道せられ、一衆議院議員の如きは所謂不正重役撲滅案を議會に呈出するに至れり。政府も亦會社法改正の必要を認めて商法全般の改正を提議し、幾多の議論を戦はせ、大修正を経て四十四年五月公布せられ、同十月一日より愈々實施せらるることとなりたり。同法の原案は嚴格主義を採用し取締るべき部分に付いては嚴重なる規定を設けんとしたるものにして、其修正の結果幾分原案の趣意を緩和したれども尙ほ株式會社發起人の責任を重くし所謂發起屋を取締り、取締役及び監査役の連帶責任を定め、罰則の規定を重からしむる等改正前の商法に比して取締法を嚴ならしめたり。

明治四十四年以後は日露戰役後に於ける恐慌の傷痍も癒え會社事業の新設擴張せらるるもの漸く多し。其大勢左の如し。

社 數	拂込資本金 圓
明治四十二年	四、八三六
四十三年	五、〇二六
四十四年	五、二五三
大正元年	五、八二九
二年	六、五六二
	一、二二四、五一一、五一九
	一、二四四、四九二、四三五
	一、二九九、九四〇、二一八
	一、四八二、六五六、六七二
	一、六九四、五三五、七八一

(株式合資會社をも含む)

時に日本の財界は巨額なる外債と膨脹せる財政の壓迫を受けて容易に好景氣に向ふ能はざりしも堅實なる事業は不

言不語の間に着々として進歩せり。

歐洲戰役前後

大正三年下半年に至りて歐洲大戰役突如として勃發し、日本も日英同盟の誼により極東に蹶起したりしが、此時青島を逸出せる獨逸軍艦は陽炎の如く現出して世界の商船を脅したるを以て航運は杜絶し、我對外貿易も大影響を蒙り、従つて販路を失ひたる各種製造業會社の成績は舉らず一般經濟界は不景氣に襲れたり。然るに日本及聯合國海軍は漸くにして脱走獨艦を擊破したりしかば海上の往復は安全となり、且未曾有の大戰爭の爲めに歐米の消費は非常の巨額に上り、日本は聯合國及中立國に對して莫大の輸出を爲すこととなり、且又世界の船腹不足を見たるが爲に日本の海運業も亦一躍して成金となり、かくて新工業は勃興し舊工業は擴張され、企業界は頗る活氣を呈せり。大戰開始後の株式會社の趨勢左の如し。

大正	社 數	拂込資本金
三 年	七、〇五三	一、七七〇、三八二、九四四 <small>圓</small>
四 年	七、二〇〇	一、八五八、九五三、七三五
五 年	七、五〇〇	二、〇九〇、七八五、八五〇
六 年	八、四七四	二、七六三、八三三、五七四
七 年	一〇、六三六	四、一四三、一二八、六七七

(株式合資會社をも含む)

大正七年の總計を日露戰役後の明治三十九年に比するに社數に於て二倍以上となり拂込資本金は四倍に近く増加し

たり。且企業經營の規模益々擴大し殊に歐洲大戰中の好景氣時代なる五年六年七年に於ては株式會社の規模は愈々擴張し、大正七年は五百萬圓以上の資本金を有する株式會社は二百八十一の多きに達し、一千萬圓以上の資本金を有する株式會社に非れば一流とは稱せられざるに至れり。

	五萬圓未滿	十萬圓未滿	五十萬圓未滿	百萬圓未滿	五百萬圓未滿	五百萬圓以上
明治四十二年	二、五六二	七八六	一、〇九五	二〇九	一五二	三三
四十三年	二、六三一	八一三	一、一六四	二二四	一五六	三七
四十四年	二、七六六	八四二	一、一九四	二三二	一七九	四〇
大正元年	三、一二〇	八九二	一、三二〇	二五〇	一九九	四六
二年	三、五八八	九七一	一、四三五	二七二	二四三	五三
三年	三、九三三	一、〇五四	一、四七二	二七二	二六六	五六
四年	二、八〇八	一、二一一	一、二一五	五三二	四三九	九五
五年	二、九〇三	一、二二五	一、一九六	五六三	五一四	一〇九
六年	三、〇四六	一、三五一	二、四二〇	七三六	七四二	一七八
七年	三、三四五	一、六〇五	三、一四八	一、〇五四	一、二〇三	二八一

進みて新設株式會社の内容を見るに左記の統計の如く、各種賣買業、纖維工業殊に紡績業、化學工業、交通業殊に海運業は其の大なるものなりき。銀行業の活動も勇しく銀行集中の機運は駭々として進み、保險業者就中海上保險會社の飛躍も見るものありたり。

最近五箇年新設株式會社社數及資本額

	大正四年		大正五年		大正六年		大正七年		大正八年		五年間累計	
	社數	資本額 千圓	社數	資本額 千圓								
各種賣買業	九	三、〇五	五	八、六九	三	七、二五	三	二、八九	五	一、八七	一	三、五
輸出入貿易業												
倉庫業	三	五、五	七	三、四七	三	四、二八	〇	六、〇〇	三	三、五〇	一	二、二〇
銀行業	三	六、八五	元	〇、〇〇	元	三、七〇	五	七、七五	〇	九、〇三	一	一、九〇
信託業	六	四、七	三	七、〇四	六	六、九三	一	六、四九	六	三、五〇	三	三、四六
保險業					三	九、〇〇	一	四、八〇	六	一、〇〇	二	九、九〇
雜商業							二	一、三六	六	五、八七	五	二、一九
釀造業	六	三、〇二	四	一、四七	元	二、七六	一	二、三三	六	二、七四	三	四、三二
飲食物製造業	六	一、八六	元	七、六〇	五	五、九八	五	三、五七	六	二、八七	二	二、〇〇
織維工業	四	一、七五	五	二、〇三	一	九、〇五	二	二、四五	〇	一、〇八	八	二、四
化學工業	五	九、六三	五	三、〇七	二	三、三六	二	三、〇六	二	一、四九	六	八、七
窯業	九	一、〇八	三	四、四五	二	二、三六	三	三、九四	三	三、〇〇	三	三、四二
金屬工業	〇	七、四三	三	二、四七	四	三、七五	一	九、九五	九	二、七四	二	二、九
造船造船業	一	一	五	五、〇〇	三	六、三三	七	一、八五	二	二、三〇	七	六、〇七
機械器具製作	五	一、〇〇	一	七、四〇	七	三、三三	一	七、三六	四	五、九五	二	一、七、四〇
瓦斯及電氣業	五	三、七三	五	七、三九	三	二、三六	七	九、九二	四	六、二七	三	三、五七

第 一 部	雜 工 業	四八九	二二	四三	二〇三	五、八七	三〇	七、五二	二七	七、四四	九六	二四、五六
	鑛 業	二四三五	三	四、〇三	五、二一	二五	三六、五五	一〇五	九、六七	二六	四、四四	四四、四四
	農 業	二〇四七	七	五	五、九六	二五	一六、〇四	七	三、七六	二四	五、九六	
	林 業	二〇	六	二、四一	三〇	四、〇七	九	三、七三	四	八、六四	一七	四、四〇
	水 産	七	五	一、六〇	八	四、六一	七	七、三三	三〇	一、七三	九	二六、四二
	運輸及交通業	九	三	三、九四	一五	七、七九	二六	八、三六	二二	一四、八六	八三	三七、七六
	雜 業	二五	一七	六一	三九	九、〇〇	三三	五、八四	三九	二七、九二	三六	元、八四
	合 計	七〇一	九一	七五	九三	二、五、八〇〇	一、六、九、九、三、四、七、一、六、六、六、三、〇、三、一、三、三、三、六	九、八、二、四、〇、九、八、八、四				

(農商務省商務局商事課調査)

此時に際し政府の經濟政策は所謂積極主義を取り、輸出超過によりて吸収したる外國正貨は之を輸入すると否とに拘らず、正貨準備となして之を引當に兌換券を増發し通貨は其膨脹するに委し、物價は其奔騰に任したり。されば諸種の企業は自由に資金を得て企業熱の旺盛なる日露戦役後の狀況と同日の談に非るなり。株式相場は記録的數字を示し、株式募集に當りてはプレミアム附ならざれば、會社として權威なしとせられたり。

遮莫、前後四年半の長日月に互れる歐洲大戰亂も一九一八年十一月休戰條約によりて終結を告げたり。之が爲め我國の經濟事情も一時不振の狀を呈せしが戰時より平時への推移は案外平穩に經過して、大正八年下半年より九年前半期へ掛け又々一時の非常なる好景氣時代を現出したり。然れども世界の形勢は既に一變したりしかば大正九年三月突如として株式綿絲生絲の定期相場は暴落し各種商工業者に大打撃を與へたり。好景氣に眼眩み投機熱に浮れ居たる各地機業家は恐慌の先鞭をなしたり。銀行の支拂停止、成金者流の破産相踵ぎ、昨の好景氣は權花一朝の夢と化したり。

中編 株式會社の本質及び組織

第一章 株式會社の形式と實質

一 法律上の形式

株式會社の觀念は云ふまでもなく法律上の觀念なり。故に其の本質を明かにせん爲めには先づ其の法律上の性質より出發するを以て便利とすべし。さて株式會社に關する規定の詳細なる點に至りては各國の商法又は會社法に依りて多少の相違あること勿論なれども、之を他の種類の會社と比較して見たる場合に其の根本的差異とすべき要點に至りては共通なり。依つて吾人は古今各國の株式會社に共通なる特色として次の三點を列擧することを得るなり。

(第一) 出資の證として株式を發行し、之を賣買自由なるものとせることは株式會社の著しき特色なり。合名會社及び合資會社にありては社員の出資は持分と稱せられ、持分の譲渡は總社員の同意を得ることを必要とせるも株式會社の株主は自己の意思のみに依りて何時にても其の持分たる株式を他人に譲渡すことを得。而して株式は株券と稱する一種の有價證券に代表せしめらるゝを以て其の取扱頗る便利なり。殊に無記名式にせられし場合に於ては譲渡の手續は非常に簡單なるものとなるなり。

(第二) 有限責任なる事は亦株式會社の第二の特色なり。尤も此の制度は株式會社のみならず合資會社の社員の一部に就ても認められ、又株式會社の變種と看做すべき株式合資會社には唯少數の無限責任社員ある外は悉く有限責任の株主より成る。加之株式會社制度の祖國たる英國の會社法には現に株式會社の責任の種類を分ちて有限責任 (limited by shares) 保證責任 (limited by guarantee) 無限責任 (unlimited) の三者となせり。且又往時に遡れば一八五六年以前の英國法には寧ろ無限責任を原則と爲せり。されば有限責任は株式會社に離るべからざる條件といふ能はざれども、而かも少くとも現今にては各國の法制皆株主の責任を全部有限責任とするに一致せるを以て之れを株式會社の一特色とするは當然のことにして、多くの學者が有限責任を以て株式會社制度の最も重要な要點と爲すは法律論として至當なるべし。但し經濟學及商業學の著書にして此法律論に盲從せるもの多きは余の取らざる所なり。此點に就ては次項に詳論す。

(第三) 出資者が自ら會社營業の實際に關係せずして、之れを重役に一任することも亦株式會社の著しき特色なり。合名會社にありても特に業務擔當社員を定め置きて、他の者が直接營業の衝に當らざる場合あれど、原則としては各社員が會社を代表するものとせられたり。然るに株式會社には株主總會なる機關ありて會社の大方針を議する外に株主は會社の營業と全然没交渉なり。業務實行には取締役を選任して之れに當らしめ、業務の監督には監査役を選任して、之れに當らしむるなり。合資會社の有限責任社員は此の點に於て比較的株主に近き性質を有するも、會社の實際を檢査するに就きては株主以上の權利を與へられあり。日本商法に依れば合資會社の有限責任社員は自ら會社の重要書類を閱覽するのみならず、會社の營業及財産の狀況を檢査するを得れども株主は唯書類の閱覽を爲すのみにして、若し實際の檢査を要求する場合には資本の十分の一に當る株主の同意を得ざるべからざるなり(商法一一一條と一一九一條及び一九八條との比較)。

二 經濟上の基礎

株式會社に關する法制の要點は則ち此の如し。然らば此の如き法制は經濟上如何なる必要に基きて發展し來りしか、又此の如き法制あるが爲めに經濟上如何なることが可能となるか、是れ吾人が次に論ぜんとする問題なり。

(第一) 證券制度

株式會社の最大目的は大資本を集中して、大事業を起すにあり。之を歷史上より觀察するも十七八世紀の特許貿易會社より現代の銀行、保險、鐵道、鑛山、工業等の會社に至るまで株式會社制度の領域となりし所の事業は皆大資本を要するものにあらざるはなし。時としては株式會社は危險分割の目的を以て比較的小規模の事業に應用せらるゝことなきにあらざれども此の如きは寧ろ第二次的作用に屬すと認めざるべからず。即ち大資本の集中は一個人又は一家一門の力を以てすること能はざるが故に之を一般公衆に訴へんとすることが株式會社の本來の特色なり。而して株式會社が此の如く一般公衆の資本を吸集し得る理由は第一に株式と稱する證券の力に歸せざるべからず、

元來事業に對する放資を公衆に求むるは頗る困難なることなり。何となれば公衆の放資は何時にても其の原本を回收し得べき形態を保持せざるべからず。地所、家屋や公債證書や銀行預金と同様に取扱ひ得べきものたらざるべからず。然るに事業の資本は固定するものなり。事業は永久に放下されたる資本を有するにあらざれば存續する能はざるなり。然して此の兩者の衝突を調和するものは即ち株式會社なり。株式會社は事業に對する放資を株券と稱する有價證券の形態に引直すに依りて其の賣買質入を便利ならしめ、固定したる資本を流動自在なるものに變ずることを得べし。此の作用を資本の證券化 (Effektivierung) と云ふも可なり、又財産の動化 (Mobilization) と云ふも可なり。但し財産の動化は必ずしも株式の特有なる作用にあらずして實は有價證券の一般的性質と看做すべきものなり。蓋し手形

が個人に對する債權を動化せしむる所の力を移して國家及び公共團體の場合に應用したるものは即ち公債なり。公債が債權を動化せしめて公衆の放資に適せしむる所の力を移して大企業の場合に應用したるものは即ち株券なり。此他鐵道會社の社債が鐵道を動化せしめ、不動産銀行の債券が田畑、宅地を動化せしむるが如きも亦等しく資本の證券化、財産の動化に外ならざるなり。

或る學者は有限責任と云ふことに重きを置きて、之れあるが爲めに株式會社は公衆の資本を吸集すと説けども吾人は之れを採らず。有限責任は此の點に關して重要な制度たるには相違なしと雖も株式會社の本領は之れにあらずして株券にあり。實際に於て合資會社の有限責任の持分は其の有限責任なるに於ては株式と同一なるも株式の如く一般公衆の放資の目的物とはならざるなり。又一八四〇年代、五〇年代の英國に於て盛んに設立されし所の幾多の銀行や鐵道會社は無限責任なりしに非ずや。凡そ或る事業に向つて放資を爲さんとする者が其の元本の全部を失ひて尙債務を残すが如き場合を常に豫想するものには非ざるなり。

有限責任と比較せば重役制度は此の點より見て一層重要な意味を有せり。何となれば一般公衆は會社の事業に精通し居らざるのみならず、其の放資につきて手數の掛かることを好まず、即ち手數の掛らずして年年相當の收益の繰返さるゝ事は普通の放資の目的物として最も肝要なる條件の一なりとす。株式會社には重役ありて法律の束縛の下に又輿論の監督を受けつゝ、營業上一切の事を處理すればこそ株式が公債若くは社債の如き債務證券と同様の作用を爲し得るなり。即ち企業資本の證券化は重役制度を俟ちて可能なるを得るなり。

株券の賣買自由なる事は法律上に於て讓渡の手續簡單なること、額面金額の低くして且均一なること、分割拂込を爲し得ること等に依るものなり。併しながら株券をして大に其の効果を擧げしむる爲めには此等の規定のみにては不充分なり。實際に於て同種の株券が多量に存在し、従つて之れを取引すべき市場の成立せる事を要す。法律上には大

會社の株式も小會社の株式も同じく株式なれども小會社の株式は其の分量小なるを以て其の賣買の件數も少く、從て取引市場に於て其の價值を認めらるゝことを得ず、相場を立てらるゝこともなし、相場の立たざる程のものは實際に於て賣拂ふにも特に買手を見出す事を要し、質入するにも貸主が直ちに承諾を與へざるなり。これ *Verthebarkeit* を有せざるを以てなり。故に法律上より云はゞ一萬圓にても二萬圓にても株式會社を設立し得ると雖も、其の株式を一般公衆の放資物件たらしむるには大事業たらざるべからず。小事業ならば之を大會社の下に纏めざるべからず。是故に株式制度は大資本の集中を目的として起り、又大資本の集中を俟ちて始めて其の作用を完全にするものなり。

株券が一般の放資物件となり市場に於て相場を以て取引さるゝに至れば是れ既に一種の商品なり。従つて投機的目的物とならざるを得ず。而かも株券の賣買は普通の商品の賣買に非ずして商品を生産する所の事業の賣買なるが故に、之れに關する投機は一層大規模にして其の一般經濟界に及ぼす影響は一層根本的なり。近代の恐慌なるものが若し普通商品のみを過剰生産に依つて生ずるものならば左程に恐るべきものにあらずとも、是れ實は商品の過剰生産に非ずして企業の過剰生産なり。或る年代に於て某種事業の利益大なる時は新に業を起さんとする者は皆先を争て同種類の事業に走るが故に其の極實際の必要以上に多數の企業を成立せしむるに至り、一般の不景氣を惹起するものなり。而して此の場合に其の事業を代表する者は即ち株券に外ならず。故に歷史上第十七世紀に於ける株式會社の發生は間もなく株式市場を中心としたる近世式恐慌の發生を惹起し、爾來景氣の循環と株式會社の普及發達とは常に形影相伴ふの形勢を致せり。

有價證券の初めは手形、兌換券、船荷證券、倉庫證券の如き貨幣若くは商品を代表する所の證券にあり。然れども此等の證券は唯賣買交換の目的物を動化するに止まりしを以て、其の影響は尙經濟社會の表面に止れり。然るに一朝此の同じ方法が公債、株式、社債に應用せらるゝに至りては其の勢力は終に社會組織の根柢に浸入せざるを得ず。何

となれば此等のものは企業資本若くは長期の債權を動化せしめて之を安全便利なる放資の目的物となすが故に、此等の有價證券を所有する所の階級は進んで社會の生産機關を支配すべく、又退いて所得の淵源を守るべし。凡そ世界の經濟史上に於て此の如き有利の位置に立ちしものは封建時代の大地主あるのみ、されば證券制度の發達は實に社會の上等階級中に土地貴族 (Grundaristokratie) と相並んで貨幣貴族 (Geldaristokratie) を發生せしめしものと云ふべし。是に於て獨逸の學者リーフマン (Liefmann) 氏の如きは資本制發達の階段を分ちて物財資本制 (Sachkapitalismus)、貨幣資本制 (Geldkapitalismus)、證券資本制 (Effektenkapitalismus) の三つと云ふことを主張せり。吾人は元來資本制なるものを貨幣經濟の產物と看做すが故に物財資本制を認むる能はず。證券資本制の如きは貨幣資本制の大潮流に屬する一階段なりと認むるものなれども、證券制度の大勢力を認識する點に於てはリーフマン氏に贊同せざる能はず。

(第二) 重役制度

重役制度が株式制度と相俟ちて公衆の放資を便利にすることは既に説きし如し。併し是は重役制度の半面にして、他の半面に於て重役制度は會社の事業經營上に頗る重大なる意味を有せり。重役制度なしには株式會社は成立することを得ざるものなり。

法律上の形式に於ては株式會社は創立總會に依りて組織さるゝものにして、其の創立總會の意思は即ち株主の意思なるを以て、外見上よりすれば株主の會社に對する關係は合名會社の社員が會社に對する關係と同等に見ゆれども、實際に於ては決して然らず。株式會社には發起人なるものあり。發起人は會社の基礎となるべき有望なる事業の發行者にして、且つ其の組織者たり。彼等は創立總會を開く前に於て事業の材料を集め、何人を重役に爲すべきやをも定め居れり。唯資本の足らざるを以て株主を一般に募集するものなり。若し發起人が充分の資本を融通し得る場合には彼等は同時設立の形式に依つて會社を直ちに成立せしめ、然る後に其の株式を一般の放資家に賣出すべし。されば一

般株主は事業の計畫に參與するものにあらずして、唯發起人の定めたる計畫を可とすれば株主となり、然らざれば株主とならざるのみ。

又法律上より云へば、會社成立の後に其の機關となりて働くものは第一に株主總會、第二に重役と云ふ順序なれども、普通の場合には株主總會は無力なるものにして、會社の重心は常に重役にあり。此の如く株式會社の營業は重役に一任されあるに拘らず、其の重役なるものは他の株主と同じく有限责任の出資者たるに過ぎざるを以て怠慢、浪費不正等の弊害を生ずるは免れ難き所なり。従つて歷史上初期の株式會社には失敗の實例少からず。アダム・スミスの有名なる攻撃の如きも生ぜし所以なり。併し夫れにも拘らず株式會社制度は漸次に發達し來り、重役の惡行も會社道德の進歩に伴ひて益々少くなり行けり。現今各國の法制を見れば重役は株主たるを要すとするものあり。又これを要せずと定めたるものもあれど、何れにても差支なく事業は進み行きつゝあり。今や株式會社制度は單に實業界に向つて、大資本を供給し、一般公衆に向つて好箇の放資物件を提供する外に、無資力の人材を活動せしむる所の有力なる機關と看做さるゝに至れり。

前記の關係を企業組織發展の歷史上より觀察すれば、寔に重大なる意味を有することとなる。其は即ち企業者の職分の分擔されたることなり。株式制度の發達せざる時代の企業者は何れも出資者にして且經營者なりき。個人企業にありては固より言ふを待たず、合名會社、合資會社の場合も唯一人の主人が數人と成りし差異あるのみにして企業者の職分は個人企業の場合と同一なり。經濟學に於て企業利潤を説明するにしても、其の本質は資本の利子と經營の賃銀と資本喪失の危険に對する報酬とを合せたるものとせられたりき。然るに株式會社にありては普通の株主は資本を醸出して有限责任を負ふのみの職分を爲し、事業の經營は重役に一任するものなり。是に於て學者の間には株主が企業者なるや、重役が企業者たるやの議論を生ぜり。獨逸にては法律の形式に基きて株式會社の企業者は株主なり、株

主が會社の事業に冷淡なるは未だ自己の地位を自覺せざる爲なりとして益々株主總會の權力を強めんと主張するものあり。又之れに反對してエーレンベルヒ (Ehrenberg) 氏の如く株主は單純なる資本家なり、會社の債權者なりと論ずる人も出で來れり。又パッソウ (Passow) 氏の如く大株主は企業者なるも小株主は單なる資本家なりと唱ふる人も現れたり。併しながら吾人を以て見れば此等は皆囚はれたる説にして、株式會社の無き時代の企業者觀念を無理に株式會社に當て箴めんと試み、株式會社が企業者の職分の分擔を惹起したる事を看過せる議論なりと信ず。吾人の此の問題に對する解答は次の如し。曰く株式會社にありては最早舊來の意義に於ける企業者なるものなし。企業者の職分は株式會社と稱する一箇の組織に依りて行はる。而して其組織の内部にありて職分の分擔が行はれ、出資者として事業の危険を負擔する職分は株主に行き、事業を經營指揮する職分は重役に割宛てらる。説明の便宜の爲めに假に命名せば、重役は勤勞企業者 (arbeitender Unternehmer) として、一般株主は不勤勞企業者 (nicht arbeitender Unternehmer) なり (Schmoller, Grundriss, II Bd. §231) とするも不可なし。但し此に二種の企業者が發生したるに非ずして二者一體を爲して一の目的を達するなり。

株式會社の重役制度は大體に於て差支無きまでに發達し來たりたるも、現今に於て尙完全に運用され居るとは勿論云ふ可からず。さればこそ會社の破綻が屢々生ずるなれ。此の問題に就ては、尙次章に至りて詳論すべし。

(第三) 有限責任制度

有限責任の制度が株式會社の成立に取りて或一部の學者の云ふ程に重要なものにあらずとの見解は前に述べし所なり。併しながら之れあるが爲めに一般放資家を誘ふ事が一層出來易くなるは言ふを俟たざるなり。實際に於て獨逸の「ゲウェルクシャフト」の發行する「クックス」が市場に於て株式の如く自由に流通せず擔保品として適當なる理由は主として其の追納金拂込の義務を負擔するが爲めなり。加之假令無限責任の株式會社を設けたりとするも萬一

大破綻を來して債權者が多數の株主の財産にまで權利を主張する事に成りし場合には非常なる困難を生ずるは看易き所なり。

此に研究を要するは有限責任が債權者の利益を害することなきかと云ふ問題なり。第十九世紀の中葉以前にありては歐洲各國の立法者は有限責任を以て不正なるかの如く考へたり。苟も一方に於て企業的全利益を收むるものは必ず他の一方に於て其の全損失を負擔すべき義務あり、他人と取引して利益あれば之れを取り損失あれば之れを他人に歸せしむと云ふは不都合極まると考へしなり。曾て佛國に於て株式合資會社は特許なしに設立することを許すも株式會社は特許を要すと規定せしも亦同じ思想に基くなり。又英國にて久しく無限責任會社を原則としたるも同様なり。併しながら實際の經驗は遂に其の然らざることを明かにするに至れり。何となれば有限責任は責任の現在財産に限られることを標榜して他人と取引を爲すものなるを以て、決して虚偽を行ふものにあらず。而して株式會社の會計は總ての債權者に公表されあるを以て債權者は其の信用の程度を定むる所の標準を有せり。一個人と取引するものは其の人の財産の何程あるかを明かに知ることを得ず、單なる推測に依りて信用を與ふべき程度を定むるの外なし。此の場合には若し其の個人が不正直ならば巧に事業の繁盛を裝ひて得意先を瞞着し、自己の資産不相應なる巨額の借入金を得すこと必ずしも難きにあらず、而して債權者が其の事實を知る時は已に破産の運命が目前に逼る時なるやも知るべからず。尙甚しきに至りては債務者が破産の前に於て其の財産の一部を隱匿することもあり得るなり。然るに株式會社の會計は、公開の事實あるを以て其の鞏固を裝はんと欲するも得べからず、財源を秘密になさんと欲するも得べからず、財産を隱匿せんと欲するも得べからざるなり。是債權者に取りて非常に有利なることならずや。責任の重大なるが爲めに當事者の營業方針を確實ならしむると云ふ點より見れば無限責任が有限責任よりも安全なるべしと雖も、信用の程度を測定するの便宜より云はゞ後者が却つて前者に勝ると云はざるべからず。是議論にあらずして事實な

り。此の事は佛國の學者コクラン (Cocquetin) (一八〇五—一八五二) が一八四三年に道破せる所にして、其の文章は載せてミル (Mill) の經濟原論第五卷第九章にあり。

有限責任の道德上正當にして且つ經濟上危險なきこと明かなるに至つて立法者の方針は一變して株式會社の設立に免許主義を廢して自由主義を採用するに至れり。併し是と同時に其の會計の組織を完全ならしめ、且其の状態を公表せしめんとする所の規定は益々擴張されたり。即ち有限責任と會計の公開とは相關聯して進むべきものなり。

有限責任の經濟史上の意味は企業が個人より獨立することなり。即ち企業が企業者の家族經濟より分離して獨立の生命を有するに至ることは資本制の發展史上最も顯著なる大勢にして株式會社の有限責任なる性質は此の發展の最後の段階を代表するものなり。個人企業又は合名會社、合資會社等の家族的結社にありては既に家計と營業(東京の俗語を以て云へば奥と店)との區別を存し、之れを農民や手工業者や小商人の經濟と比較するときは全然其の趣を異にするものなりと雖も、而かも尙未だ之れを以て悉く企業者の家族又は個人的關係を脱却したるものなりと云ふことを得ず。従つて其の經濟主義も亦單純なる營利の衝動のみに支配せられずして多少家族、隣人に對する感情の影響を受けるものなり。然るに株式會社に至りては法律家の所謂財産團體なるが故に何人の人格、何人の家族關係にも依頼することなくして存立し、純然たる營利の機關として其の永久の生命を維持しつゝあり。而して其の此の如くなるを得る理由は出資者の多數なること及び企業者の職分の分擔されしことにも存すれども主として有限責任の制度に歸せずんばならず。何となれば有限責任は企業者の個人的財産と企業の財産との間に通ずる一條の脈絡を絶ち、家族と企業との分離に最後の一撃を加ふるものなればなり。

株式會社に關する福田、關兩博士との論争

余は本書第一版の公刊以前に「株式會社の形式と實質」なる一文を草して國民經濟雜誌に投じたりしに福田博士は直ちに「株式會社に關する上田教授の論説を讀みて、附たり、松波、青木兩博士の起源論に就て」と題する長文の批評を發表せられたり（國民經濟雜誌、大正二年十一月及十二月）。依て余は一篇の答文を草して同誌に送りしが、當時英國に在留したりし故に此文は大正三年四月に至りて掲載せられたり。然るに此論争を見たる關兩博士は別に國民經濟雜誌五月號及法學新報五月號にて批評を發表せられ、余は更に之に答ふる爲めに法學新報十月號に一文を寄せたり。今此論争の顛末を詳述するは無用なれども議論の要點を摘記して研究の資料に供せんとす。而して余は今此に重ねて福田、關兩先輩が不斷の示教に對し衷心の感謝を表するものなり。

福田博士の論旨と余の答辯

福田、上田は法律上形式上の問題と經濟上實質上の問題とを混同せり。法律上に於ては法律家の説を取るべし。

レーマン氏は株式會社の要件を四となし、(一)一定の目的の爲めに多數株主が結社すること、(二)個人の財産より獨立せる會社基本資本、(三)此資本を株式に分割すること、(四)有限責任を擧げ、而かも有限責任を以て最重要の點となしたり。上田が法律上の要件として(一)株式制度、(二)重役制度、(三)有限責任を擧げたるは獨斷に過ぎたり。

上、博士の引かれたレーマン氏の説は株式會社の概念其者なり。然るに自分の説は株式會社を他の會社と對照して其特色を明かにせんとしたるなり。故にレーマン氏の要件の中(一)(二)は論ずるに及ばず、唯(三)と(四)と

を擧ぐれば足るべし。而して重役制度は寧ろ内部の組織に關することなれども各種會社の比較上より見れば頗る重要なるが故に附加して第三の特色としたるのみ。

(以上は當時余の爲したる答辯にして今尙ほ之を訂正する必要を認めざる所なれども、余の所謂法律上の特色は自分の考案したる經濟上の特色より逆に檢出したるものにして兩者を混同するの傾向著しきは今に至りて容認せざるを得ず。特に從來經濟書(福田博士の經濟學教科書を含む)が法律に盲從して有限責任を不當視するを不可となし、新規の見解を立てんと試みしが爲めに法律論にまでも累を及したること蔽ふべからず。故に改訂版には三個の要點の順序を變更し、且文句を所々改むることゝなしたり)。

福、英國を株式會社の祖國といへるは當らず、斷片雙語と雖も許し難し。株式會社制度には大陸系と英國系とあり、大陸系には和蘭式と佛國式とあり。株式會社の最も古きものは和蘭の東印度會社なり。大陸諸國の模倣したるは佛國の「コード・ド・コンメルス」なり。

上、株式會社の起源發達に就いては同説なり、余の著書中にも其の事は大要記したり、併し歴史上の單なる事實又は紙上の法律を離れて實際に盛に此法制の應用され初めたるを求むれば即ち英國なり。之を祖國と呼ぶに何の不可あらんや。(此説は今尙變更する必要を認めず。詳しくは卷末「株式會社の起源に就て」の論文を見よ。)

福、上田は「重役制度なくして株式會社は成立し得ず」といへり。然れども會社の眞の祖國たる和蘭には重役制度なくして大株主が事を執りたり。

上、其大株主が即ち事實上の重役なり。余の言は經濟上の立論にして法律論にあらず。

福、上田は「株式會社が業務の性質規律的なる事業にのみ適す」とか、「重役制は怠慢不正を伴ふ」とか、「初期の會社は此理由に依りて失敗したり」とか、アダム・スミスの謬説を踏襲せり。是等はスミスがアンダーソンの偏頗な

る敘述を其儘採用したる結果にしてスコット氏の綿密なる研究を見れば最早信ずるに足らざるなり。

上、自分は重役制度を必要とする株式會社が私的企業に比して怠慢浪費遲鈍不正の弊多きことを眼前の事實として實驗せり。アダム・スミスに従へるにあらず。(スコットの研究に依りて初期の會社の失敗はスミスのいふ程にあらずりしは明かになりたり。されど株式會社が變化多き業務に不適當の點あるは否むべからず。此邊福田博士は餘り書物に偏し、實際を忘れたるの嫌あり。)

福、「重役の缺點は會社道德の進歩に依つて漸次改善せらる」とは何事ぞ。歴史上の事實を道德の進歩に歸す、便は即ち便なりと雖も、此の如きことが學問上眞面目なる敘述として受取られ得るか。

上、余は漠然と道德を持出したるに非ず。會社の重役が個人企業の心理に動いて居る間は弊害多けれども會社制度の普及に伴つて此に一種の新道德を生じて益々其發達を可能ならしむることを確信す。此點にてはマーシャルも自分と同論なり(同氏原論)。

福、株式會社の企業者は何人なりやといふ重要問題に就て上田が從來の獨逸學者の論争を「囚はれたる説」として排斥したるは可なり。併し企業者の職分は株式會社の場合に分割されて危険の負擔は株主に行き、事業の經營は重役に行きたりとするは不可なり。何故一步を進めて株式會社の企業者は株式會社自身なりといはざるや。合名會社、合資會社等にありては尙自然人格と結び付きて是と離れ難けれども株式會社に至りては完全獨立の人格を有す。此點が實に經濟上實質上株式會社の最重要なる特質なり。公企業の企業者は市町村其自身なり。市長や村長は企業者にあらず。是と同じく株式會社も亦其自らが企業者なり。今に於て重役や株主の企業者たるは否とは論ずるの必要なし。

上、余は大體に於いて福田説に賛す。株式會社の企業者が重役なり株主なりとの考を棄つべし。又此兩者が企業者の

職分を分割したりとの説明をも改むべし、從來の企業者は最早なくなりたるなり。企業者がなくなりて其職分は或一の組織に依りて行はる。而して株主と重役は其組織内にありて職分を分擔するものなり。但し會社が即ち企業者なりといふ説は經濟論として受取り難し。尙福田博士は余の職分分割論とリーフマンの説と近似せるを以て上田はリーフマンに據りしならんと斷定されしも決して然らず、余はリーフマン以前に此説を案出して學校にて講義したることもあり。余が活動企業者（重役）不活動企業者（株主）の語を得たるはシュモラーなれども、分擔論はシュモラーを讀みたる以前に考出したたり。

福、「株式の特質は其實買讓渡の自由なるにあり」といふは當らず。元來株式會社の初めは海外貿易にあり。冒險事業にあり。株式會社の株式會社たるは此企業的精神にあり。株式の特質は其利潤證券たるにあり。株式の放資は女子を嫁せしむるが如し、一度出でゝ復た歸らざるを原則とす。

上、是は大反對なり。株式會社の特色は冒險事業にあらずして大資本の集中にあり。大資本の集中は放資の固定せざるに依つて可能となる。株式の特色は資本の流動化にあり。株式の放資は下女を桂庵より雇入るゝが如し、何ても取換へらるゝを原則とす。是が眼前の事實なり。

（株式會社の企業者は何人なりやの問題に對する余の解答は改訂版に於て本文數行を改めたり。）

關博士の批評

企業者職分分擔論はリーフマンの專賣にあらず、上田も自身に考へ出したるならんも、其他にレキシスありて一九一〇年版の經濟原論中に明白に其説を述べたり。此事實は今の經濟上に頗る重要な事にして特に分配論上より

深く考ふる所なかるべからず。利潤は何故に企業者に屬するや、企業者が資本を出す爲めなりや、經營の任に當る爲めなりやといふ問題は分配論上の大問題として英佛の經濟學者が長く論争したる所の問題なり。然るに福田博士が株式會社の企業者は會社其者なり。會社即ち企業者たる事が株式會社の最重要なる特質なりといひ、上田も之に賛成したるは甚だ以て心得難し、法人を以て企業者なりとする論は便は即ち便なりと雖も經濟上何等の意味もなし。シュモラーは右の分配論上の意味を心得たるが故に勞働及不勞働企業者といふ名を重役と株主とに宛てたるなり。上田が之を活動、不活動と譯したるは不適當なり。

(右關博士の批評は余よりも寧ろ福田博士に向けられたるものと思ふ。余の態度は福田博士への答文中に明かなるが如く、此職分擔説を棄てたるに非ず。余は唯説明上前に分割といひたるを取消して會社なる一個の統一ある組織を認めたるのみ、其組織内にありて從來の企業者の職分は重役と株主とに分擔せらるゝことを明かにせんとなす。福田説に大體賛成といふは是丈の意味にして、決して會社の企業者は會社自身なれば此上詮議する必要なしとは思はざるなり。余は株式會社のみならず、市町村企業に就ても、國有事業に就ても從來の企業者の職分が如何に分擔さるゝかを研究する必要ありと信ず。個人企業が株式會社に移り、更に公企業に移るに伴れて企業者職分の如何に取扱はれ行くかを知ることがは社會改造論上より見ても非常に重要な事といはざるべからず。唯本書は純然たる私經濟上の立場を取りたるが故に、其等の點までは論及せざるのみ。尙余は關博士の注意に依り、舊版の「活動及不活動企業者」を改めて「勤勞及不勤勞企業者」となしたり。)

第二章 株式會社の機關

株式會社の機關は株主總會、取締役、監査役の三なり。株主總會は會社の最高機關として會社財政の狀況を調査し、利益配當の方針を定め、取締役及び監査役を選任及び解任し、並に増資、減資、社債募集、定款變更の如き重大なる件に就き議決を爲す。取締役は株主總會の議決したる方針に従つて業務を執行し外部に對して會社を代表す。監査役は株主に代りて取締役の行動を監視し會計上の監督に任ず。是れ法律の規定する所なり。蓋し法律の形式より見れば株主は會社の持主なるが故に營業上一切の事件は皆株主の意思に依りて決せざるべからず、但し株主總會は屢々之れを催すこと能はざるが故に取締役を選擧して其の意思を實行せしめ、又監査役を選擧して監査の常設機關となすなり。然れども實際に於て此の三機關が法律規定の目的の如くに運用せらるゝか否かは問題なり。故に吾人は其形式と實質との關係を研究せざるべからず。

一 株 主 總 會

往時の立法例にありては株主總會に出席し得るものゝ資格を規定して幾株以上の大株主に限ると爲せるものあり。既に歴史の章に於て述べたる和蘭の東印度會社は當時に於ける同國の政治組織に倣ひて此の種の規定を設けたり。英國の東印度會社は最初同業組合の制度に倣ひて株主全部の權利を平等と認めしも後に至りては一定の株數を議決權の

條件となしたり、而して此の如き制度は久しき間株式會社を支配したるものにして、現に六十年前の獨逸の株式會社は、大抵此の事を定款の内に規定せり (Passow)。然れども現今の立法は政治上の平等主義の理想に基きて株主の權利を平等なるものと認め、通常の場合には一株に付きて一個の議決權を有するものとせり。故に大株主が多く議決權を有し、小株主が少き議決權を有するは當然なれども、株主總會が會社の議決機關たることは恰も共和國に於ける國會の如く、又市町村自治體に於ける市會、町會、村會の如くならざるべからざる道理なり。

然れども現今實際に於て株主總會が國會及び地方議會の、國及び市町村に於けるが如き成績を挙げつゝありやと問はゞ何人も之を否定するに躊躇せざるべし。現に株主總會なるものは普通の場合にありては極めて少數株主の出席あるのみにして議事も亦極めて簡單に經過するを常とす。所謂定時總會にありては重役が提出する所の報告を即時に承認し、利益配當案を其儘通過せしむるを以て本分とするが如し。若し時間を以て計算せば株主總會の費す平均時間は恐らくは三十分乃至一時間の間にあるべし。所謂臨時總會は増資、減資、社債募集等の重大事件を審議するものとして一般に重要視せらるゝ所なれども其の普通の狀況は定時總會の場合と大差なし。唯稀に株主總會は多數の株主、特に他の株主の委任狀なるものを携へたる多くの株主の出席を得て政治上の會議に讓らざる程の活潑なる討論場裡となることなきにあらざれども、此の如きは既に何等か重大なる不始末が暴露せられ、特に株主中、二三の有力者間に利益の衝突を生じたる場合に限り、決して大小幾多の株主が各自家の意見に基きて共同の利益を保護進捗せんが爲めに論議するものにあらず。

然らば株主總會の此の如く無能なる理由は如何。そは云ふまでもなく株主の無能、若しくは冷淡なるが故なり。若し一般株主が會社の事業に關する知識を有し、其の事業の成功を希ふの熱心あらば株主總會も亦有力となるべきや明かなり。是に於て一部の論者は株主の無責任を攻撃し、株主の自から其の利益を擁護せんことを要求す。現に世間大

會社の破綻ある毎に多くの人は重役の不正を惡むと共に株主の冷淡なることを指摘して彼等の損害は寧ろ自業自得なりといへり。彼等は株主の冷淡なるを以て其の會社制度を了解せざるに歸し、株主を教育、訓練するに依りて有力なる株主總會を現出し得べきことを期待せり。従つて法律の改正に際しても株主及び株主總會の權限を一層擴張せんことを主張せり。然れども此の見解は果して正鵠を得たるものとすべきや、假令條理の上には正當なりとしても實際の救済策として有效なるものなるべきや。會社制度の運用に關して我國よりも永き經驗を有する所の歐米先進國にありては果して論者の理想するが如き有力なる株主に依りて組織せられたる會社が存在しつゝありや。吾人は此等の間に對して一齊に否定の答案を與へ、一般株主に對する以上の攻撃又は要求を無意味なりと斷定す。即ち吾人は現在に於ても將來に於ても株主總會が共和國の議會の如くに活動する希望なしと認むるものなり。

既に述べたる如く株式會社は法律上に於てこそ、創立總會に於ける株主の決議に依りて成立すと雖も實際に於ては既に其の以前に於て成立し居るなり。會社の目的とする所の事業は發起人が之れを發見し、之れを組織し、何人が重役となりて如何なる方針を以て之を經營すべきやといふことも既に會社の創立前に決定し居るなり。發起人は協議を爲さんが爲めに募集せず、唯資金を得んが爲めに之を爲すなり。株主の側よりいふも彼等の多數は決して會社の事業其の者の爲めに資金を投ずるにあらず。彼等は會社事業の一部の持主たる自覺を有せず、其の欲する所は年々の配當金にあらざれば則ち將來或る時に於ける株券相場の騰貴なり。其の株券を見ること猶公債證書又は銀行の通帳を見るが如し。彼等に取りては會社の株主たるも社債權者たるも殆んど同意義のことなり。唯一方は定期に一定率の利子を生ずるに對して、他の一方は不定率の配當を生じ、又一方は相場の變動少きに對して他の一方は一上一下の變化あるを異りとするのみ。一方が株主總會の議決權を有し他の一方が之れを有せざることの如きは本來彼等の問ふ所にあらざるなり。唯株券は社債に比し利廻りの善くして多少投機的趣味を多くするの差を認むるのみ。特に英米の所謂優先

株制度（下篇第一章参照）の如きは普通の株式と社債との中間を行くものにして、最もよく一般株主の要求を伺ふに足れり。何となれば所謂優先株主は年々一定率の優先配當を受くるを條件として、其の他の利益を悉く普通株主たる實際の經營者に譲り、株主總會の議決權の如きは全く之を顧みざるものなればなり。蓋し一般株主の或者は官吏、學者等實業に關係なき職業に従事し、又は婦人及び未成年者の如きものにして會社の目的たる事業に就きて何等の知識もなく興味をも感ぜず、甚だしきは貸借對照表、營業報告の類を見るも全く之を理解せざるなり。又或は商工業の實情に通じ、會社營業の細目を知らずとしても大體の關係を知るに適せるものあれども是亦各其の本業に忙殺せらるゝが故に自己の財産の一小部分を託しある所の會社の内情に立入りて精査するの餘暇を有せず。尙又或株主は株券の賣買を業とし技術上、財政上より會社の眞相を研究しつゝありと雖も、其の研究は株券を高く賣拂はんが爲めの手段にして會社永遠の發展を希ふが爲めにあらず。故に彼等の持株の非常に多からざる限りは彼等は會社の營業に對して容喙する程の親切を有せざるなり。之れを要するに一般株主の目的は何れの場合に於ても單なる放資にありて事業其の者の所有又は經營にはあらず。會社の事業は最初より其の發起人となり、又は現に重役となりつゝある一部大株主の事業にして、其れ以外の株主は唯出資に依りて外部より之れを助くるのみ。されば法律上如何に彼等に對して平等の權利を與へ、如何に株主總會に對して多少の權利を與ふと雖も、其の實際に活用せられざるは已むを得ざることにあり。又如何に一般株主を教育して其の責任と權利とを自覺せしむることを得たりとしても、彼等の時間を費して會社の爲めに盡力せしむることは困難なり。假りに株主總會に出席せしめ得たりとしても一年二回の會合に依りて實績を擧げしむるは不可能なり。故に株主總會は結局主として法律上、形式上の必要あるのみにして經濟上、實質上には效果乏しきを當然とし、之れをして大に效果あらしめんとする企圖は無用なり。

以上の如く株主總會をして實力あらしむるは到底不可能なりと雖も假りに之をして實力あるものとなし得たりとす

るも、それは果して會社の眞面目なる經營上望ましきことなりや否や、是亦一の疑問なり。例へば今假りに商法の規定を改正して株主總會は會社の當局者が必要と信ずる場合、又は資本の十分の一以上に當る株主の請求ありし場合にのみ開くものとせずして、總て株主たるものは一人にても株主總會の招集を請求し得るものとしたりとせば、多數の株主中には此の規定を利用して當局者の行動を監督せんと企つるもの無しと云ふべからず。何となれば資本の十分の一に當る文の小株主を勧誘するは勞費を要すること少からずと雖も一人のみにて主唱することは甚だ容易なればなり。而して此の如き事情の下に屢々總會が招集せらるゝものとせば、總會其自身としては何等有効の決議をなさざるまでも間接に取締役の行動を牽制するの效果ありとせざるを得ず。然れども是果して會社の爲めに利益なるべきや。其の利弊相償はざるべきは何人の眼にも明かなるべし。抑々總ての營利事業は政治團體の立法事業の如く緩慢なるを許さず。株主總會を以て議會と同一視し、其の會合に於て論難攻撃の火花を散すが如きは商業の本質に適はざるなり。加之一株主の會社に對する財産上の利害關係は會社の當事者のそれよりも通常遙かに薄弱なり。即ち一般株主は通常小株主なり。重役及び其の背後に立つ所の有力者は通常大株主なり。而して大株主と小株主と會社の永遠の利害を思ふの情何れが切實なるやと問はゞ此の疑問は自ら解決せらるべし。故に吾人は株主總會をして有力なる機關たらしめんとするの企圖ありとせば之に關して最も細密なる注意を加へて、所謂「總會荒し」の如き野心家を跋扈せしむるの機會を作らざらんことを期せざるべからず。

株主總會は無能なり。又之をして眞に有能ならしむることは至難なり。然らば此の制度は有りと雖も猶無きに等しきかと問ふに決して然らず。株主總會は實行的には無能なれども能動的に重役を支配しつゝあり。蓋し重役は株主總會の選任するものなり。株主總會にして異議ある時は何時にても之を解任することを得べし。故に重役にして永久に會社の當局者たるべき鞏固たる地盤を作らんとすれば必ず、自から會社の大株主たるか、又は大株主を後援者とする

ことに依りて株主總會の過半数を制するの必要あり。即ち株式總會の過半数を所有せざるまでも、少くとも普通の株主總會に出席する所の株数の過半数を制する丈の實力を擁せざるべからず。多くの場合に於ては發起人又は贊成人として會社の創立に參與する所の者は大株主にして、且會社の事業の實際に通じ、之を自己の事業として經營せんことを企て、従つて自から重役となるか然らずんば自己の代表者たるべきものを指名して重役となすなり。而して若し此等の人々にして其の持株の大部分を賣放ちたる爲めに他に有力なる大株主を生ずる時は、此の新たなる大株主が株主總會を支配することとなるが故に従來の重役は到底其の地位を保つこと能はず。總會の決議に依りて解任せらるゝまでもなく其の以前に於て自から其の職を辭するの外なきものとす(米國にては此の如き變動を稱して Change of control と云ふ)。故に株主總會は實際に於て平等なる多數株主の協議會としての効果を有せざれども會社の資本の大多數に當る所の一團の大株主をして確實に會社の實權を把握せしむるの效果あるなり。

我國には經濟界の好況なる際に屢々見る所の事件は會社株主の一部に増資増配の運動を起すことなり。此等の株主は會社事業其者の基礎を鞏固ならしむるよりも寧ろ株式の賣買に依つて自己の利益を多くせんことを眼目と爲すが爲めに、先づ増配に依つて株式相場を高め、又増資即ち新株の發行竝に其新株の權利を舊株主に割宛つるに依りて益々舊株相場を煽らんとする目的を以て右の如き喧傳運動を起し、多數株主の贊成を求めて總會に臨み、重役を壓迫せんとするなり。此場合に重役が眞面目なる反對意見を有するも、其勢力微弱なるときは止むを得ず盲従するか、又は斷然辭辭するの外なきこととなるべし。

二 監 査 役

株主總會が自から會社營業の細目を監視することは甚だ不便にして且弊害多きこと前述の如くなるを以て、其の缺點を補ふの手段として各國の會社法中特に監査役なる常設の一機關を置きて取締役の監督機關となすもの少からず。

獨逸の商法及び之れに倣ふ日本の商法も亦其の一例なり。然れども此の監査役なるものが立法者の意思の如く多數の株主に代りて取締役の行動を監督し、其の財政上の施設を調査しつゝありやといふに是亦然らず。其の成績は獨逸にても日本にても共に頗る不満足なるものなり。

抑も監査役 (Aufsichtsrat) の制度が始めて獨逸の法律に認められたるは一八七〇年の會社法改正にあり。而して當時の立法者は從來免許主義の下に行はれたる政府の監督を廢止する代りに株主自身の選舉したる監督機關を設くることゝなしゝなり。然るに實際に於ては此の時よりも以前に在りて既に相談役 (Verwaltungsrat) と稱する一種の機關を設けて取締役 (Vorstand) を監督せしむるの習慣ありて現に多數の銀行にては之を其の定款の内に規定したり。其規定に依れば相談役は株主總會の選任するものにして其の任務は取締役を監督し、且營業上の大方針に就きて指導するものなり。而して事實に於ては彼等は株主總會の多數を制する所の大株主の利益を代表して會社營業の主力となり、取締役をして其の意思を行はしむる所の機關なりき。されば右に述べたる會社法の改正は會社の當局者に取りては新たなる機關を設くることゝならずして、却て舊來より存在する機關を法律に依りて強制的に置かしめらるゝことゝなりしのみ。而して爾來幾多の新會社は設立せられたれども監査役制度の運用は毫も改められざるのみならず、却て益々立法者の精神と逆行して大株主の代表者となり、又取締役の指導者たるに至れり。即ち監査役は立法者の目的たる監査機關たるよりも寧ろ一種の高等執行機關となりたり。今其の一例を擧ぐれば (一) 取締役及び支配人の選任は監査役之を爲すべく、(二) 不動産及び高價なる機械の買入、賣出、(三) 多額の借入金、(四) 支店の設置、(五) 高級使用人の雇入、(六) 積立金額の決定及び使用法、(七) 財産減價償却の率等に關しては取締役は監査役の同意を得ざる可からず。而して尙其の上に監査役は何時にても帳簿を検査し、商品竝に現金の在高を検査することを得るが如し。凡そ此に述べたる (一) より (七) に至る諸項は監査役の本來の職分にはあらざれども獨逸の商法は監査役の任務を

規定するに當りて日本の商法と同じく會計検査の權限を認めたる外に「其の他の職務に就きては定款の定むる所に據らしむ」といふ一項を加へたるが故に會社の當事者は此の最後の一項を廣義に解して監査役には如何なる權限を與ふるも可なりとして前述の如き定款を作ることとなりしなり。されば現今獨逸に於ては時として取締役が監査役を制御するの例もあれども大體に於ては監査役は取締役の上に立ちて大勢力を振ひつゝあり。而も此の如く監査役の職分が業務執行其の者に侵入するの結果は他の一方に於て本來の職分たる會計の監査を怠ることとなるや明かなり。何となれば、業務を執行する人が自ら監査を爲して其の正否を判斷すと云ふは全く無意味なればなり。例へば取締役が財産の評價を爲したるに對して監査役が其の評價の適當ならざるや否やを判斷するは可なりと雖も監査役が既に其の評價に參與しながら自から其の當不當を審査したりと稱するも何人か其の審査の嚴正を信ずるものあらん。是れ獨逸に於て近來監査制度改善の一問題となりたる所以なり。

翻て日本の現状を見るに日本は立法上獨逸に倣ひて監査役を認めたれども實際彼の國にありし如き相談役の舊習を有せず。且法文の規定にも監査役の權限を擴張するの餘地を止めざるが故に監査役が高等執行機關となることはなかりき。然れども之と同時に監査機關としての目的を達するに至らざりき。即ち獨逸の監査役は法律の目的以外に於て有力の機關となり、日本の監査役は其の以外にも以内にも共に閑散無能の一機關たるに終れり。獨逸の監査役が監査の目的を達せざるは彼目から執行機關たるが故なり。日本の監査役が其の目的を達せざるは執行機關たる取締役の配下にあればなり。勿論例外の場合は之れあるべしと雖も概して云へば日本の監査役は取締役程の勢力を有する人物にあらず。現に多數の會社の定款には取締役は三百株以上の株主より選舉し、監査役は百株以上の株主中より選舉するが如き規定を設けたり。されば獨逸に於て監査役とならん程の人物は日本にては自ら取締役となり、又は取締役以外に立ちて、取締役を制御すべし。而して監査役には其の會社に關係薄き人か、第二流の人物か、又は老朽事に堪へ

ざるものをして多少の名聲を維持せしむるの手段となすなり。

一 本の原因に至りても恐らくは異なる所なかるべし。蓋し獨逸に於ては監査役が主となりて取締役が従となりたるに反し、日本にては取締役が主となりて監査役が従となりたるの差ありと雖も、何れの場合に於ても此の兩機關が互に相互抑制して豫期の結果を齎らすに至らざりし理由は要するに兩者の人物が一味の人物たるにあり。一方が他方より獨立の地位を有せざるにあり。従つて此の兩者をして各獨立の地位を得しめざる間は如何に修正を加ふるとも到底其の目的を達すること能はざるべしと考へらる。例へば日本にて或る二三の會社は監査役をして其の職分を全うせしむるの手段として監査役に專屬の書記を附し、監査役の命ずるまゝに會社の會計を審査せしめつゝあり。蓋し此の如くする時は、其の書記は直接會社の取締役、支配人以下に對して從屬の關係を有せざるが故に遠慮なく其の職分を實行すべし。且又監査役自身は簿記計算の實際に通ぜざるにしても、書記として其の技能ある人物を傭聘することは左まで困難ならざるを以て、此の場合には監査役の權威と書記の技能と相俟つて其の效を奏するものとなすものならん。吾人も亦其の必ず幾分の效果あるべきことを信ずるものなれども、而かも之に依りて監査役無能の大問題を解決すべしとは信ずる能はず。何となれば此の如くにして選任せられたる書記は到底監査役に對して獨立の地位を有するものにあらず。而して若し監査役が取締役に對して全然獨立の地位を有せざる場合には彼等の審査は結局取締役に對抗するものにあらず。唯其の部下に對抗するのみ。取締役の部下がなす所の不正を取締るには充分なれども取締役自身が定むる所の財産評價法といふが如き重大問題に關しては何等の勢力をも有すること能はざるや明かなり。眞に取締役に對抗する所の機關を設けんとせば其の一味以外の人物を羅致するの工夫を要するなり。

法律は此點に關して盲目ならず。現に獨逸及び日本の兩法の如きも所謂検査役の規定に依りて監査役の缺點を補は

んと勉めたり。日本商法に依れば株主總會は會社創立の當時に於て（即ち創立總會に於て）株式總數の引受及び拂込ありしや否や、創立費用の相當なるや否やと云ふが如き重要問題に關して調査をなさしむる爲めに特に検査役を選任することを得べし（百三十四條及百二十二條）。又定時及び臨時の株主總會にても取締役及び監査役の報告書を調査するが爲めに検査役を選任することを得べし（百六十條の二）。又資本の十分の一に當る株主の請求ありたる時は裁判所は會社財産の狀況を調査せしむる爲めに検査役を選任することを得べし（百九十八條）。而して此の検査役は會社の常設機關にあらずして唯必要ある場合にのみ選任せらるゝものなれば、取締役及び監査役の一團と全く無關係なる局外の人物を採用することを得べきなり。尤も株主總會の決議に依りて検査役を選任する場合に於て其の總會の多數が重役一派の支配に歸せるものとすれば此の検査役も亦彼等の指令に任ずる外なきことゝなるは已むを得ざるなり。併し此の場合に少數株主が總會の處置を不満とするならば前述百九十八條の規定により總會の決議を待たずして検査役の選任を爲さしむることを得べし。尙ほ百七十八條及百八十七條の規定即ち資本の十分の一に當る株主が取締役又は監査役に對して訴を提起することを請求したる場合に於て會社は其の意に従ふべしとの規定は實際に於ては検査役に關する規定と密接の關係を有すべき問題なるべし。何となれば此の如き訴の理由となるべき事實は検査役の精細なる調査に依りて確認せらるゝこと多かるべければなり。凡て此の如く少數者の主張に依りて検査役を選任し、又は重役を相手取りて訴を起すが如き機會を作ることは、會社の株式が多數の株主中に分裂し居る時は或は其の内の野心家をして會社の平和を攪亂せしむるの機會を生ずることゝなるの恐なきにあらざれども、若し之に反して會社の株式が少數大資本家の手に集中せられ、重役と此等の大資本家と相携へて一般株主に不利なる營業方針を採る場合には頗る緊要なる作用をなすことあるべし。

以上の如く法律は會社の重役以外の人物をして其の財産の狀況を調査せしむるの機會を與へ居れども其の人物の何

人たるべきかと云ふことに就きては毫も規定する所あらず。併し會計の検査を爲すものは勿論簿記計算の實務に精通し居ることを必要とし、而して尙ほ重役等に對して利害の關係上獨立の地位を有するものならざるべからず。されば實際に於て此の検査役の規定が充分に其の効果を擧ぐべきや否やと云ふことは世間に此の如き知識と地位とを有する人が存在するや否やと云ふことに依りて決定せらるゝなり。而して此の點より見るときは英國に於ける會計士 (Chartered Accountant) の制度は實に他國の羨望に値するものなりと云はざるべからず。元來英國の會社法は銀行其の他特殊の營業に就きてのみ監査役の設置を強要したるのみにて、其他一般の會社に對して之を強要したるは一九〇〇年の會社法改正以後のことなり。併し實際に於て監査役の設置を定款に規定したるは古き慣習にして現に一八六二年の會社法に附屬せる「シエデュール」(定款の準則なり) には株主總會に於て株主中より監査役を選任すべしとの規定を存せり。而して事實上此の監査役の任に當りたるものは即ち昔も今も、職業的検査役たる會計士に外ならざるなり。されば英國と日本及び獨逸とを比較するに前者は既に實際に存在するところの制度を法律に依りて確實にしたるが故に成功し、後者は此の如き制度なくして先づ法律を制定したるが故に其の目的を達せざるものと見るも可なり。元來會計士は會計の検査を職業とするものなるが故に其の事務に堪能なるは言を俟たざるところなり。而して又之れを職業とするが故に何人に對しても獨立の地位を有すべし。蓋し多數の會社より依頼を受けて會計の検査をなすものが其の何れの會社の重役に對しても從屬的又は祕密的關係を有するが如きは比較的稀なるべし。加之假りに一二會社の役に對して親密なる關係を有したりとしても、其の一二の場合に事を忽せにしたるが爲めに延て社會一般に對する職業上の信用を失ひ、從ひて多數の得意先を失ふに至らんことは彼等の豫め深く戒むる所なるべし。勿論英國風の會計士が發生する時は會社の内部に行はれ得べき一切の悪行を絶滅せしめ得べしと信ずるは幼稚なる考なるべけれども、之を他國の例に比較する時は少くも從來行はれたる會計検査機關中最も有效なるものは此の職業的検査役なりと云は

ざるを得ず。吾人は此の種の職業の勃興せざる限り如何に監査役又は検査役の規定を設くるも到底充分の効果を收むること能はざるべしと信ず。

近來獨逸に於て職業的検査役の發生したることは吾人の注意を要する所なり。獨逸の監査役が充分に其の任務を盡さざることは既に説明せる所なるが一九〇二年の恐慌に際して多數の會社の財政の真相が暴露せられしより監査役の一部、特に同國に於て類例の多き銀行の重役にして工業會社の監査役を兼ねたる人々は工業會社の不始末より延て其の本業たる銀行の信用に累を及ぼさんことを恐るゝに至り、茲に自衛の必要上獨立せる職業的監査機關を打立てたり。其の最も古きものは伯林五大銀行の一たる獨逸銀行を始として二三の有力なる銀行の主唱に成れる獨逸信託會社 (Deutsche Treuhandgesellschaft) なり。而して其の後他の大銀行たる割引會社 (Diskontogesellschaft) 及びドレスデン銀行 (Dresdener Bank) 其の他の銀行も同様の機關を設けたり。此等の機關が其の會計検査業務に就きて英米の會計士を模範とせることは其の報告書に徴して知ることを得べし、但し其の名稱を信託會社と稱し、實際に於て検査業務と信託業務とを兼營せるは一の特徵なりとす。

三 取 締 役

取締役をして誠實且勤勉に會社の爲めに働かしむるには一方に於て株主總會監査役及び検査役の如き他の機關をして外部より監視せしむべく、他の一方に於て取締役制度其の者の立て方に依りて内部より之れを左右すべし。而して此の取締役制度の立て方には二の方面あり。其の一は取締役の義務を規定して其の行動を制限し、又其の非行を防ぐ爲めに罰則を以て之れを脅かすにあり。即ち是れを消極的方面といふも可なり。其の二は取締役に對する一定の俸給の外に賞與金を與ふることとし、又取締役の被選舉資格に一定の持株數を規定して成るべく其の私の利益と會社の利

益と一致せしむるにあり。是を積極的方面と名づくるも可なり。

消 極 的 方 面

第 一 競 業 の 制 限 及 び 會 社 と の 取 引 の 制 限

日本商法に依れば取締役は株主總會の認許あるにあらざれば自己又は第三者の爲めに會社の營業の部に屬する商行為を爲し、又は同種の營業を目的とする他の會社の無限責任社員と爲ることを得ず(百七十五條)。又取締役は監査役の承認を得たるときに限り自己又は第三者の爲めに會社と取引を爲すこと得(百七十六條)。此の二箇條の規定を實際に有效ならしめんが爲めには、其の先決問題として株主總會及び監査役制度を有效ならしむる必要あるが故に、實際の運用は頗る困難なりと雖も規定の精神に至りては大に考慮すべきものあり。

取締役が會社の爲すと同種類の業務を自由に營み得るものとすときは取締役は自から會社を代表しながら私かに會社と競争して會社の不利益を生ぜしむることあるべし、又取締役が自由に會社と取引し得るものとすときは會社より買ふ物の代價を故らに低くし、若しくは會社へ賣る物の代價を故らに高くするに依りて會社の利益を傷くることあるべし。例へば同一の人が同時に二個の會社に大株主となり又は取締役となりて、其の營業の方針を左右し得る場合に於て彼が甲會社に對して爲したる放資額よりも乙會社に對して爲したる放資額の大なるときは競争上又は取引上甲の利益を犠牲として乙の爲めに私せんとするは實際に於て起り得べき弊害なり。然れども又他方より見れば同一人が同時に二個の會社に關係することに依りて其の共同の利益を計り得べきことも亦事實なり。例へば一人の大資本家が二個の紡績會社を支配する場合には彼は此の兩者を競争せしめて甲の爲めに乙を害することもあるべく、又之れに反して兩者の利益の爲めに競争を差控へて一種の妥協を爲さしむることもあるべし。又同じく一人の事業家が粗糖會

社と精糖會社とを同時に支配し得べき地位にあるときは彼は私の利益のみに訴へて、故らに何れか一方の爲めに不利なる取引を爲さしむることもあるべく、又之れに反して甲乙相連絡して製造を爲さしむる結果所謂縱斷的合成 Vertical Integration の効果を擧ぐることもあるべし。尙二三の實例を以て之れを説明すれば、米國の鐵道王グールド (J. Gould) が二個の會社を合併するに當り故らに乙會社の財産評價を低くして不當に甲會社の利益を計り、之れに依りて一舉に數千萬金の私利を營みしが如き、又獨逸の某銀行が鐵道の外に製鐵所を支配したりしとき、其の鐵道用の「レール」を故らに高き値段にて其の製鐵所に注文せしめたるが如きは弊害の例なり。之れに反して米國の製鋼「トラスト」が鑽石の採掘より機械の製造に至る生産過程を統一して、一大持株會社を打立てたる如き、若しくは獨逸の銀行家が多數の石炭坑に放資したる結果、各石炭坑の競争の行はるゝを不利と認めて有名なる石炭「カルテル」の成立を進捗せしめしが如きは利益の例なり。故に前記の場合に於て弊害の起るや、利益の生ずるやは一概に論ずること能はざるも、其の何れにしても會社の利害に重大の關係あることを知らざるべからず。

其二 計算公示の義務

日本商法に依れば取締役は毎期の定時總會の前に財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書を監査役に提出することを要す(百九十條)。此等の書類は之れを會社の本店に備へて株主及び會社の債權者の閱覽に供せざるべからず(百九十一條)。且其の定時總會の承認を経たる時は貸借對照表を公告することを要す(百九十二條)。此種の規定は各國の會社法に共通なる頗る重要なものなり。何となれば計算を公示することは會社の營業上より見れば利益なりと云ふこと能はざれども株主及び債權者の利益を保護し、且將來の株主たるべき一般放資家の利益を保護する爲めには非常に有力なる方法なり。勿論一般株主又は放資者は必ずしも簿記計算の事に明かならず、且會社營業の事情にも通ぜざるものなれども、株式市場に出入する所の投機商人、銀行家並びに専門新聞記者の如きは皆専門の知識を以て此

等の計算を研究するが故に、其の結果は社會一般に各會社に對する信用の程度を定め、從つて重役の態度をして謹慎ならしむるものなり。凡て法律の規定に依りて直接に重役の行爲を取締ることは危険にして且多くは無効なれども右の規定は自然の形勢を利用して間接に自動的に輿論の監督を實行せしむる利益あり。株式會社の有限責任制度の如きも、若し其會計狀態が債權者に公表されざる時は頗る危険なる制度となるべきことは既に述べたり。故に計算公示の規定は獨り株主が取締役の行動を監督する手段に止らずして、株式會社制度其者の運用上必要にして缺く可からざる條件なりと云ふべし。

其三 罰 則

煩雜なる罰則を以て重役の行爲を取締らんとするは決して上策にあらず。何となれば是れ寧ろ正直なる重役をして無用の配慮を爲さしめ、不正なる重役をして單に形式上法文の規定に迎合するの陋策を案出せしむるの外なければなり。然れども簡單明瞭なる事項に就きて罰則を設くるときは、其の規則の効果を擧ぐることに難きにあらず。日本現行商法は三箇條の罰金規則を設けて幽靈株（實際拂込金なしに株式を發行すること）預合（會社の計算を以て其の株式を買握ること）蝸配當並に相場を爲すの弊害を防ぎ且計算公告の義務を勵行せしめんとせり。此の規定は明治四十四年の改正に依りて設けられたるものにして其の以前の規定は所罰事項に就きても罰金の金額に就きても之より寛大なりき。然るに當時政府が議會に提供したる原案には罰金の金額を更に高めしのみならず體刑の規定をも設けたりしが、遂に議會にて否決せられしなり。重役の職務を怠りたる場合に體刑を課するは英獨の法律に其の例ありて必ずしも苛酷を以て目すべきにあらず、議會が全然之を否決したるは吾人の不滿とする所なり。

積極的方面

其一 賞與金

會社の利益の一部を割きて重役に與ふることは重役の誠實勉強を積極的に奨励する手段の一として内外各國の會社が採用する所の制度なり。日本の諸會社にては其の定款の中に毎季利益金の中より一切の經費を引去りたる殘高の十分の一を重役の賞與金とするの規定を設くるもの多し。獨逸にては法律にて監査役（即ち日本の取締役に當る）に年不定額の報酬を與ふる場合には減價償却及び積立金を引去りたる後更に資本の少くとも百分の四を株主に配當したる上にて尙餘剩ある時に其の幾分を與ふることゝなすべしとの規定（獨商第二百五條）あり。實際に於ては其の餘剩の百分の十五乃至二十を賞與とすべきことを定款に規定せるもの多し。

重役に利益の一部を分與することは重役の誠實勉強の奨励手段として必要なるのみならず、株式會社の本質よりして當然發生すべき制度なり。何となれば株式會社の企業者は株主なりと雖も一般の株主は從來の企業者の職分の一半を負擔するのみにして他の重要な一半を重役に分擔せしむるが故に重役は單なる株主の受くるより以上に利益の分前を受くべき道理なり。重役は通常會社の株主として總ての株主に平等なる利益配當を受くべしと雖も、唯此の配當の爲めに特に進んで勤勞企業者の職分を負擔するものにあらず。又重役は多くの場合に於て平生定額の俸給を受くべしと雖も、是は普通の使用人と同様の意味に於て受くるものにして、使用人以上の企業者としての勤勞に對して受くるものにあらず。重役は單なる株主としての資格及び使用人に類似せる資格に於て受くるものより以上の報酬を要求せざるを得ず。從來の經濟學の云ふ如く企業利潤は第一資本の利子、第二危險負擔の報酬、第三事業經營の賃銀に三分し得べきものならば其の第一第二は株主に歸し、第三は重役に歸すべきものなり。若し賞與金の制度を行はざるも

のとするときは重役は株式會社を起すよりも寧ろ他人の資本を借入れて自己の計算に於て事業を經營するに如かざるなり。

第一 重役の受くる賞與金は利益の一部ならざるべからず。日本の或會社にては財産の減價償却を行ふ前に賞與金を引去るの規定を設けたれども賞與金は俸給と異り會社の費用に屬すべき勘定にあらずして利益の一部を分配するものなるが故に必ず減價償却の後に來らざるべからず。又日本大藏省が所得税の徴收に際し重役の賞與金を株主への配當と同等に看做して之を課税の目的としたるは當然の解釋なりとす。

其二 持株の最低限を定むる事

重役は株主より選任すべしとするは各國の會社法に共通の規定にあらず。英國にては會社法の附則たる模範定款に於て、取締役の株主たることを要すと規定すれども、獨逸の商法は、取締役 *Vorstand* 及び監査役 *Aufsichtsrat* の株主たることを必要とせず。日本にても明治四十四年の商法改正法案には獨逸と同様の規定を設けんとしたれども議會を通過せざりしなり。之を主義の問題として論ずれば元來株式會社の特色は一般公衆の資本を吸集して大資本の集中を可能ならしむると共に廣く人材を天下に求めて其の手腕を振はしむるにあるを以て重役の財産上の資格を要求するは不可なりとせざるべからざるも、而かも又會社に利害關係を有せざるものをして其の事業を經營せしむる時は無責任に流るゝの弊を生ずるは免るべからざる所なり。故に重役は株主たることを要せずとするは株式會社の理想を行はんとするものにして、其の株主たることを要するとするは現在の流弊に着眼せるものなり。

然れども實際の問題となるは重役を株主とすべきや否やにあらずして、大株主たらしむべきや否やにあり。是故に英米及び日本の諸會社は其の定款に於て重役は幾株以上の株主中より選任すべきことを規定せり。又獨逸にては通常此の如き規定を爲さざれども所謂監査役は大抵皆大株主及び大株主を代表する人々なり。蓋し重役の持株が多ければ

多き程彼の地位は普通の企業者に近づき、之に反して其の持株が少ければ少き程彼の地位は使用人に近くなるべし。是は持株規定の必要なる所以なり。然れども實際に於て總ての重役を悉く大株主中より得んことは不可能なる場合あり、現に持株規定を有する會社に於て資格ある株主中に適任者の缺乏せるが爲め外部より有爲の人物を迎へて名義上の株主とする實例少からず。取締役の内に社長、専務取締役、常務取締役を置く場合に其の所謂常務取締役は事業の細目に執掌すべき高等使用人たるは普通に見る所なりとす。而して此の種の人物は無資産より起り多年の奮闘に依りて其の地位を獲るに至りたる經歷を有し、其の職務に對する自發的熱心を有し、其の事業の成敗に對して名譽を感じるもの多し。特に日本にては維新以來廉潔の遺傳ある士族の階級より出で、會社の重役となり、其の事業を成效の域に導きたるもの枚擧に遑あらず。故に將來「會社道德」が大に進歩して重役の會社を思ふこと猶ほ國務大臣の國家を思ふ如くなるに至らば持株規定の如きも自から無用に歸すべきなり。

然れども現今の状態にては會社は到底備重役のみを以て經營すること能はず。必ず大株主をして重役中の主要なる位置に就かしむるの必要あり。世人動もすれば大株主の專横を攻撃すれども無産なる重役の無責任に走るは更に恐るべし。米國の大會社の多くは其の株式の半數以上を占むる所の一人又は一團の資本家が自から社長となり、専務取締役となりて實際の經營を獨占しつゝあり。之が爲めに時として恐るべき專横の處置を生ずることありと雖も、會社の破綻は日本に於けるよりも遙かに少し。彼國にては重役が同時に他の會社に關係せる爲めに競争上、取引上其の會社に不利なる方針を取ることなきにあらざれども、日本に於ける如く無責任なる擴張、投機を試みて自他共に倒るゝが如き例は至つて少し。又獨逸にては取締役は必ずしも大株主にあらざれども監査役は大抵大株主なり。而して後者が前者を制御しつゝあることは既に述べたり。此點に關して重要な法律上の規定は取締役の代表權に關するものなり。日本の商法は從來單に「取締役は各自會社を代表す」（百七十條）と規定したりし故に、備重役も大株主たる重役

と同じく一個にて會社を代表するの權能を有することとなりしが明治四十四年の改正法には「定款又は株主總會の決議を以て取締役中會社を代表すべき者を定めず又數人の取締役が共同し、若しくは取締役が支配人と共同して會社を代表すべきことを定めざる時は取締役は各自會社を代表す」と言ひて共同代表を定款に定むるの餘地を與へたり。

從て此の規定を利用するときは單に手腕に依りて地位を得たる重役と大株主たる重役と共同せざれば會社を代表して外部との取引を爲すこと能はざるの組織を立て得べきなり。獨逸に於ては同國商法中同様の規定あるを利用して定款を編成するもの甚だ多し。例へば獨逸銀行の定款には「會社に權利又は義務を生ずべき意思表示は（イ）取締役中の二人又は（ロ）取締役の一人と支配人との共同にて爲すべし」と定め、アルゲマイネ電氣會社にては「會社に義務を生ずる意思表示は（イ）特に其の事に關して權限を與へられたる一人の取締役（ロ）二人の取締役又は（ハ）一人の取締役と監査役の選任したる支配人の共同に依りて爲すべし」と定めたるが如し。

四 大株主と會社との關係

大株主は法律の規定する機關にあらざれども實際に株式會社を支配するものなり。大株主にあらざれば株式會社の設立を首唱して實際之を組織すること能はず、又大株主にあらざれば一定の方針に依りて株式會社の事業を繼續的に經營する能はず。假令多數の小株主が相集りて會社を設立したりとするも誠實にして有爲なる重役を得ること至難なり。又假令幸にして此の如き人材を拉し得たりとするも若し株主間に朋黨の分裂を見る時は忽ちにして其の地位を奪はるゝに至るべし。従つて彼の營業方針は不安定なるを免れず。故に模型的なる株式會社の實質は少數の大株主が一團となりて會社を起し之を自己の事業として經營し、多數の小株主が單純なる放資者として外より之を助くる場合にあり。即ち株式會社は平等なる株式の集團なりとする法律の規定を一種の擬制たらしめたる場合にあり（シュモラーの

所見亦同じ。同氏原論第一卷第四百十四節)。

然れども大株主は必ずしも總て事業家にあらず。普通の株主に繼續的放資 (investment) を目的とするものと一時の投機 (speculation) を目的とするものある如く、大株主にも事業家として實際の經營に當らんとするものと金融家として株式賣買の差益を利せんとするものとあるなり。既に多年の經歷に依りて鞏固なる企業の基礎を築き上げたる事業家が更に之を擴張するの目的を以て公衆の資本を吸集せんとする場合には新會社の中堅となるものは云ふ迄もなく其の事業家彼自身なれども、之に反して技術上特殊の知識經驗を要せざる種類の事業 (例へば鐵道) を新設せんとするに當り銀行家及び株式仲買人等の協力したる場合には新會社の發起人は永久に其の事業を支配せんよりも寧ろ成るべく早く株式を賣放ちて資本を回收せんことを期すべし。

株式を製造せんが爲めに會社を新設するは一見無責任の所爲なるが如くなれど是亦必ずしも然らず。所謂發起屋が企業熱の沸騰せる際に實際價值なき事業を故らに有利なるかの如く吹聴して放資家を欺き新會社の成立すると同時に其の持株を賣逃ぐるが如きは固より株式會社制度の大弊害なりと雖も進歩したる金融家 (Financier) の爲す所は決して之と同一視すべからず。彼等は巨大なる資本を用ひて根據ある事業を起し、然る後に自家の信用を賭して其の放資を一般公衆に紹介するを任務とす。言を換へて云へば實際の事業經營者と一般公衆との間に立ちて資本融通の仲介を爲すにあり。凡ての企業には其の現業の方面と財務の方面とあるが故に事業の才と金融の才と相協同するに非ざれば完全なる運轉を期すべからず。或一國又は一地方に於て古き歴史を有し、強き根據を有する所の工業にありては既に個人企業又は私的結社の形式の下に巨大なる資本を蓄積したる事業家の存在せるが故に株式會社を起すに就きても金融家の助力を要すること少けれども、新興國又は新興の事業にありては資産に富める事業家の階級が其部内に發達し居らざる故に事業家の獨力を以て會社を起すが如きは實際に於て不可能なり。従つて大膽にして識見に富める金融家

の一族が起り來りて事業の首唱者となり、經濟界の迅速なる發達を助けざるべからず。

之を歐米の實例に徴するも英國の工業は一般に古き歴史を有し順次に發展し來りたるが故に金融家の活動を見ること比較的稀なり、第十九世紀の終に當りて英國の製鋼業界には幾多の組織變更又は合同が行はれ、龐大なる大會社の續出するを見たれども、倫敦の銀行家又は株式仲買人が之に關係したること殆んど是れなしと稱して可なり。然るに米國及び獨國の事情は全く之と異り鑛山、製鐵、電氣の如き皆近年に至りて一大飛躍を爲したるが故に殆んど總ての事業は皆其の參謀本部を紐育又は伯林の中央金融市場に有し、金融家と稱する一階級の大發展を來せり。而して英國にありても植民地の鐵道の如き、又は南アフリカの金鑛業の如きは何れも金融家の領域に屬せることは此等の會社の株券が株式市場の大立物たるを見ても知り得るなり。されば我日本の如き百事草創の國情を以てしては有力なる金融家の勃興に依らずして急速なる經濟上の發達を遂げんこと難しと云はざるべからず。然れども金融家の株式賣買は固より一種の投機事業にして其の金融業者及び一般放資家に及ぼす所の弊害も亦決して少しとせず、米獨の例亦頗る考慮を要するものあり。是れ吾人が後篇「起業金融」の章に於て詳論せんとする所なり。

第三章 變體の株式會社

一 私會社及び有限責任會社（附 日本舊商法の合資會社）

此に私會社と云ふは英國新會社法の所謂 *Private Company* にして、有限責任會社と云ふは獨逸の *Gesellschaft mit beschränkter Haftung* なり。前者は法律上株式會社の一種たり、後者は商法以外の特別法に依りて規定せられたるものなりと雖も雙方經濟上の性質類似せるが故に之を相並べて研究するを便とす。

株式會社は元來廣く一般公衆の資本を吸收するの機關として發達したるものなり。其の法律上の規定に依りて株主の持分たる株式が各株主の自己の意思のみに依りて簡單に處分を爲し得べきこと、並に其の責任の有限なることは株式の讓渡及質入を極めて自由ならしめ、株券は何時にても取引所に於て相當の時價に賣渡し得べき財産となり、又従つて銀行に於て容易に貸出金の擔保として受取らるるに至れり。従つて株式は一般公衆の爲めに良好なる放資の目的物となり、株式會社は公開の募集に依りて公衆の資本を吸收し得ることとなりたり。然れども株式會社に關する法律は必ずしも株主の數の非常に多數なるべき事を命令するものにあらずして、唯多數になり得べき様なる條件を許せるのみ。各國の法律は發起人の數を定むるが故に少くとも其の數に充つる丈の株主を要するは勿論なり。此の數は日本及び英國にては七人以上、獨逸にては五人以上、米國にては多數の州にて三人以上と規定さるゝが故に此の最少限

以上の株主あらば會社は成立し得るなり。故に實際に於て株式會社の株主の數は非常に多數なる事もあり、非常に少き事もあり得るなり。二三の實例を以て云へば佛國の證券銀行「クレデモビリエー」は一八六六年に一萬四千の株主を有し、米國のシカゴ・パーリントン及クウインシー鐵道會社は一九〇一年に一萬八千の株主を有したりしが之れに反して獨逸のクルップ製鋼所の如きは、クルップの一家族を株主とするのみ。日本にても大正七年の調査によれば、南滿鐵道は八千三百以上の株主を有し、その他日本勸業銀行は三千七百、日本興業銀行は四千百、東京株式取引所は六千五百、大阪株式取引所は五千三百、東洋紡績會社は六千百、鐘ヶ淵紡績會社は四千四百の株主を有すれども、之に反して三井物産會社、三井銀行、貝島炭鑛會社、安田銀行、大倉組、住友銀行の如きは一家一門の人々を株主とし、また仁壽生命保險會社は僅かに十六名、明治生命保險會社は百十一名、芝浦製作所は百十四名の株主を有するのみにて是れ亦岩崎、三井と云ふ如き一家の人々及び多少其の系統を引ける人々を以て組織したる株式會社なり。而して數百人又は數千人の株主を有する會社は吾人の通常見て以て株式會社の模型となすものなれども、一家一門の人々より成る會社は普通の株式會社よりも寧ろ合名會社に近きものなり。此等の會社は株主を募集する必要もなく、其の株券を取引所の市場に上らしめて賣買する必要もなく、又強ひて均一の金額を記するところの株券を發行する必要もなく、夫等の點に於て毫も合名會社と異なる所なし。之をして株式會社たらしむる唯一の理由は其の社員の總てが有限責任なること是なり。即ち一家一門の人が本來合名會社として經營すべき場合に唯責任の有限ならんことを欲するが爲めに株式會社の形式を借來るものなり。此の如き會社は歐米に其の例極めて多く、獨逸にては之を「家族設立」(Familien gründung)と云ひ、英米にては「家族會社」(Family company)、「私會社」(Private company)等と稱す。數年前英國の法律家パーマー(Palmer)の見積りに依れば同國にて登記せられたる株式會社總數の三分の一は私會社なりと云へり。

家族的株式會社は英國にては數十年前より存在し、法律家及び實業家より屢々攻撃を受けた。法律家は株主の少數なることを攻撃せざれども實際は一人の事業にてありながら發起人の最少限たる七人の株主を得んが爲めに殊更に一人の有力者が六人の部下と共に組織したる會社は會社として生存せしむべきものにあらざるとの理由を以て所謂「一人會社」(One man company)を攻撃したり。又實業家は彼の企業者の責任に關する舊思想、即ち有限責任は無責任よりも第三者に取りての危険大なりといふ理由に依り本來無限の責任を負ふべき私的企業に有限責任の主義を應用するは弊害ありとて攻撃せり。然れども無限責任の必ずしも安全ならずして、有限責任の必ずしも、危険ならざる事は既に述べたる如くにして、而かも其の關係は會社の株主が一人なると多人數なるとに依りて異なるものにあらざれば此の如き攻撃は漸く其の勢を收めて法律上にも一人會社の存在を認めらるゝに至れり。一八九四年ブロードリップ對サロモン事件 (Broadrip v. Salomon) の法廷に出でし時第一審の裁判官は此の種の會社を無効なりとし、控訴院にても亦會社の要求する七人の株主は獨立の意思を有するものならざるべからずとの理由に依りて同様の判決をなし、遂に英國の最高法院たる貴族院に至りて此の判決は反對になりたり。即ち此の時貴族院は株式會社の必要條件として多數の株主あることを要せず、又其の株主の多くが一人又は數人の他の株主の代表者たるか否とは問ふ所にあらず、會社が形式上會社法の規定に依りて組織されたるものならば可なりとの判決例を作りたるなり。

以上の如くして私會社は法律上存在し得べきものとなりしも最近に至るまでは尙普通の株式會社と異りたる特殊の取扱を受くることなかりしに一九〇七年會社法全部の改正に際して英國の立法院は特に私會社なる用語を法文の上に認め、其の定義を與へ、其の特典を規定せり。同法に依れば私會社とは(第一)其の株式の讓渡を制限し、(第二)會社の業務に従事せざる株主の數を五十名以下に限り、(第三)公衆に對して株式又は社債の募集を爲さざる所のものなり。而して此の如き會社は(第一)其の設立に際して普通の會社の如く目論見書を作り且種々の手續を爲すの義

務を免除せられ、(第二)普通の會社の如く毎年其の財産目録、貸借對照表を登記所に差出すを要せず、(第三)普通の會社の如く其の優先株主並に社債權者に對して會計上の報告をなすの義務なきものとす。故に私會社は其の會計上の祕密を守ることを得て恰かも普通の合名會社の如くに自由自在なる活動をなし得べきなり。

私會社の資格として擧げられたる要件の中株式の讓渡を制限すると云ふは會社の私的性質を維持せんとする規定にして其の制限の方法は定款に於て定むべきことなり。最も普通の例を以ていへば株主が其の持株を讓渡さんとするときは外部の人に提出する前に先づ現在の株主に對して買收の意思あるかを問ふべきものとし、其の賣買の際には監査役の指定したる價格、又は株主總會の議決したる價格、又は前期配當金の十倍といふ如き定額、又は拂込金に相當の加増額を以てしたる金額、又は其他定款に依りて定められたる方法を以て賣買價格を協定すべきものとす。又株主中に買收の意思あるものなき時は止むを得ず外部に賣拂ふことを許すと雖も、此の場合には取締役と協議すべきものとす。此の如くするときは最初會社設立の時に加入したる五十人の株主は殆んど永久に株主として繼續し、且合名會社の脱退者が他の總社員の同意を求むると類似したる結果に到達すべし。又公告に依りて株式及び社債の募集をなさしめざるは會社の株主を親戚知己の間に限らんとするの趣旨にして、是即ち私會社が會計報告の公示の義務を免るゝに就きて重要な條件なり。

私會社の制度が適用せらるべき重なる場合は從來合名會社として經營されたる事業の組織を變更する場合なり。而して其の必要の生ずる理由は例へば或る合名會社の重なる社員が老年の爲めに引退せんとするも無限責任のまゝにては他の社員に事業の經營を一任する事を欲せざるとき、又は重なる社員が死亡したるも其の子が、實業以外の方面に身を立て居る爲めに其の事業の經營に關係し難きとき、又は會社以外の資本家が出資を諾したるも有限責任を希望するとき等なり。然れども又時としては私會社の制度は家族的の營利事業以外にも用ひられ例へば新聞紙の發行、小都

會の爲めに水道、劇場、公會堂等を作る場合、又は勞働者の爲めに貸長屋を作る場合の如きは同好の友人等が營利の目的なしに唯大責任を負ふ事を避けて事業を起さんとするが故に私會社の形式を用ふるを便なりとす。

現今此の形式にて營まるゝ大事業の例を擧ぐれば有名なるビスケット製造所のハントレー・エンド・パーマー (Huntley & Palmer, Limited) の如き、巡回圖書館の元祖として英國に於ける多數の家庭を得意としつゝあるミューデース・セレクト・ライブラリー (Muide's Select Library, Ltd.) の如き、英國中の鐵道停車場に發賣せらるゝ「ブラドショー旅行案内」の發行者たるヘンリー・ブラックロック商會 (Henry Blacklock & Co. Ltd.) の如き、又ロンドン第一流の新聞紙の一たる「モーニングポスト」の如きもあり。其の他小事業に至りては其の數非常に多く、一九〇七年以來更に大に増加したるや明かなり。

獨逸にては通俗に「家族設立」と稱せらるゝ種類の株式會社少からず存在するも此等は英國の私會社に於ける如く特別の取扱を受くるにあらず。普通の株式會社の規定に依るも定款を以て株式の讓渡を制限し株主の數を少くし、且其の變動を防ぎて、有限責任の合名會社の如くならしむるは法律上爲し得べきのみならず、實際にも多く行はるゝ所なれど(三井銀行の定款には「當銀行の株式は取締役の同意を得ずして他人に讓渡すことを得ず」と云ふ一箇條あり)此等のものは法律上英國に於ける一九〇七年以前の私會社と同じく一般の株式會社同様に取扱はるゝなり。然るに獨逸には別に有限責任會社なるものあり。有限責任會社は一八九二年の法律に依りて初めて制定せられしものにして其の實質は私會社と酷似せり。今其の規定の主要を擧ぐれば會社の資本は少くとも二萬「マーク」以上なるべく、一人の出資額は少くとも五百「マーク」以上ならざるべからず。出資額に對して株券を發行するは差支なけれども、此の株券は普通の株式會社のものと異り、其の讓渡に依りて投資者たる權利其者を讓渡したるの效力を生ずる能はず。然れども持分の讓渡は自由なるを原則とし、必要の場合には定款に依りて制限を加ふべきものなり。但し何れの場合にも讓渡は公正證書に依りて證明すべきものなるに依り實際上此の持分を取引所に出すが如きは絶対に不能な

り。社員の責任は有限と規定するも無限と規定するも設立者の自由なり。又有限となし置きて事業上必要な場合に追納金を拂込ましむべきことを規定するも可なり。更に其の追納金の額を豫定して保證責任の如くするも可なり。而して此の會社は普通の株式會社の如く目論見書を發表するを要せず、株主總會を開く事を要せず、監査役を置く事を要せず、會計報告を公表するを要せざるものとす。されば有限責任會社の規定は私會社の規定よりも一層自由にして會社法上の問題を定款に譲りたる範圍甚だ大なり。従て會社の當事者には都合よきも、夫れだけ會社の性質を複雑ならしむるが爲めに第三者をして一見其の名に依りて其の實を知るの便宜を得せしめざるの弊あり。法律は會社の資本額及び各社員の出資額の最低限を規定したるも、其の金額甚だ低きが爲めに小資本の信用なきものをして有限責任を濫用せしむる事なきにあらず。然れども實際界には大に歡迎せられ、法律制定の當時に豫想せられしよりも遙かに多くの設立を見たり。

之に關する統計を擧ぐれば普魯西王國にて一九〇四年に現存したる總數は五千五百七十二會社、其の資本額は十四億六千百萬「マーク」に達し、全獨逸帝國にては恐らくは會社數八千、資本額二十億に上るべしと考へらる。又試みに其の社員の數に關する統計を検するに伯林市中に一九〇五年に現存したる會社の分類は左の如し (Rathgen)。

社員數	會社數
一人のもの	一一五
二人—五人のもの	七三七
六人—十人のもの	一三三
十一人—二十五人のもの	九一
二十六人—百人のもの	四三

百人以上のもの

有限責任會社の應用の範圍は極めて廣きも大體に於て英國の私會社と同じく家族的營利事業にあり。此の他新聞紙の發行、土地建物會社、專賣品の試製、カルテルの中心機關の如きあり。有名なる電氣機械の製作所ジーメンス・シッケルト會社 (Siemens u. Schuckert) は資本金九千萬「マーク」を有する有限責任會社なり。(第八章參照)

明治二十六年に實施されたる日本の舊商法には合資會社の社員全部を有限責任に爲し得るの規定を設けしかば實際に於て私會社又は有限責任會社と同様の制度を認め居たるなり。而して當時の設立に係る合資會社中現今に至るまで存續して家族的有限責任の實を擧げ居るもの亦なきにあらず(三菱合資會社の如きは其の著しきものなり)。

舊商法第百三十六條 社員の一人又は數人に對して契約上別段の定なきときは社員の責任が金錢又は有價物を以てする出資のみに限るものを合資會社とす。

第百三十九條 商號には社員の氏を用ふる事を得ず。但し無限責任社員は此の限にあらず。又商號には何れの場合にも合資會社なる文字を附すべし。

若し社員を氏を用ひたる時は其の社員は此が爲めに當然會社の義務に對して無限の責任を負ふ。

第百四十條 會社契約に於て又は第百四十二條に定めたる決議(社員の四分の三以上の多數決)に依りて業務擔當の任ある社員又は取締役の總員數人又は一人が其の業務施行中に生じたる會社の義務に就き無限の責任を負ふべき旨を豫め定むることを得。

然るに新商法は其の實際に弊害の多きが故に不可なりとして之を現行の制度に改め、別に株式合資會社なる新制度を輸入したり。然れども現今に至りて其の成績を見れば株式合資會社は殆んど用ひらるゝことなくして舊合資會社に類似せる家族的株式會社の發生したるこそ面白き現象ならずや。而して既に三井家、貝島家、安田家、大倉家の如き

新舊の富豪に於て、其の事業を株式組織に變更するの機運を生じたる以上は今後此の種の會社の増加すべき事は之を想見するに難からず。其の際に至りて彼等の爲めに特別なる新規則を設く可きや否や、若し之を設くるとせば如何なる方針を取るべきか。英國に倣ひて社員數を制限すべきか、獨逸に倣ひて資本額及び一人の出資額を制限すべきか。又資本の募集を如何に制限すべきか。持分の譲渡を如何に制限すべきか。又之に賦與する特典として會計報告の公表を免除すべきか。社員責任を英國の如く有限と一定するか、獨逸の如く有限、無限及び保證の三種何れを取るも設立者の自由なりとすべきか。此等の重要問題に關しては法律家のみならず、實際家も經濟學者、商業學者も各其の經驗と知識とに依りて判斷を下さざるべからざるなり。吾人の意見に依れば有限責任の必ずしも危険ならざる事は既に述べたる所に依りて明かなれども若し有限責任の原理が充分に了解せられざる社會に於て之を許さば奸惡の輩或は之を奇貨として堂々たる法律の保護の下に不正を公行する事なしといふべからざるが故に規定は必ず嚴格なるを必要とすべし。特に會社の財産状態に關して之が公表を免除するも債權者の側にて之を知らんとするの意思あるものには容易に之を知り得べき機會を與ふる事甚だ必要なるべしと信ず。即ち内部の手續を簡略にするは可なるも外部に對する關係に付きて餘り多くの特典を賦與するは不可なり。何となれば會計の公表は有限責任の制度を安全ならしむるに最も必要の條件なればなり。

二 保證責任會社及び一部拂込の株式會社（附「ゲウエルクシャフト」）

一八六二年の英國會社法は株式會社の責任に關して三種の區別を認めたり。有限責任、保證責任、並に無限責任是なり。無限責任は一八五五年以前に於て原則的規定なりしも、有限責任の許されたる後に至りては殆ど顧るものなく、一時は相互保險會社の場合に應用せられしも現今は保證責任に變更せられたり。現今無限責任の主義を取るもの

は信用組合の如きものと少數の銀行及び保險會社に限れり。蓋し無限責任の株券の賣買は到底有限責任のものゝ如くに自由に圓滑に行はるべきに非ず。質入の場合に於ても甚だ不適當なる擔保品となるべし。従つて此の種の株券は公衆の放資の目的物として極めて不便なりと云はざるを得ず。是れ其の實際に行はれざる所以なり。保證責任に至りては無限責任に比して稍々可なりと雖も其の賣買及び質入に不便なる事は同様なり。故に此の制度は無限責任よりも廣く行はるれども有限責任には及ばざること遠し。保證責任の應用せらるゝ範圍は相互保險會社の場合、各種の公益に關する團體の場合、並に新鑛山の開發、專賣品の試賣の如き危険多き事業にあり。危険多き事業に就きて此の制度を行ふ理由は若し無限責任とすれば自己の利益を保護するに難く、之に反して若し有限責任とすれば他人の之と取引する事を好まざるに至るべきに依り、其の中間を取りて相手方をして事業の性質を知らしむると同時に又自衛の策を講ずるの趣意なり。日本には産業組合法に於て保證責任を認めたるのみにて株式會社には毫も之に關する規定を設けざれども、何かの場合に此の主義を利用するの便なることなしと云ふべからず。

然れども普通の株式會社にても其の運用の方法如何に依りて保證責任の實を收むる事難きにあらず。英國にては銀行及び保險會社にして巨大なる公稱資本を有しながら唯一部を拂込まして殘部を永久的に未拂込のまゝになし置く風習あり。其の理由は資本金額の聲を大にして愚昧なる公衆を瞞着せんとするにある如くに見ゆれども實は此の如き淺薄なる趣向にあらず。會社が公衆に對して債務を辨濟する事困難なるに至りたるとき容易に株主をして新資金を拂込ませしめ得るが故に公衆は安心して預金をなし又は保險契約を取極める事を得べしと云ふなり。詳しく論ずれば保證責任會社の場合には會社が其の債務の辨濟をなし能はざること明亮なるに至りて、初めて、株主の拂込を強制し得るものなるに未拂込株式を有する會社は此の如き事情の切迫せざる以前にありて能く資金の補充をなし得るが故に一層確實なりといふ事を得るなり。

又獨逸にては銀行にして此の方法を用ふるものなければども保險會社にありては普通に之をなすつゝあり。即ち多數の保險會社は株式の四分の一拂込を以て營業を開始し、而かも永久に其以上の拂込をなさしめず。而して政府も亦法律に依りて此の方策を獎勵するなり。元來獨逸の商法は普通の株式會社に對しては現在株式の全額拂込を終りたる後にあらざれば新株の發行を許さざるものなるも特に保險會社に關しては例外を設けて之を許すことゝなせり（獨商二七八）。又獨逸の取引所法にては原則上拂込未済の株券の取引を許さざれども保險會社の株式に就きては例外として之を許すことゝなせり（一八九六年獨逸取引所に關する告示）。故に保險會社は營業の擴張を爲す場合にも在來の資本の未拂込高を拂込ましむることなくして更に新株を發行し、之をも未拂込のまゝに据置くを常とす。此の新株募集に關する例外の規定は日本にも認められて保險法に其の規定を設くる事となれり（保險法一〇）。

此の如く資本の一部を未拂込のまゝに据置くときは銀行及び保險會社の如き公衆に對して重要な債務を負ふ所の業務に適當なる保證を與ふることゝなれども之のみにては唯法律上の條件を充たすのみにて實際上必ずしも安心なりといふ能はざるが、獨逸の保險會社は定款に種々の規定を設けて此の法律の條件を實際に有效ならしむるに勉めつゝあり。其の方法の最も有力なるは株主をして其の未拂込高に對する短期拂の手形を差入れしむるにあり。此の如くする時は會社は普通の拂込請求權の外に手形上の權利を得るが故に手續上大に利益する所あるや明かなり。併し此の如くしても若し其の手形義務者たる株主が支拂能力無きものならば其の效なきに至るべきを以て、會社は株主の財産上の地位を鞏固にする爲めに、株券の讓渡には會社重役の承認を要すとの規定を設けて、支拂能力の不充分なるものに自己の株式の移轉せらるゝことなき様にし、又現在株主と雖も其の支拂能力の不充分なりと認むるときは之れに對して相當の手段を取り得べき様に定めたり。又更に此等の條件を實際的に完全ならしむる爲めには株主一名の持株高を制限して例へば五十株以上の株式が一人の株主の所有に歸することを禁ずることゝして、萬一の場合に各株

主の拂込を容易ならしめ、且一部株主の支拂無能力となりたる爲めに大部分拂込の不可能となるが如きこと無からしめたり。勿論此等の規定は皆株式賣買の自由を制限し、株主の資格を少數富豪家の間に限定すべきが故に、會社の根本的性質に大なる特色を與へ、稍々私會社に近き性質を帶びしむるものなり。

獨逸には中世以來鑛山の經營の爲めに設けらるゝ所の「ゲウエルクシャフト」(Gewerkschaft)と稱する一種の會社ありて今も尙ほ其の數甚だ多し。「ゲウエルクシャフト」の資本は「クックス」(Kux)と稱する株式の如きものに分割せられ、其の讓渡の手續は極めて自由なるが故に廣く一般公衆の間に分散せり。其の株式會社と異なる唯一の主要なる點は株式會社の如く有限責任にあらずして必要の場合に追納金(Nuisance)の拂込を強制し得ることなり。由來獨逸の鑛山法にては鑛山の經營中止を嚴禁し、中止の場合には直ちに採掘權を停止するが故に、災害の生じたる際の如きは忽ちにして新資金の需要を惹起せざるを得ず、之が爲めに追納金の規定は非常に有利なる條件なりしなり。現今は資本調達の方法發達し居る爲めに此の規定の必要は減じたれども尙非常の場合に經營上の利益を有するは疑ふべからず。然れども「クックス」の讓渡は株式の如く圓滑なる能はず、其の質入は尙更困難多きが故に、經濟界一般に好景氣なる時は株式會社の方が資本の募集上遙かに有利なりとして「ゲウエルクシャフト」を株式會社に變更するもの甚だ多し。之に反して不景氣の際には普通の株式會社を「ゲウエルクシャフト」に變更するもの亦稀なりとせず。

「クックス」が株式と異なる一の特色は最初より一定の額面金額を有することなく唯會社資本の幾分と定むるにあり。舊法にては一個の「ゲウエルクシャフト」の資本は百二十九の「クックス」に分つことと定められ、必要の場合には一個の「クックス」を更に分割して相續賣買することを許されしが、其結果として或會社の持分は頗る微細に且不規則なる數に分割せられて取扱上非常の不便を感ずるに至れり。其極端なる一例として某會社の一社員は十株の他に四十二萬八千五百四十四分の一萬五千四百九十二京といふ端株を所有し、其權利を精確に示すには分母として四十八個の數字を並べ、分子として四十七個の數字を並ぶる

を要したりといふ。是に於て一八六五年普國政府は法律を改正して「クックス」の數を一會社に付百個に限り、更に鑛山局の許可を得たる場合には一千個と爲すを得せしめ、分割は之を禁止したり。然れども一會社の株數を此の如く限定せらるゝは頗る不便のみならず、其事業の有利なる場合には一株の價格數萬圓に上るものを生じたるに拘らず尙ほ之を分割する能はざるの奇觀を呈するに至れりといふ。(Liefmann, Unternehmungformen, S. 64)

三 株式合資會社及び株式會社重役の無限責任制度

株式合資會社は無限責任の重役と有限責任の株主とを以て組織するものにして形式上株式會社と合資會社との折衷的制度なり。従つて其の起源に就きても合資會社より變形したりとする説と株式會社より變形したりと云ふ説と二様の議論あり。個人企業を擴張せんが爲めに「コンメンダ」の形式を利用して其の資本の一部を公衆に募るに至りたることは上編歴史の部に述べたる南獨逸の富豪の資本醸集法に於て其の實例を見るべしと雖も、是が現今の株式合資會社の前身なりとは斷定する能はざるが如し。現今の株式合資會社が明白に法律の認むる所となりしは第十八世紀に屬し、實際に廣く應用されたるは第十九世紀中主として佛國に於ける出來事なり。而して其の盛んに利用せらるゝに至りし事情を顧るときは必ずしも株式合資會社の制度其者の善美なるが爲めにあらずして、寧ろ政府の特許制度に歸すべきもの大なりと云はざるを得ず(上編佛國に於ける立法の條を参照すべし)。蓋し一八五六年の會社法に依りて有限責任なる株式會社の設立を自由にしたる以前には多數の株式合資會社が設立されたるに拘らず同年以後に至りては著しく其の設立を減じ、之に反して株式會社の數は大に増加したればなり。但し今日にても佛國には他國に比して多くの株式合資會社あるは因襲の然らしむる所なるべし。

株式合資會社制度の法律上に認めらるゝ理由は其の株式會社と合資會社との中間にありて兩者の長所を併有するに

あり。即ち株式會社は有限責任の株主のみより成るが故に熱心忠實なる取締役を得ること難く、且往々にして奸惡の徒が公衆を欺くの具となり易し、之に反して合資會社は持分の譲渡の困難なるが爲めに廣く公衆に訴へて巨大なる資本を募集すること能はず、依つて株式合資會社の如くすれば大資本と熱心なる重役とを併せ得るに可なりと云ふべきが如し。然れども此の議論は殆んど机上の空論にして實際の事實は之を否定するものなり。蓋し苟も公衆の資本を募集して大事業を營む程の大會社に一二の無限責任社員あらばとて第三者に對する其の會社の信用を増すべきや否やは疑問なり。且又其の無限責任社員が幸にして熱心忠實に業務を經營するとしても、其の技倆人物優秀ならざる限り必ずしも利益ありといふことを得ず、寧ろ株式會社の如く廣く人材を選択するに如かざるなり。加之抑々有限責任なることは往時の爲政家の恐れたるが如き弊害を生ずるものにあらず。勿論無限責任の社員は自己の財産上の責任の重大なるを思ひて大に努力すべしと雖も其の人にして出資額以上に財産を有せざるときは萬一の場合に債權者に取りて何等の効果をも生ぜざるなり。又平生の場合にも債權者は無限責任社員の財産上の地位を過信して不當に多くの信用を與ふることなしとせざるなり。然るに有限責任の場合には若し其の會社の計算が適當に發表せらるゝものとすれば會社の信用程度は何人にも明白に知らるゝを以て豫め債權者をして用意周到ならしむるの利益あり。是故に從來個人企業又は合名會社、合資會社の如き形態を取りたるものが其の事業を擴張するには自ら無限責任を負はずとも株式會社の發起人として資金の募集をなすを得べく、世の放資家にして株券を買入れんとするものも殊更に株式合資會社を株式會社よりも多く信用するの理由なきなり。

株式合資會社制度は前に述べたる佛國の場合を除く外、未だ曾て廣く利用せられたることあらず。獨逸にても普魯西には佛國と同じ特許制度を取りしことあるが爲め幾分か多くの株式合資會社（例へば伯林商業會社、伯林割引會社の如き）を存すれども近年に至りて設立せられしものは極めて少し。又英國にては普通の株式會社が其の定款の規定

に依り取締役を無限責任となし得べきことを會社法中に定められども（一九〇八年會社法六〇・六一）之を實際に行ふもの殆んどなしといひて可なり。次に日本にては新商法施行後二十年を経たる大正七年に於て尙ほ株式合資會社の現在數は全國中僅に三十四ありしのみ。之れを各種會社の總數一萬有餘に比すれば實に九牛の一毛とも云ふべし。されば商法中株式合資會社に關する二十箇條の規定は殆んど全く無用の空文にして寧ろ之を廢止するに如かずとの説を聞くに至れり。吾人も亦此の如き有望ならざる制度の紙上に存在するときは徒らに法律を煩瑣にするの弊を留むるが故に其の全廢説に賛成するものなり。（松波博士、日本會社法に廢止論あり。青木博士、會社法に存續論あり）。